

534

24



始



KI 67-28.



吳市史

第一輯

大正
14. 1. 6
内交

序

我が吳市は元安藝郡に屬する吳と稱へし一郷にして東北西の三方は山を負ひ南の一方海に面したる盆地にして氣候溫和なれども地味肥沃ならず陸上の交通は崎嶇阪路にして海上も亦僅に日を期して廣島に通ずる所謂番船と稱する夜航ありしのみ住民は主として農業に従事し一部漁業を生計としたるの僻地に過ぎざりき然るに明治十九年海軍鎮守府設置の議決するや俄然大工事は起工せられ地方人の耳目を聳動したり爾後四年明治二十二年四月二十一日明治天皇の行幸を仰き開廳式を舉行せられてより日に月に戸口の増加を來たし遂に明治三十五年十月一日を以て市制を施行し就中明治三十七八年戰役以後は鎮守府の擴張と共に市勢は益膨脹し往昔の所謂吳四ヶ村の係は亦これを認ふ能はざるに至り今や軍港は世界中屈指の大規模となり市の戸口は全國十指の中にありて實に滄桑の變と謂つべきなり茲に吳市史の

刊行に際して既往の史實により將來に想到せは幾多の希望と抱負の胸中に湧出し來るを覺ゆ希くは自他共に將來に善處して遺策なからんことをこれを以て叙とす

大正十年三月

吳市長 春藤嘉平

例言

一此の書編纂の當初其の大綱を定めしか中途二三の更訂を要し且つこれに従事せしもの前後約十人而かも其半數以上は故人となりしを以て内容の体裁多少趣を異にし特に其の行文に至りては各人の特色あるを以て或は潤色に過ぎ或は簡素に失するの嫌あり校訂の際特に注意せしも尙其の痕跡の著しきを憾む

一假字は公文も一般に平假字を用ゐたり

一正史若くはこれに準すへき史書に載せられたる事實以外は傳記口碑によれるもの多ければ間々憶斷に類するもののお後考を俟つ

一本史は大正八年を以て擱筆す

一各統計表に其初年を市制施行前に起せるものあり又市制施行の翌年又は其一二年以後を基とせるものありて彼是統一を缺くの憾あり是は其書類の散迭し又は多少不備の点等あるか爲め已むを得ざるに出づるものなり

534-24

吳市史目次

第一篇 緒説

第一章 地理的概観……………	一
第一節 瀬戸内海……………	二
第二節 吳灣の軍事的價值……………	三
第三節 吳市の地勢……………	六
第二章 沿革概観……………	九
第一節 安藝の國……………	九
第二節 吳の莊……………	三
第三節 安藝の國の領主……………	五
第四節 藝藩時代の村落……………	六
第二篇 總説……………	
第一章 鎮守府設置の準備……………	三

第一節 軍港設置の準備……………三

第二節 軍港の規模及び開港式……………三元

第三節 市街組織の端緒……………三元

第四節 市街の築調……………三元

第五節 町村區域と其の趨勢……………五

第二章 市制の施行……………六

第一節 縣知事の示談……………六

第二節 吳市制期成同盟會……………七

第三節 市制實施の準備……………七

第四節 市役所の開廳……………一〇

第五節 市會議員市會……………一三

第六節 市長市參事會員助役收入役……………一五

第三篇 各説

第一章 戸口及び市區……………二六

第一節 戸口……………二六

第二節 市區……………二七

第二章 行政機關……………三九

第一節 市役所……………三九

第二節 市參事會……………二五

第三節 市吏員……………二七

第四節 給料及び給與……………三八

第三章 議政機關……………三五

第一節 市會の組織及び選舉……………三五

第二節 縣會議員……………四〇

第三節 衆議院議員……………四八

第四節 貴族院議員……………四一

第四章 租稅……………五九

第一節 地租……………四七

第二節 所得稅……………四七

第三節 營業稅	四六
第四節 縣稅	四八五
第五節 市稅	五〇八
第五章 財政	五三
第一節 歲入歲出	五三
第二節 特別會計	五六
第三節 市公債	五二
第四節 町村分合に關する財産處分	五三
第五節 財産の造成基金の蓄積	五四
第六節 使用料及び手数料	五四
第六章 兵事	五四九
第一節 壯丁及び軍人志願者	五四九
第二節 簡閱点呼及び在郷軍人	五五五
第三節 戦死者	五六〇
第四節 在郷軍人會	五六〇

第五節 明治卅七八年戰役 吳干城會設立	五六七
第六節 明治卅七八年戰役に於ける市及び吳干城會の活動事蹟	五七〇
第七節 吳市軍人後援會	六〇〇
第七章 警察、司法、監獄	六一
第一節 警察	六一
第二節 司法	六一
第三節 監獄	六一
第八章 交通、通信、点燈	六二
第一節 道路	六二
第二節 橋梁	六九
第三節 船車	七〇
第四節 通信	七九
第五節 点燈及び瓦斯	七三
第九章 産業	七四
第一節 農産物附植林	七五

第二節 蓄産附牛乳……………七三

第三節 水産……………七六

第四節 商工業……………七九

第五節 銀行會社……………八〇

第六節 産業各種組合……………八二

第七節 市場……………八七

第八節 工場……………八九

第九節 附録……………九三

第十章 衛生……………九四

第一節 死亡者の病類別……………九五

第二節 傳染病の豫防……………九七

第三節 傳染病患者……………九七

第四節 傳染病院、隔離病舎……………九九

第五節 吳職工共濟會病院……………一〇一

第六節 縣立病院……………一〇六

第七節 醫事……………一〇七

第八節 産婆看護婦……………一〇八

第九節 衛生組合衛生會……………一〇八

第十節 飲料水の検査……………一〇九

第十一章 上水道……………一〇九

第一節 準備……………一一一

第二節 計畫工事……………一一七

第三節 補助市公債……………一二四

第十二章 警備……………一二九

第十三章 教育……………一三三

第一節 小學校……………一三四

第二節 中學校……………一〇〇

第三節 女學校……………一〇五

第四節 補習學校……………一〇七

第五節 私立學校及び幼稚園……………一〇三

第六節 教育會其の他の集團……………1077

第十四章 宗教及ひ神社佛閣……………1081

第一節 宗教……………1081

第二節 神社……………1081

第三節 佛閣……………1082

第十五章 風俗行事……………1087

第一節 冠婚葬祭……………1087

第二節 迎春祝賀……………1088

第三節 五節句……………1089

第四節 誓文拂……………1089

第五節 節分追儺式……………1090

第六節 左義長……………1090

第七節 綱引……………1091

第八節 報恩講……………1092

第九節 盆踊……………1092

目次 (終)

第十六章 名勝古蹟記念物……………1077

第一節 湯舟……………1077

第二節 二河の瀧……………1078

第三節 二河公園……………1078

第四節 鯛の宮記念碑……………1078

第五節 烏子島……………1079

第六節 莊山田上下の堰……………1080

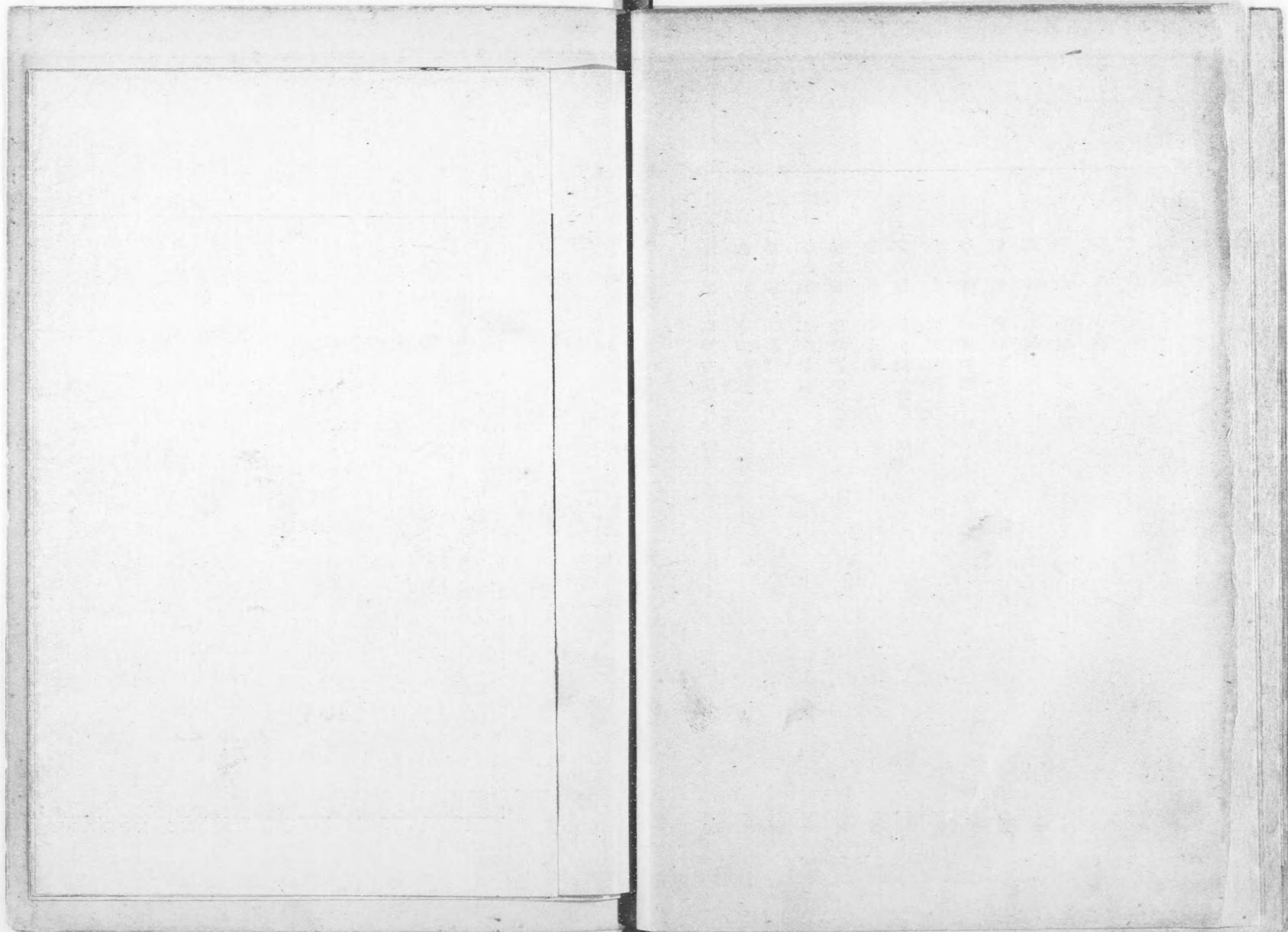
第七節 宮原村長渠……………1080

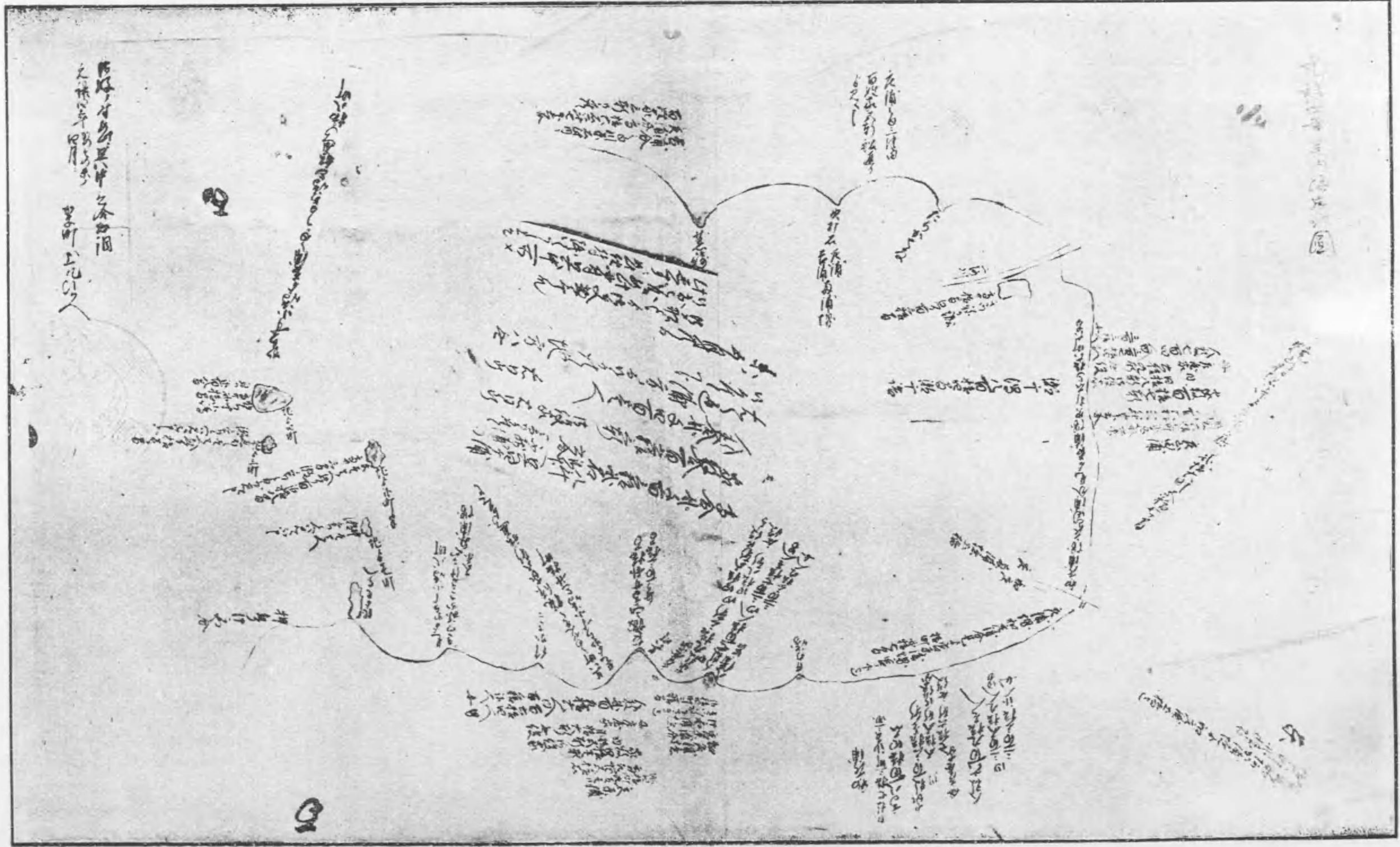
第十七章 諸官衙及団体……………1088

第一節 諸官衙……………1088

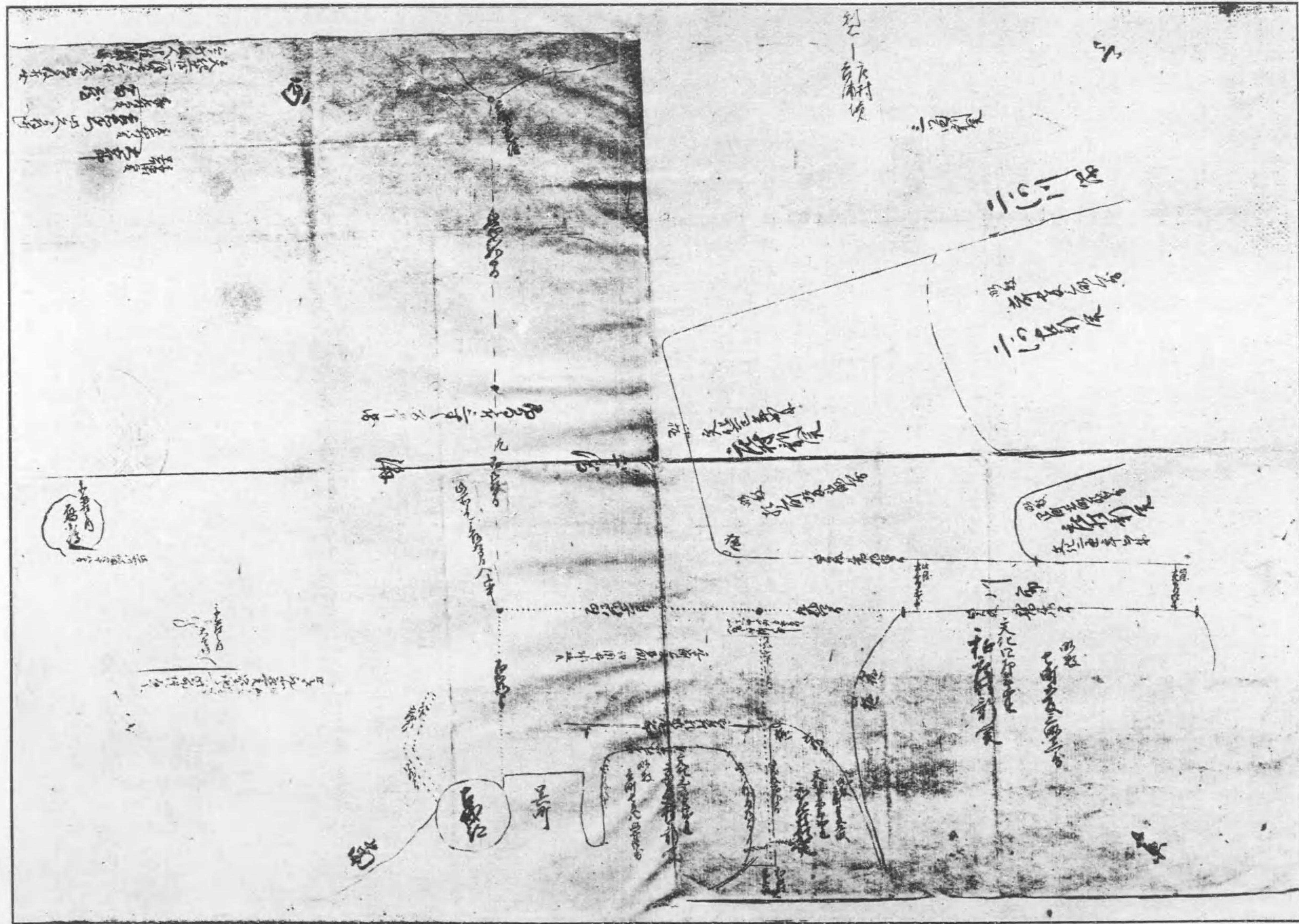
第二節 団体……………1089

第十八章 餘録 米騒動……………1092

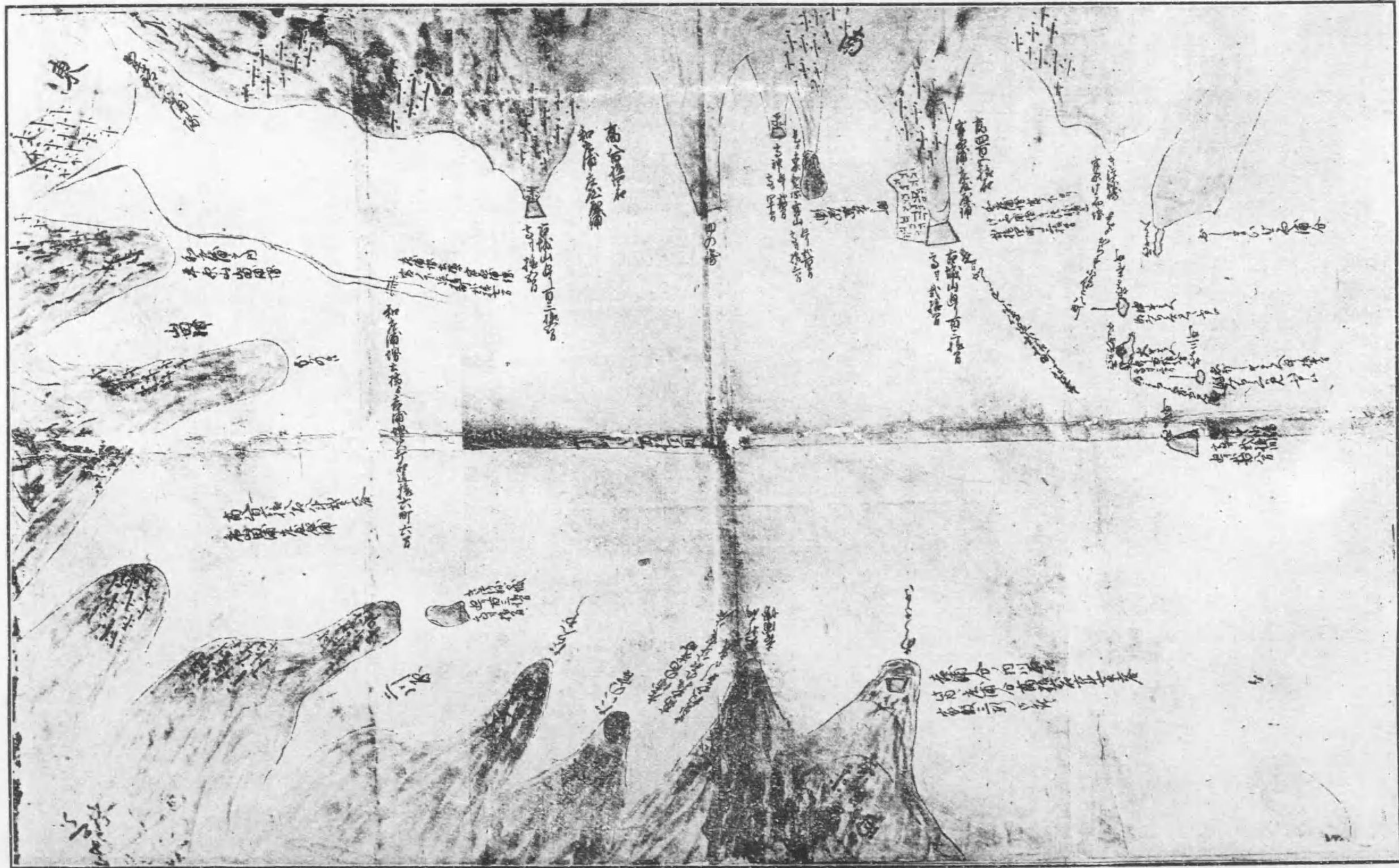




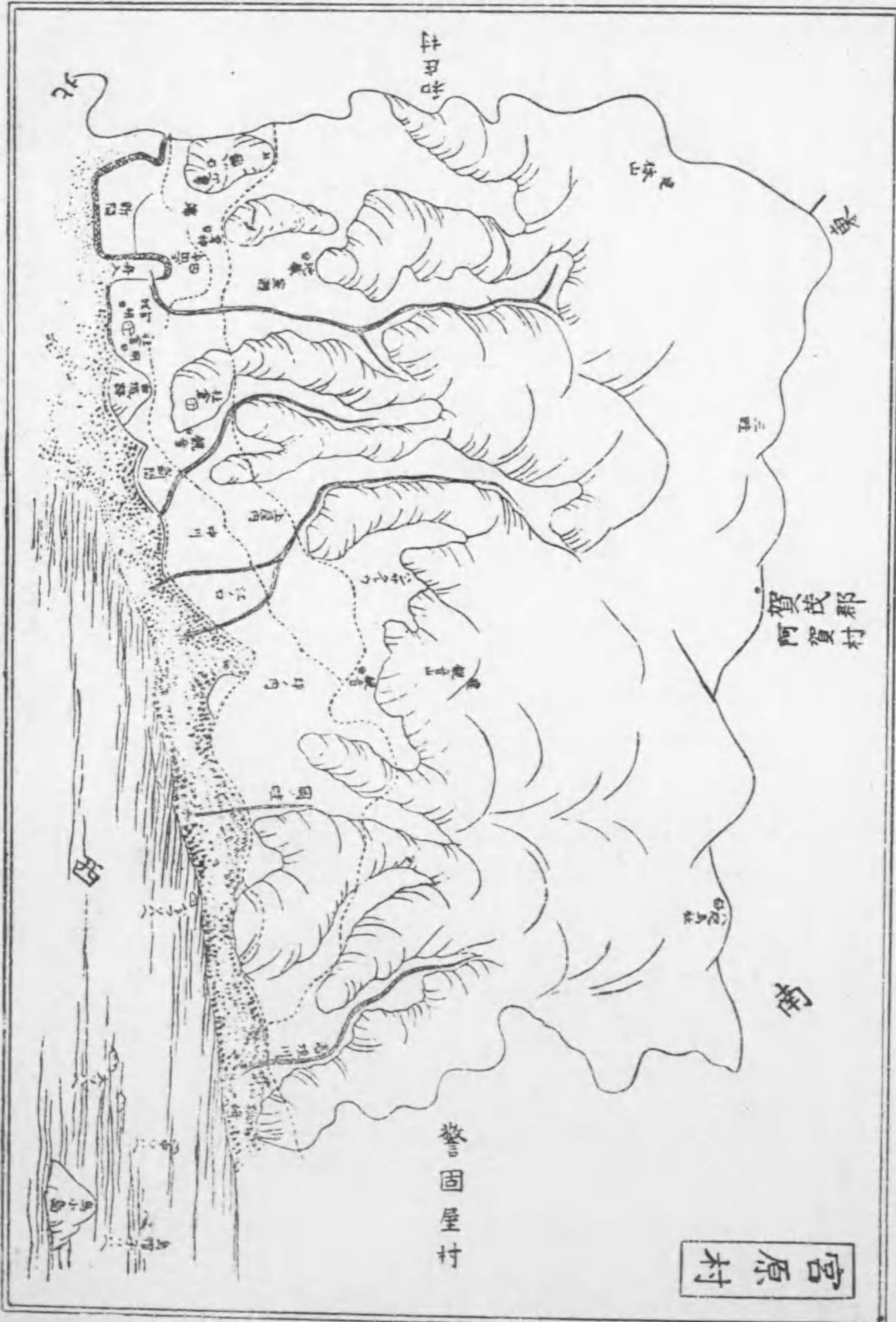
圖地岸海内吳年四祿元 一の其圖畧總圖地の代時藩藝



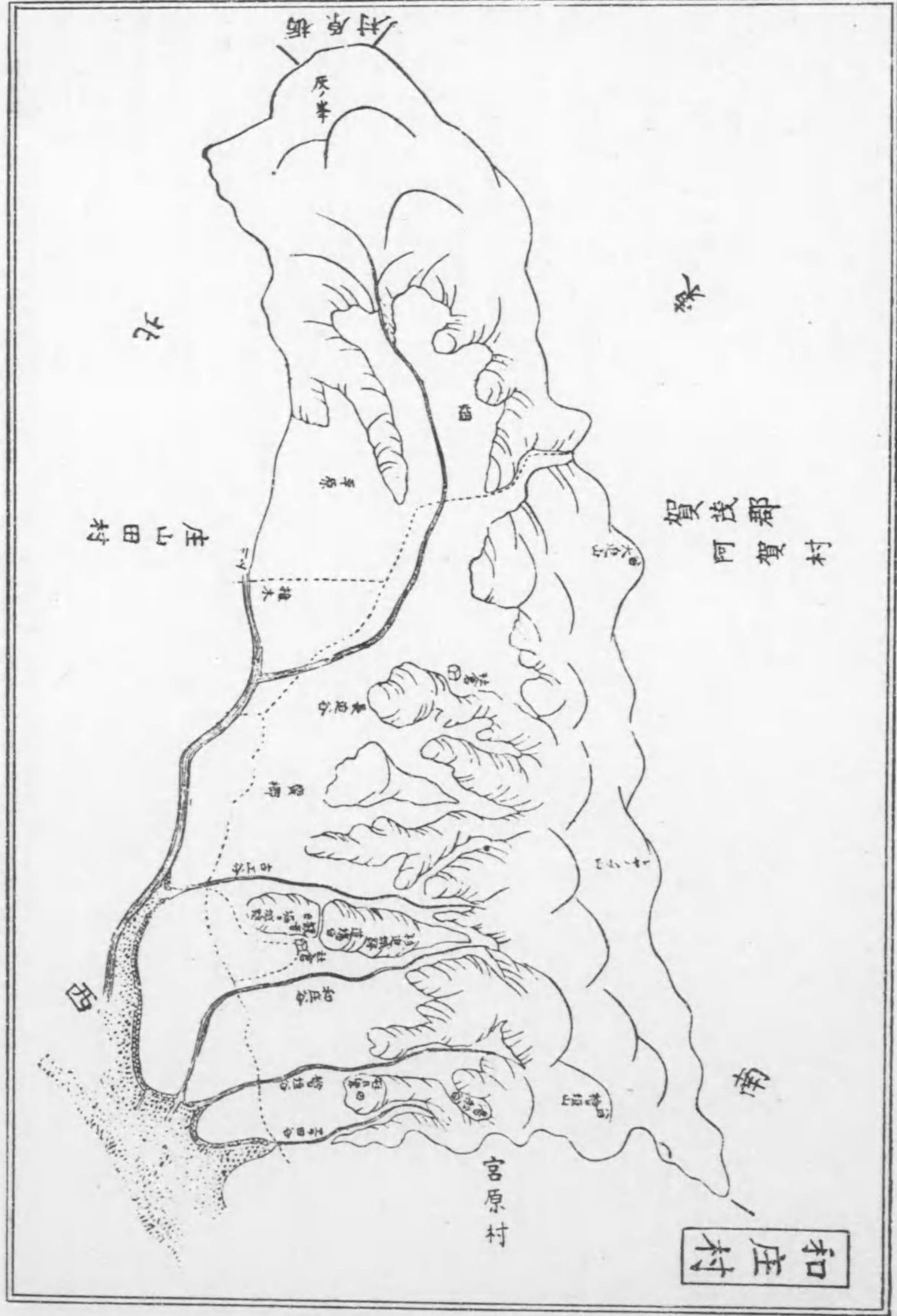
圖台打敷間惣村々三改月二年一十化文 二の其圖畧総圖地の代時藩藝



圖調數間數高村ヶ三 三の其圖畧總圖地の代時藩藝

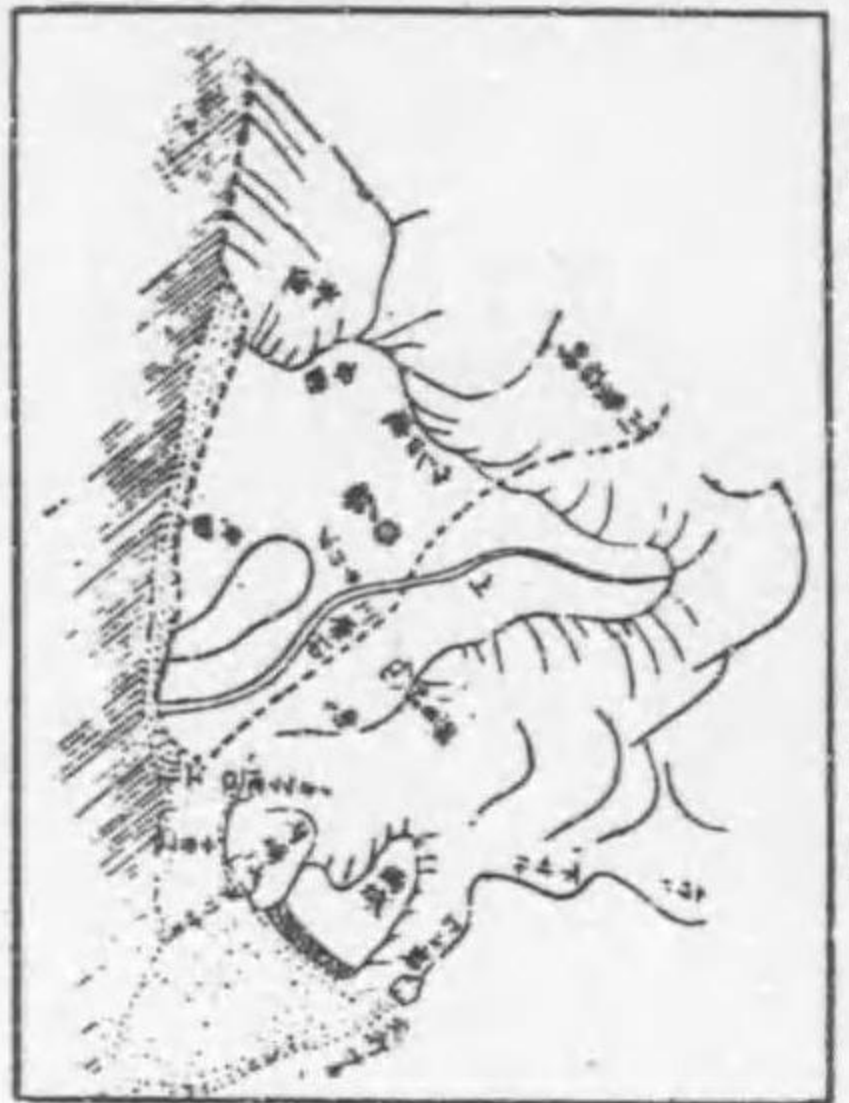


村原宮 一の其圖別村各圖地の代時藩幕

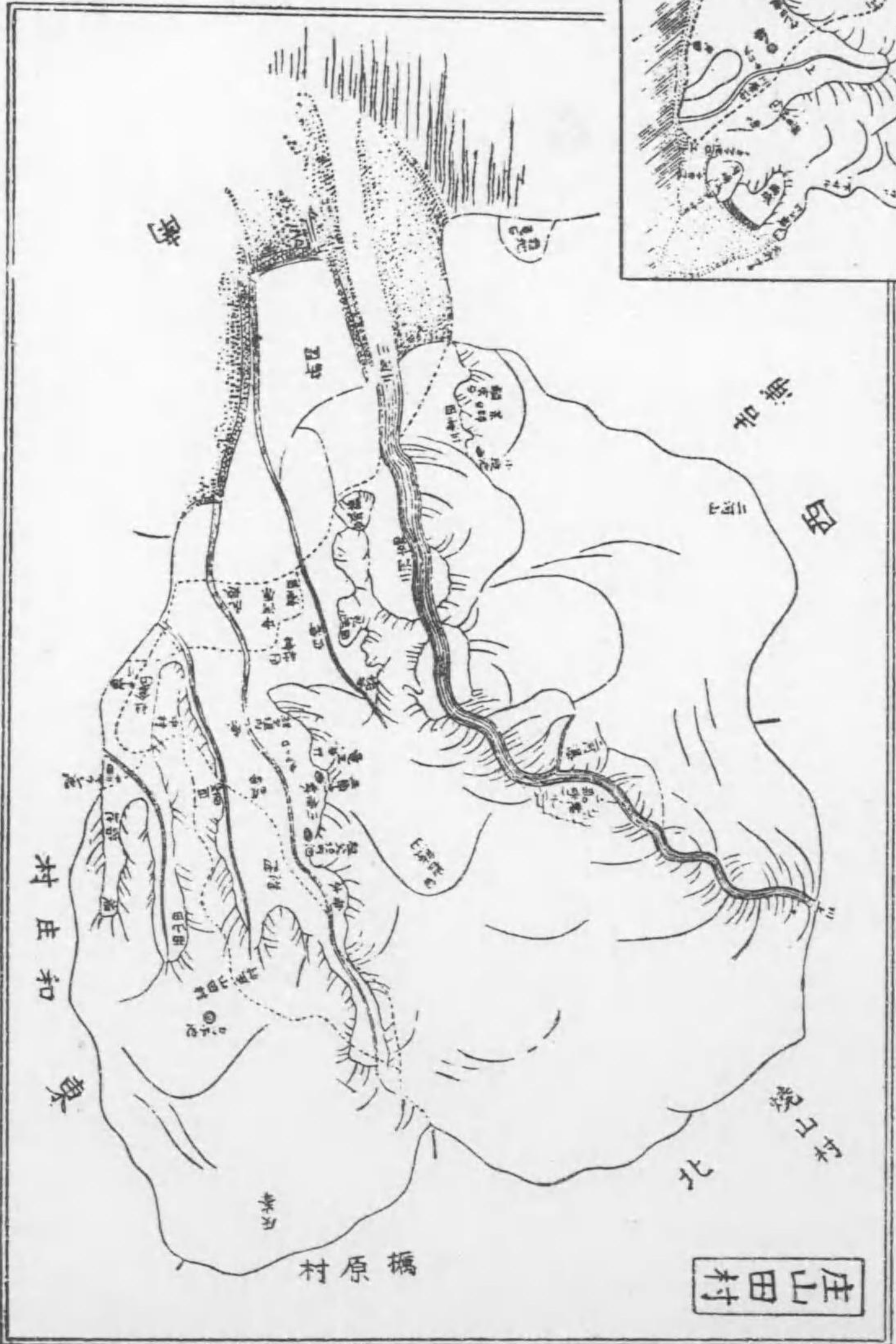


和庄村 二の其圖別村各圖地の代時藩藝

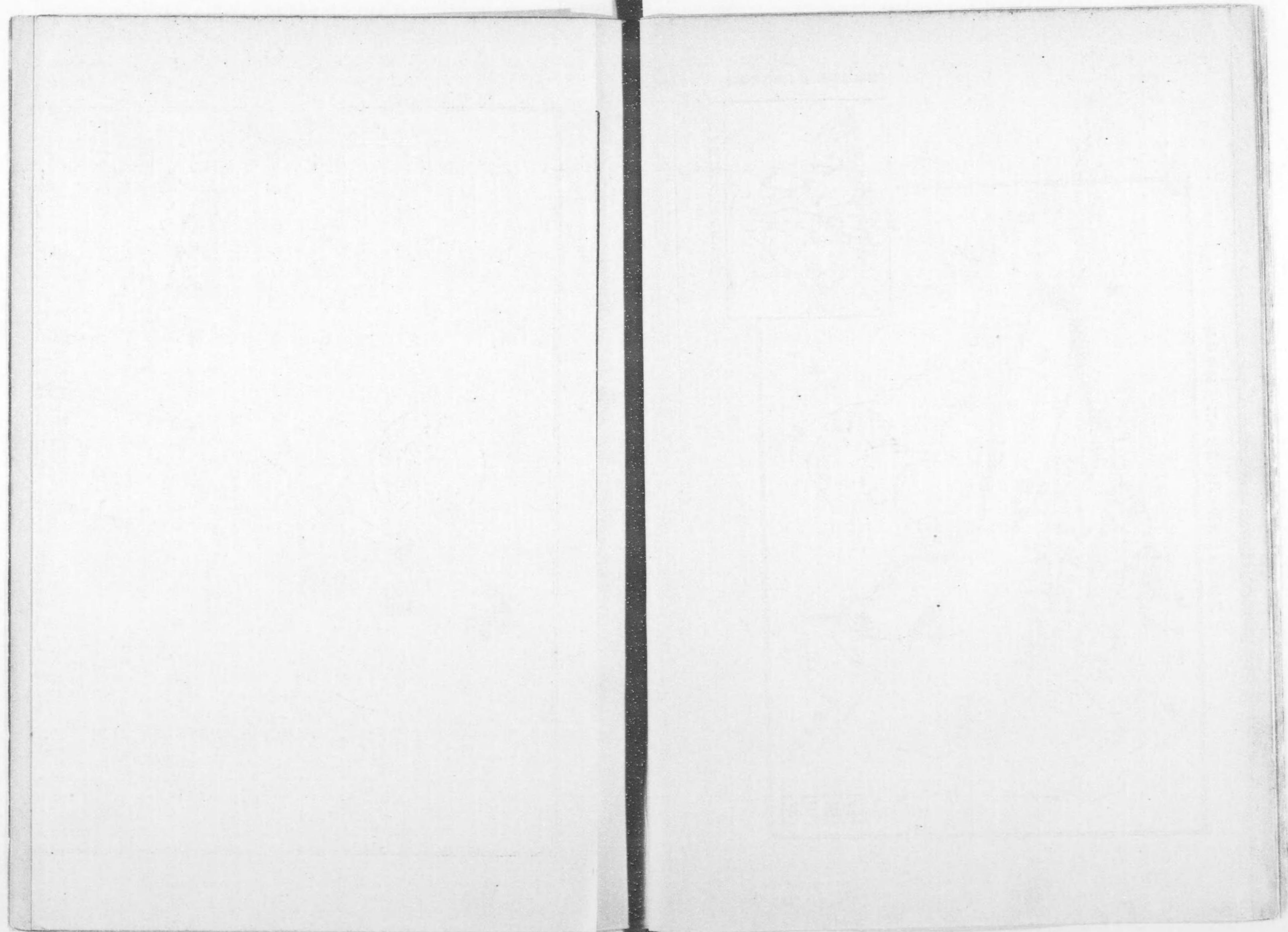
吉浦村の内一部(兩城川原石)



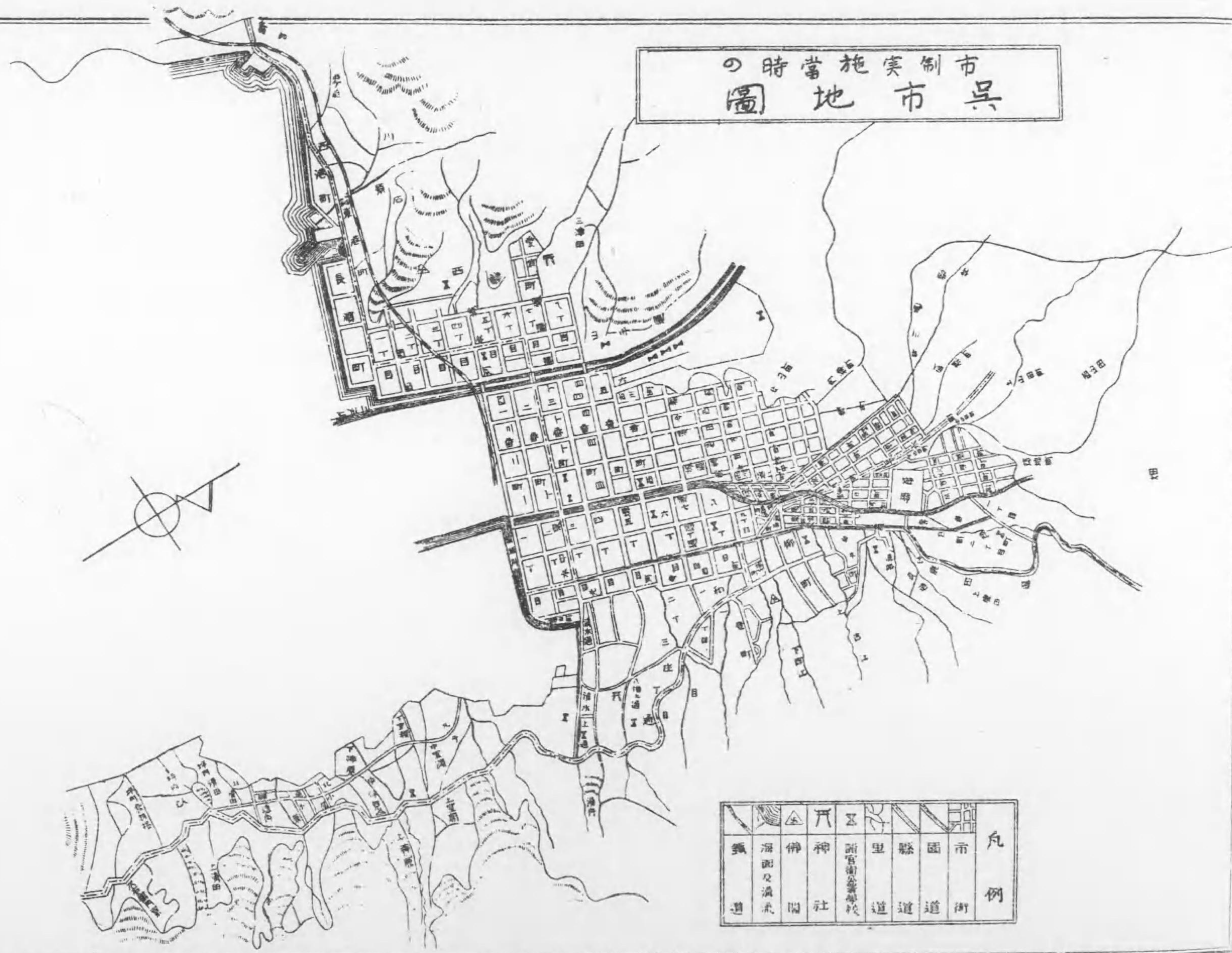
四の其圖別村各圖地の代時藩藝



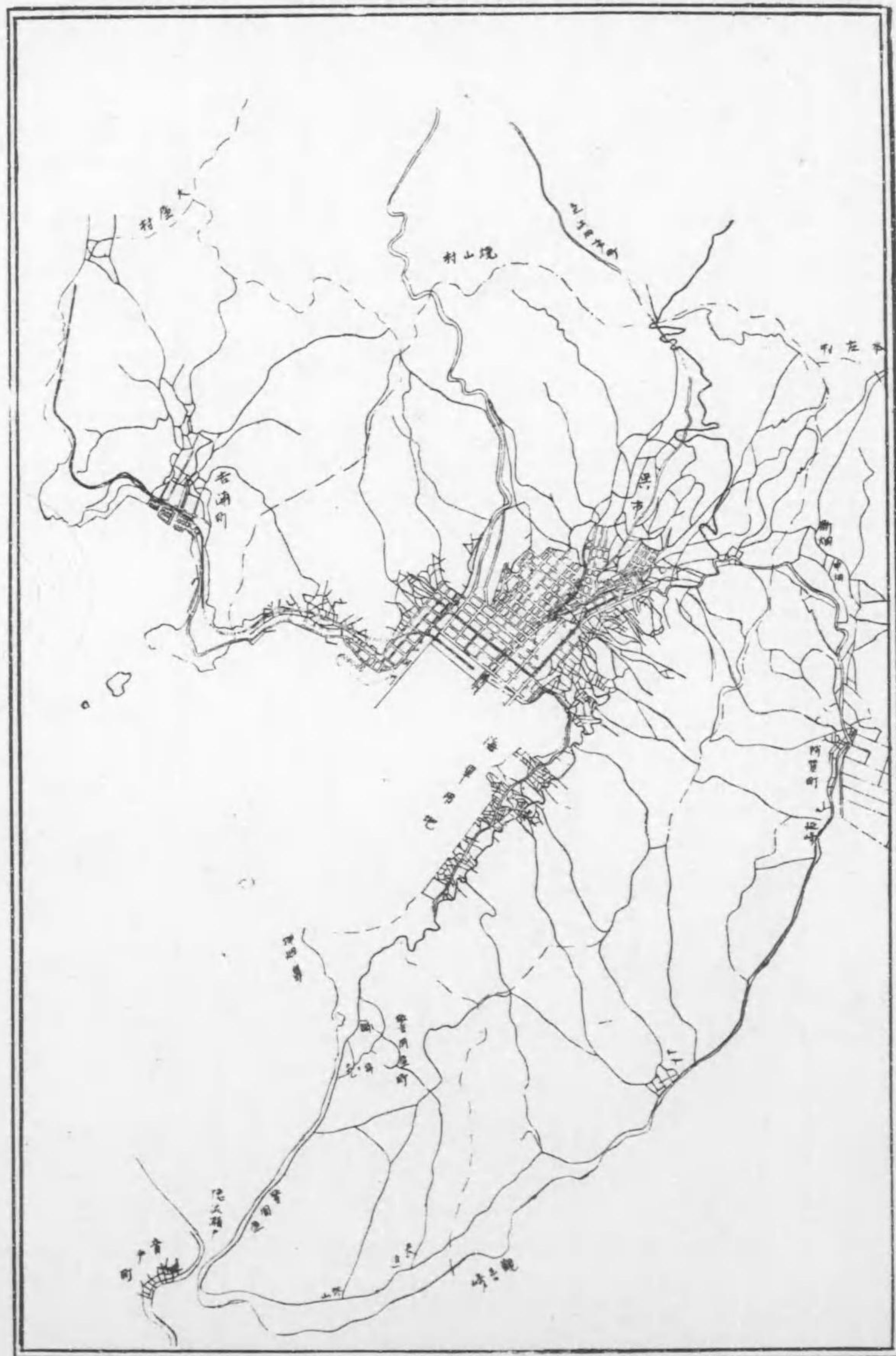
村田山莊 三の其圖別村各圖地の代時藩藝



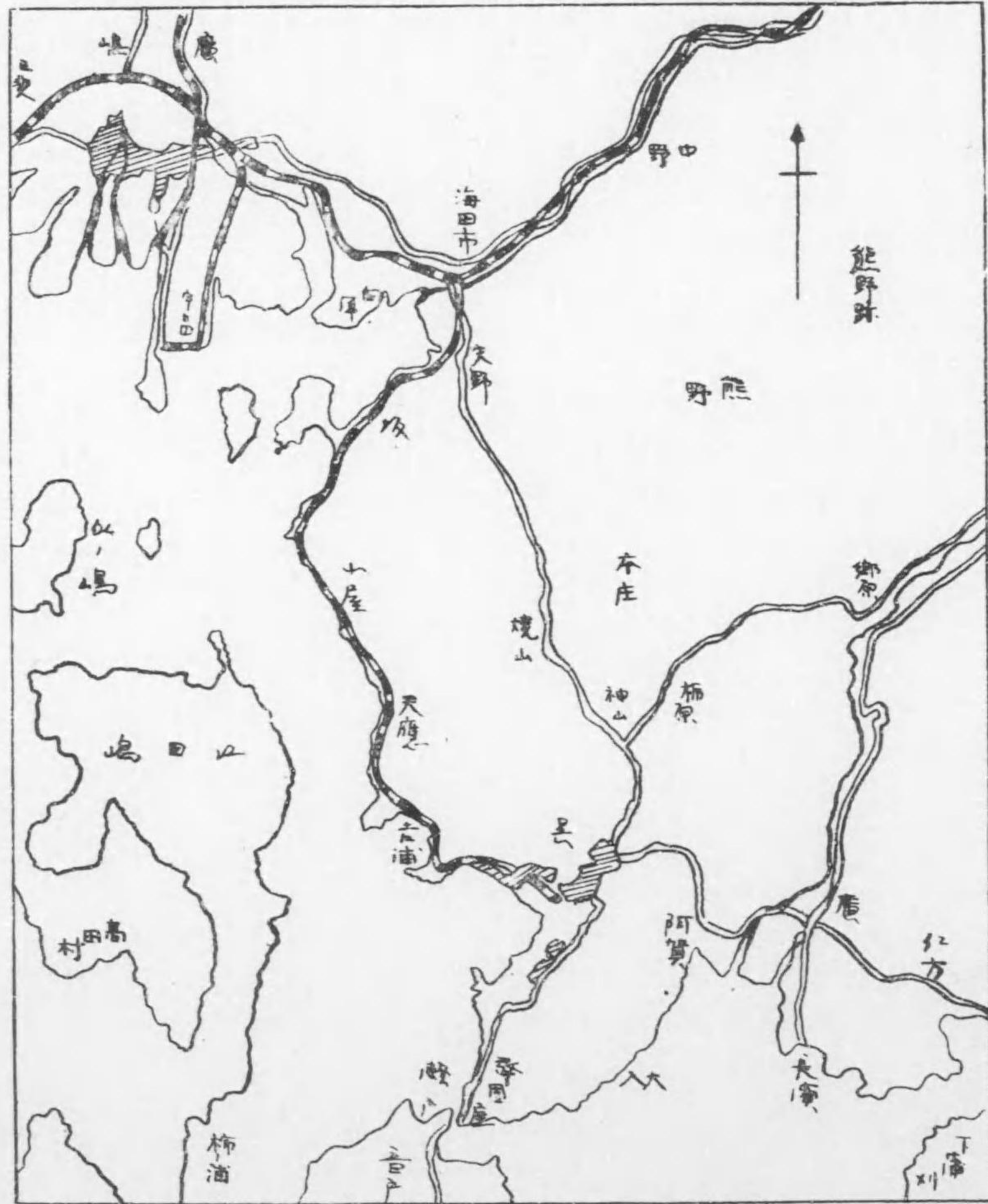
の時當施実制市
圖地市吳



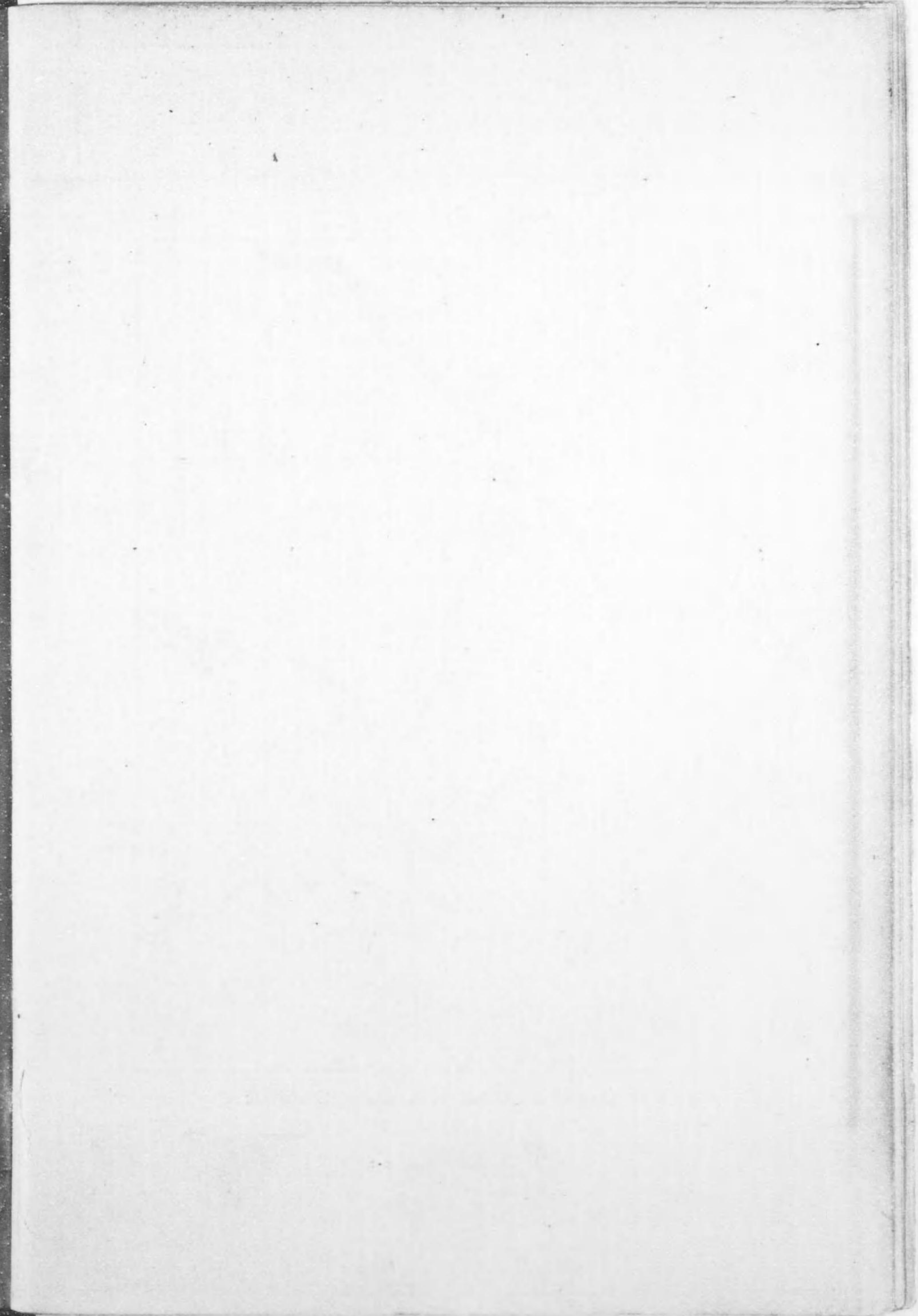
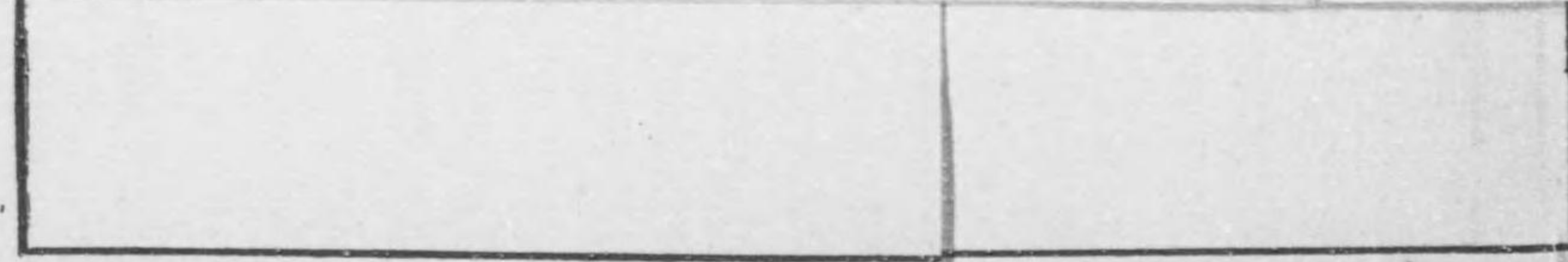
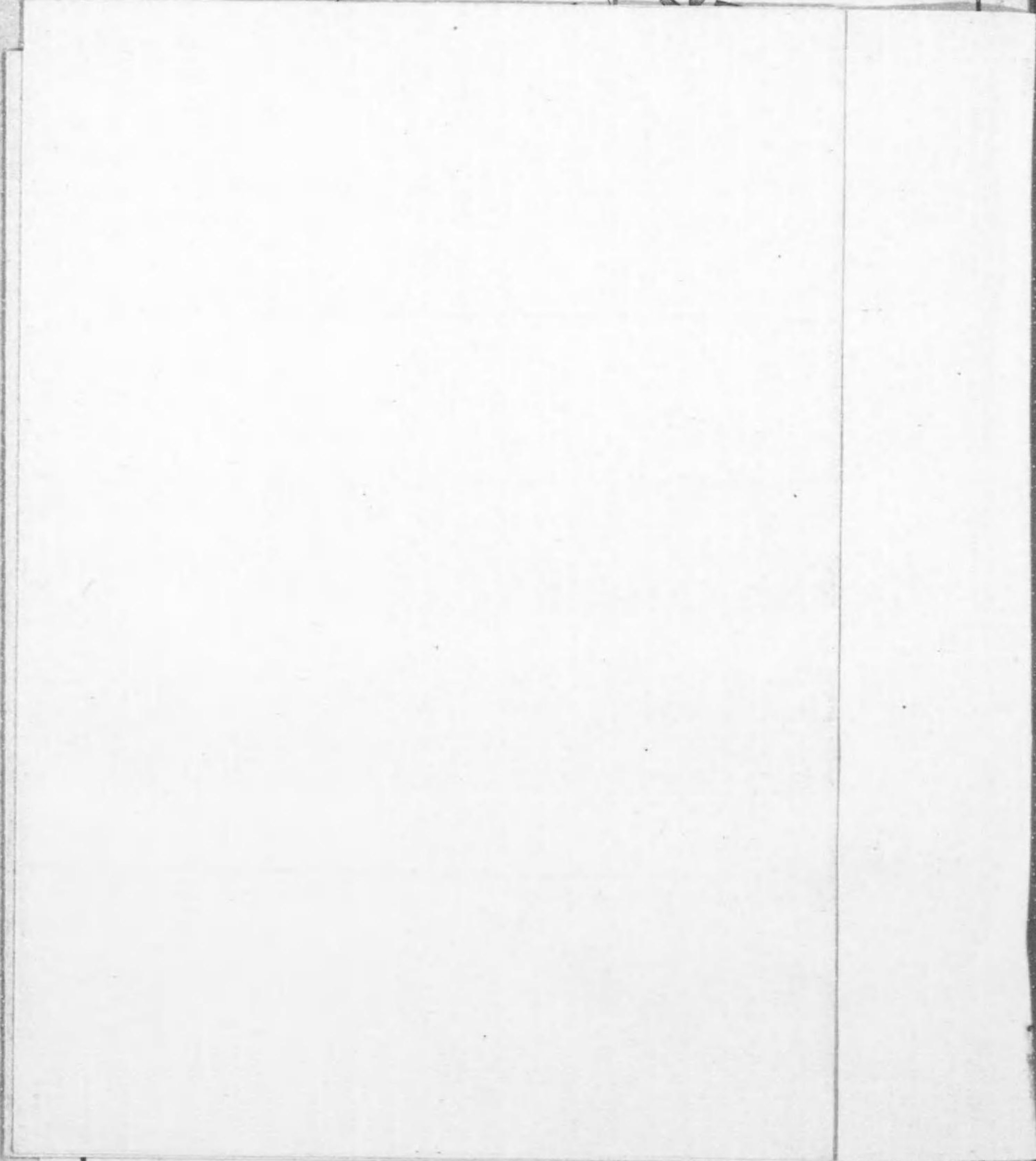
								凡例
鐵道	海河及溝渠	佛閣	神社	市官衙及學校	縣道	國道	市街	

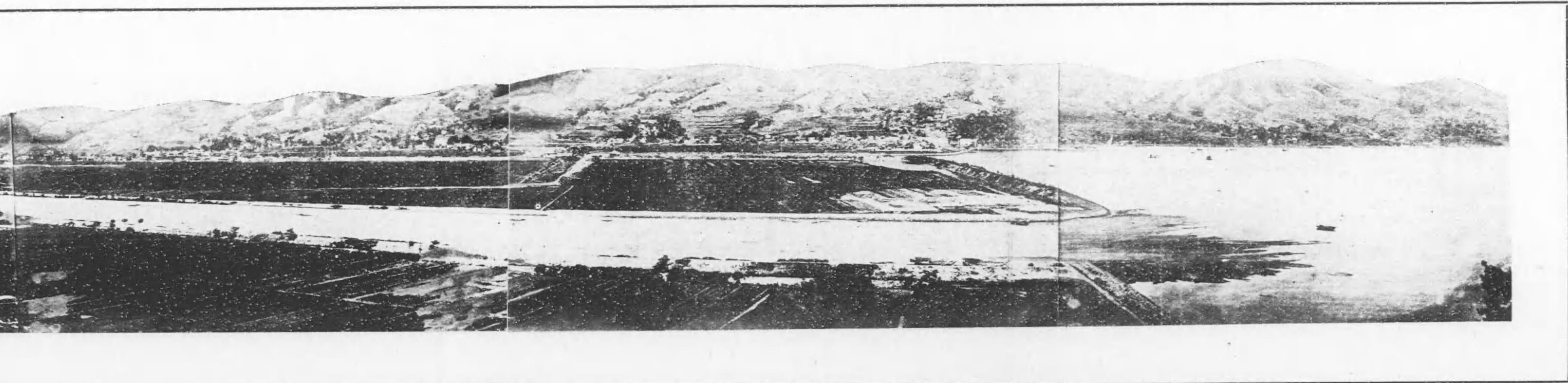


圖畧市吳るたみ含を村町續接



圖地るたし示を係關通交のこ部一の郡茂賀及市島廣。郡藝安

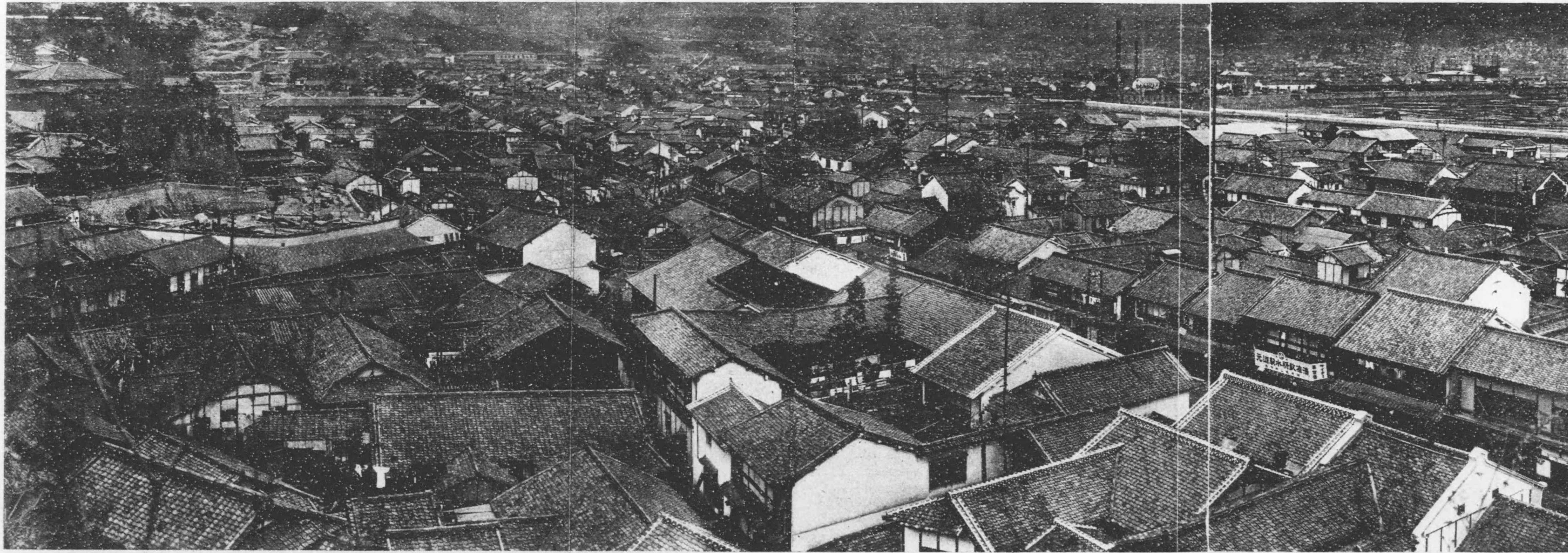




鎮守府設置前吳浦の全景

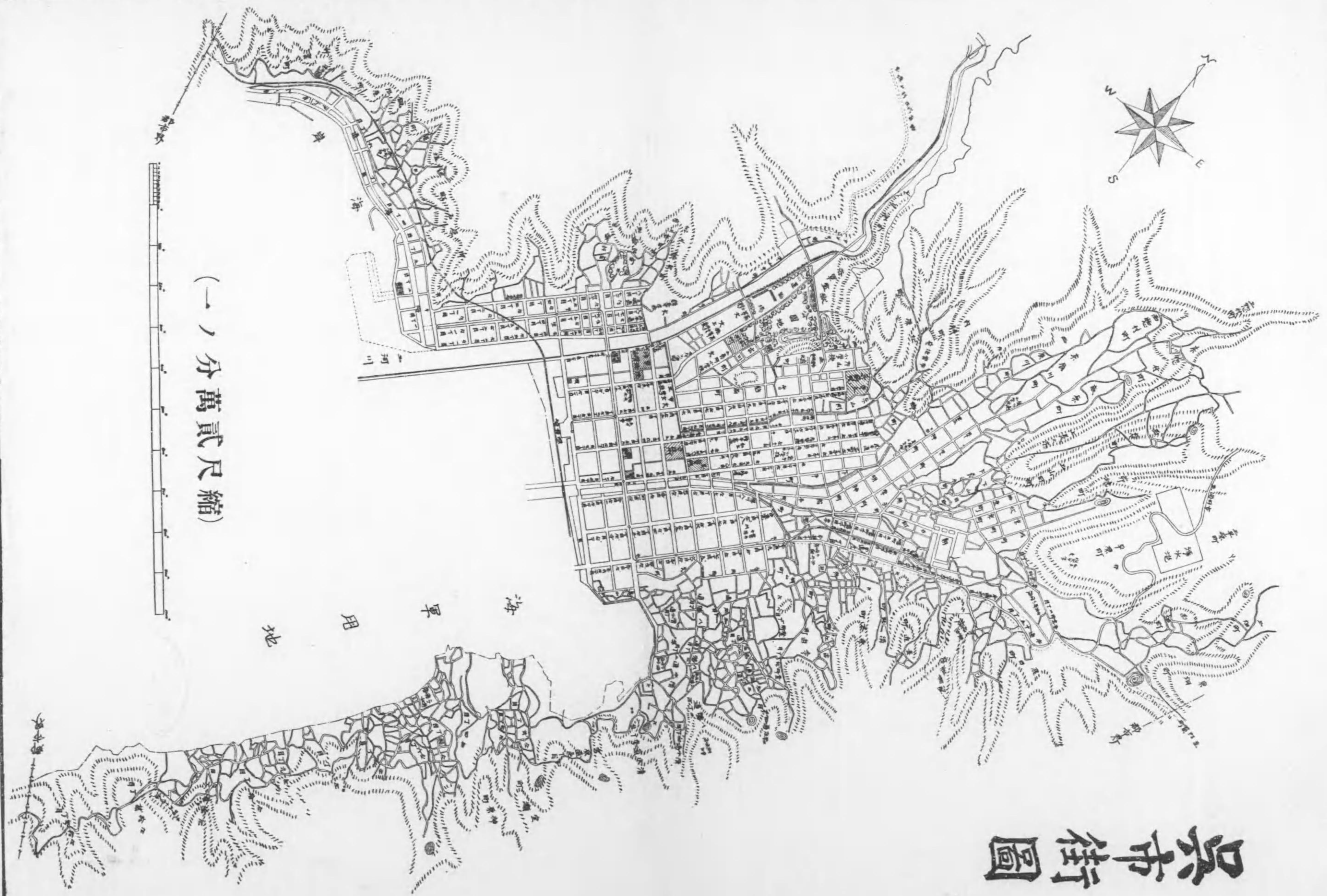


景全の街市吳



吳市の街の全景

吳市街圖



(一) 分萬貳尺縮



吳市史

第一篇 緒説

第一章 地理的概観



「海軍ありての吳市」是れ市民か誇として平生口にせる標語なり而して此の標語は最も簡單明瞭直截に吳市の勃興を説明せるものたり若し夫れ吳鎮守府にして此の地に設置せられすんは吳市の勃興と吳市今日の發展とは遂に實現するの機會なかりしならん果して然りとせば吳市の歴史を一貫せる勢力は實に吳鎮守府にして吳鎮守府の興替は直ちに吳市史の上に盛衰の影を投射し來るものと謂ふ可し之れを過去の事實に徴するに吳海軍は日清日露の兩戰役毎に益々其の規模を擴張し彌々其の威力を増大せるか如く吳市も亦此の戰役毎に異常の發展膨脹を來せり思ふにかくの如き吳海軍對吳市の關係は將來も長へに持續せらる可きものならん既に吳市か海軍に依りて生れ海軍に至親至密の關

係を有するかくの如しとせば茲に吳市史を編述するに當りて第一に念頭に置く可きものは吳鎮守府の設置なりとす而して吳鎮守府の設置を記述せんと欲せば勢吳市の内海に於ける位置並に其の海陸の形勝如何を觀さる可らす是れ本書劈頭に地理的概觀を叙する所以なり

第一節 瀬戸内海

瀬戸内海は我が國人文發達の搖籃なり我が皇祖 神武天皇か建國創業の鴻圖を遂げ給ひし光輝ある史實は瀬戸内海と至大の關係を有す殊に安藝及び吉備の二國は 神武天皇駐蹕の地たるのみならず其の東征の水師を整へ兵船を醸し給ひし根據地たり而して二千五百有餘歳の後天皇の東征に關係ある瀬戸内海の一隅に帝國海軍の一大要鎮の設置せらるゝは亦一奇と謂はざる可らす抑々瀬戸内海は本州九州四國の間に介在せる不規則なる長方形の内海にして其の包容せる部分的海灣には茅渟海(大阪灣)播磨灘(兒島灣)及び水島灘を含む(備後灘安藝灘廣島灣伊豫灘周防灘豊後灘等あり而して其の延長は東西二百四十二里北の幅員狭きは三哩廣きも三十哩を出てす四周の海岸線は岬角灣曲の變化複

雑を極め其延長實に七百哩に達せり此の七百哩の海岸線に沿ひて碁布星羅せる幾多の島嶼中其の名の著れたるは淡路島男鹿島家島西島神島泊島佐木島生口島大崎島蒲荊島倉橋島江田島能美島嚴島大島平群島屋島等とす而して是れ等の島嶼は其の布置安排自然の妙を極め加ふるに海上風濤靜穩にして恰かも一大湖水の如く巒光島影烟波と相掩映する佳趣妙景は當に是れ一幅の活畫と謂ふ可し而して内海の關門として東に紀淡海峡あり西に關門海峡あり南に豊豫海峡あり恰かも橐囊の其の口を括するか如く儼乎として天然の要害をなし外直ちに森漫たる海洋に接す而して此の三海峡は我が國防上の要地として其軍事的價値は内外人の等しく認識する所たり

第二節 吳灣の軍事的價値

瀬戸内海の一隅日本三景の一たる嚴島の西南方に展開せる漫々たる海區は廣島灣なり其の延長二十五哩幅員九哩乃至十五哩を有し現に吳海軍艦艇の訓練場たり而して廣島灣の海水諸島岐の間を縫ひて紆餘曲折藝南の岸を洗ふ處一種靈妙なる殿堂の如く容易に其の所在を窺知する能はざる吳灣は是れ帝國の

雄鎮たる吳鎮守府の在る所とす吳灣の西一里の對岸は江田島にして海軍兵學校の所在地なり其の南方に翠色滴るか如きものは是れを倉橋島と爲す而して江田倉橋兩島の間僅かに其角を見はすものは能美島なり若し夫れ船を吳灣に艤し江田島を西に迂迴して那沙美水道若くは宮島水道を航過せんか渺茫たる廣島灣の碧波を隔て、甲阿多田の諸島を望むべく更に西北の方廣島灣と相接する周防灘外には防長二州の諸山歴々として指点す可し若し又吳灣を南航して平相國清盛の堀鑿せりと傳へらるゝ音戸の瀬戸を通過せんか東西三湮南北三十湮を有する安藝灘の綠波に激盪たる藝豫諸島の風光愛賞に價するものあり斯くの如くして吳灣は東西孰れの水道よりするも寔に一種の秘密境と謂ふ可きなり若し之れを簡明に形容せば宛然蝶螺の尻に似たりと謂はんか而して三面は島嶼又は陸岸に圍繞せられて暴風怒濤を掩蔽し港口には暗礁又は淺瀬の危険なく港灣としての重要條件たる船舶避難の目的に適合せる他に容易に求む可らざる所なり又灣底は泥質にして能く錨を支持し水深は干潮と雖とも尙ほ能く大艦を泊するに足り碇泊區域の面積は頗る廣濶にして如何なる大船巨舶の輻湊にも堪ふ可し是れ實に天然の良港に非すや然れども軍港と商港とは

亦自ら其の趣を異にする所無くんは非らず因より軍港と雖とも如上の諸條件を具備せざる可らざるは勿論なれども特に必要なるは左の三目的に適應するに在りとす

一 防禦的には敵艦の偵察と砲撃とを避くるに足り且つ其封鎖に最も勢力を消費せしめ尙ほ敵艦若くは敵水雷艇の進撃に對して最も有力なる防備を爲すに足ること

二 攻撃的には平時に於ては可成大なる海面の威壓に適し又艦隊の活動を始むるに當りては最も速に戦闘隊形を取るの便あること

三 兵營糧食戰略等の諸点に於て常に陸上との連絡を保つての便あり其の他艦隊が作戦計畫及び其準備を爲すに最も便なること

而して港灣か如上の目的に適合するか否かを判別するには少くとも其の位置形勢周陸の状態を観察せざるへからず然れども是れ軍機の秘密に屬するを以て今は之れを詳説するの自由を有せずと雖とも概して之れを論ずれば其位置は陸上の策源地と連絡を有し其の形勢は港口複口にして且つ灣の内外に適當なる投錨地を有するを以て退嬰進撃兩つなから有利なるのみならず陸上防備

と相俟ちて善く敵艦隊を威壓するに足り其の周陸は前後に屈強の掩蔽を有するか如き我が海軍當局が軍港地として斯の灣を指定したるの決して偶然に非らざるを知るに足らん

第三節 吳市の地勢

吳市の地勢を記さんごせは先づ安藝郡の地勢を略述せざる可からず蓋し今日の吳市を成せる四ヶ町村區和庄町區莊山田村區宮原村區二川町區は古來安藝郡に屬したればなり抑々安藝郡は安藝國の中央に位し島嶼を除きたる陸地の廣袤は東西四里十八町南北五里十町と稱せらる其の四隣は東は賀茂郡に連り西は廣島及び安佐佐伯の二郡に接し南は海を隔て、伊豫國風早郡に面し北は高田郡に續く而して北方は閉ち南方は開き風氣和暄にして地味肥沃たり島嶼は何れも郡の南方に在り就中最も大なるは蒲刈倉橋瀬戸江田の四島にして小嶼其の間に点綴す而して西方には佐伯郡能美島あり東に豊田郡豊島あり其の間數十里に互りて海上を障ふ上古安藝郡は境界太た廣濶なりしを以て中古之れを分割して二郡となし南を安南北を安北と呼ぶに至れるか後安南郡を安藝

郡と改稱し安北郡を高宮郡と改稱せり即ち安藝郡は上古疆界の半を失へりと謂ふべきなり

吳市現今の四町村區は上古より安藝郡に屬し其の南隅に位置を占む今地勢を案するに此の四ヶの部落は其の自然の形勢として正に一廓を形造れるものなり即ち東西北の三方面は峯巒丘岡に圍繞せられ唯南面のみ洞開して海に枕む即ち此四部落は早晚統一せらるべき宿命を有せしものと觀る可きなり而して其北方に突冗として一群の小山彙を傲然瞰下せるか如きものを灰ヶ嶺となす是れ吳安藝賀茂の一市二郡の境上に位せる高山にして往昔は鬱蒼たる森林を有せしが濫伐の結果今や殆ど楮禿に近く僅かに灌木雜草を生せるのみ古來吳沙々宇山瀬野大山灰ヶ峯を以て安藝郡の三大山と稱しき地質は俗に黒灰砂礫の混交なりと傳ふ山名の起る蓋し之れに因るか更に灰ヶ峯の山彙西走して突起するを二河山と呼び其の南方に起伏蜿蜒するものを鳶ヶ岡山平原山觀音山休山八呎鳥山等となし南奔安藝郡警固屋町の南端鍋崎に至つて盡く而して現今の境界は東は賀茂郡阿賀町に連り南は安藝郡警固屋町に續き西は丘陵を隔て、安藝郡吉浦町に接し北は灰ヶ峯を隔て、賀茂安藝二郡を控ふ其の廣袤は

極東和庄町字畑より極西二川町字新宮に至る二里八町極南宮原村字次右衛門原より極北莊山田村字惣付に至る二里十八町其の面積一方里四五町海拔一九五と稱せらる又地球上の位置は北緯三十四度十四分東經二百三十二度三十三分にして經度時は此の地の午前八時五十分十三秒餘と本位子午線の通過する英國綠威の正午と相當す

さて現今吳市の中心を爲せる平坦部は鎮守府設置以前は空漠たる田圃にして民家は南方海岸又は山麓及び其の附近に疏聚せしのみなり而して此の平坦部を北より南に横斷する二條の河流あり東なるを堺川と稱し源を灰ヶ峰に發し小流を合せて海に注ぐ此の河は現今水源涸渴し降雨を見るに非ずんば河底殆ど露出し唯滿潮に際し海水の滿つるあるのみ其の西なるを二河川と呼び同じく源を灰ヶ峰に發し北の方枋原苗代熊野(以上安藝郡)の村落を經西流して川角押込焼山(同上)の諸部落を過ぎ二河山中にて飛瀑となり流れて海に注ぐ川の全長五里に及び下流は幅員廣くして巨川の觀あれども連年の出水に河底土砂に埋れ加ふるに其上流は海軍水道に引水せられたるか爲め是れ亦平時には僅かに流水の潺々たるを見るに過ぎず而して此の兩河の沿岸平地は吳市街の基礎

を成せると共に又實に吳市人文の出發点たり然かも之れを悠遠なる過去に遡りて考ふれば今日の中心市街地たる平坦部は其の實海底にして往時吳灣の海水は更に深く灣入して灰ヶ峰の山麓を洗ひしものゝ如し然れども海波の運搬し來る土砂塵芥と堺二河兩川の侵蝕作用と洪水との爲めに流出する土砂とは永き年代を通して停滯し堆積して干瀉となり砂丘となり遂に開墾せられて田圃となれるものならん現に軍港設置當時まで海岸には潮止と稱して堅固なる堤防を築き潮水の浸入を防遏したるか大滿潮時には一帶の陸面は海面よりも低かりきと云ふ殊に現存せる字の稱呼に今西新開狐ヶ城新開二河新開大新開等あるは総へて開墾地の稱にして岩方沖湯の崎狐ヶ城沖等海に緣故ある稱呼の存するは海水の其の地点まで灣入せるを証するものに非らずや之れを要するに兩河沿岸の地か往昔海面たりしは殆ど疑なきものゝ如く滄海變して遂に今日の一大都市となれりといふも不可なきなり

第二章 沿革概観

第一節 安藝の國

吳鎮守府設置以前の沿革を叙するに當り概要安藝國の沿革を一瞥するの要ある可し抑々安藝なる國名の史籍に現れしは舊事記並に日本書紀に「素盞鳴尊下到安藝國可愛之川上」とあるを嚆矢とす但舊事記には安藝を阿岐に作れり蓋し舊記時代には國郡の文字未だ一定するに至らず他國秋津國安藝阿藝等の文字を用るあり而して其の安藝なる固有文字に一定せるは蓋し和銅六年五月畿内七道に合して諸國郡郷の名は好字を著けよとあり以來二字の佳名を用ふることとなりしよりの事なるへし次に國名の由來を按するに蓋し土産飽き足るの義に基けるなるへし 聖武天皇天平六年九月の制に安藝周防は大竹川を以て國界となすとあり此の境界は今尙ほ依然として當時山河自然の形勢に鑑みて國縣の境界を定めたること想像するに難からず而して藝藩通誌には

安藝國は山陽道八ヶ國の一にして四隣東は備後西は周防北は石見南は海を隔て、伊豫と相對す東西の廣さ凡十七里東は高田郡原村より西は佐伯郡中道村に至る南北袤凡十五里餘南は賀茂郡廣村海邊より北は山縣郡大塚村に至る凡山陽の地勢は皆山に背き海に向ふ當國亦然り長山後に横はりて山陰道を隔て海水前に遶りて南海道に接す大抵北は高く南は低し氣候南北同じ

からされども多くは和喧なり田地山間にあり狭くして美しからず北境は民戸稀少にして鐵を以て生理を助く南方は民戸稠密山林魚鹽の利も亦厚し故に類聚國史に曰く安藝國は土地磽薄其田下々年穀登らすと是單に其田地を論せるなり延喜式には曰く安藝上國とこれ泛く其生理を論するにや

と記せり上古より近世に至るまで悠悠二千有餘年其の間此の記述を訂正せざる可らざる程の變化なかりしか如し唯郡區の離合地名の改易に至りては時に免れざる所なり和名抄には安藝八郡とあり此の區劃は中古安藝郡を分ちて二郡とし南を安南郡北を安北郡とせるまで何等の變更を見ざりき所謂八郡とは沼田ぬた賀茂安藝佐伯山縣高宮高田沙田さた是れなり就中安藝郡は古制國府の所在地にして守介椽屬の諸官政を聽きし處なるか政權武門に歸し源賴朝覇府を鎌倉に開き國々に守護地頭を置くに至り國府の制遂に廢れ國郡亦分裂して各々利便の地に城廓を構へ國府の稱すら殆ど堙滅するに至りき然れども淺野侯藝藩に主となるに及び毛利氏の舊に仍りて府を廣島に開きて藩政を聽きしかは茲に廣島は藝藩の中心地として將來繁榮の基礎を定むることとなりきさて安藝國八郡の中安藝郡の郷村を考ふるに和名抄には十一郷を擧げあり即

ち漢辨彌里河内田門幡良安藝船木養隈安滿驛家宗山是れなり而して中古本郡
兩分せられし時は漢辨彌里河内田門幡良は安北郡に歸し安藝船木養隈安滿驛
家宗山は安南郡に屬せり斯くて吾か吳市を形造れる諸村落の安南郡に包含せ
られたるは明かなれども諸郷の位置區域の精確に判明せざるか爲め其の何れ
の郷に含まれしかは遂に知るに由なし唯安藝郡の古國府即ち今の府中村養隈
郷の矢野村驛家郷の矢賀村方面たりしは略ほ想察するを得可し然れども其の
區域か郷村時代を通して同一なりとは思はれず又船木郷は船越村方面なるか
或は吳市の一區たる莊山田村の中に船木なる部落ありしを以て此の方面を包
容せしかとも想はるれど固より根據ある説にあらす又宗山郷は今の牛田村に
同名の屠者部落あれば此の附近一帶の謂ならんとの説あれども信するに足ら
ず唯安滿は海部の意義にして江田倉橋瀬戸蒲刈諸島の總稱たるは確實なるも
のゝ如し以上の如くなるを以て吳市の前身たる諸村落の母郷は到底之れを知
ること能はざるなり

第二節 吳の莊

安藝郡十一郷時代の分區は今之れを審かにすること能はず然るに中古に至り
て幾多の村落は此の間より新に發達し來りしものゝ如し抑々中古莊園の制度
起り朝廷は荒廢せし田野を皇族廷臣に賜ひ之れを開墾して別野となさしめし
か以來莊園は郷村と區劃を異にして某の莊と稱するに至りき而して莊園は漸
次地方に擴大すると共に是れ等權門勢家の私有地は租税を輸さす爲めに國帑
大に究乏せしかは醍醐天皇の朝に至り莊園の新立を禁したり當時最も膨大
なる莊園は大隅に於ける島津の莊にして日向國三分の一薩摩の國四分の三を
兼有せりと云ふ斯くの如き僻遠の地にして既に膨大なる莊園あり我か安藝の
國にも亦若干の莊園ありしは想像するに難からす而して舊記に載する所を見
るに國府の莊世能の莊日高の莊吳の莊等あり若し吳の莊を以て所謂莊園なり
とせば吳は彼の安藝郡十一郷の外に獨立せる一郷なりしかも知る可からず然
れども吳の莊か莊園制度の産物なりとするも其設置に因りて村落か新に勃興
せしものとは思はれず即ち莊園開拓以前に於て既に此の地方に住民の存せし
は想定するに難からず藝藩通誌にも記せる如く古來此の國の北境は生理に不
便なるか爲め人煙稀少たれども南方は山林魚鹽の利厚きを以て人家稠密なり

きこは此の瀬海の吳の莊に夙に部落の存せし事は疑ふ可からず古來人民の繁殖速かなるは生活上利便なるの地たるや多言するまでもなし又現今吳市の總氏神と稱せらるゝ龜山八幡社の縁起を閱するに

往古筑紫宇佐より豊後姫島に遷座し人皇四十代天武帝の御宇白鳳八年姫島より安藝郡枋原村甲手山へ天降り給ふ夫より年を経て四十二代文武天皇の御宇大寶三年八月中旬宮原村龜山に鎮座地は元入船山と云ひしも遷座の時龜山と改む

とあり文武の朝は神武紀元千三百五十年頃にして有名なる大寶律令の制定あり上は中央官制より下は地方制度に至るまで一大釐革を行ひ地方にありては先づ國を分ちて大上中下の四等とし國の長官を守と稱し祠社戸口簿帳を掌らしめ百姓を子養して農業を勸課したり是れに由りて之れを觀れば當時地方に神社の祭祀を奨勵せしは無論にして龜山八幡社の遷座も亦其の結果なる可きか既に神社の奉祀ある以上人民の部落をなすもの存在せしは言ふまでもなし固より社寺の縁起は後代の傳説に屬するもの多く輕々に信す可からされども龜山八幡社には古來皇城宮の稱号あり其の社格の卑からざるを想へは其の縁

起も亦一概に否定すへからざるを知るに足らん論して茲に至れば莊園制度の起れる以前既に人民の部落若干あり後之れを吳の莊なる總稱の下に統一せしものなる可し固より吳の莊か果して幾部落の總稱たりしかは審かならされども其の地勢上より推考するに今日の吳灣即ち往昔の吳浦を以て呼はれし海灣一帶の諸村落即ち宮原和庄莊山田を總稱したるものと察せらる然れども今日吳市の平坦部は往古海底なりきとせば是れ等諸部落は吳浦を圍繞せる山岳の傾斜地に点綴せしものにして土地の収益は殆と言ふに足るものなく且つ其の部落に於ける人文の極めて幼稚なりしも推知す可きのみ以上の如く吳の莊か和庄莊山田宮原の三部落を總稱せしものとせば今日の吳市と中古の吳の莊とは其の地域略々相同しきものと觀る可きなり

第三節 安藝の國の領主

三代實錄に貞觀九年丁亥冬十月十三日勅授安藝安都彥神正五位下とあるは史籍に見はれたる最初の國守なり蓋し安都彥は此の國開造の神にして國人祠を建て、之れを祀りしより朝廷特に神階を授けられしならん降りて始めて安藝

の國造となりしは飽速玉命なり令制の後守介椽人を更ふること六十餘藤原氏の權勢稍々衰へ平氏の勢力漸く擡頭せんとするに及び平清盛安藝守となり一族經盛頼盛信範等交々相繼ぐ後官人の交迭四十餘回にして大江廣元の季子毛利季元安藝介に任せられ尋て承久の頃武田信光此の國の守護となり代々銀山城に居る永正年中大内義興周防長門豊前豊後筑前安藝石見七國の守護となり子義隆其の後を襲きしか家臣陶晴賢に弑せられ晴賢また毛利元就の爲めに誅せられ毛利氏遂に中國十州の守護となる其の孫輝元廣島城を築きて此れに居りしか後石田三成の事に坐し封を削られて萩に徙さる慶長五年福島正則安藝備後を領せしも元和五年國除かれ淺野長晟其の後を襲き藝備四十二万六千石の領主となる爾後二百五十餘年長勳に至り明治維新となる其の間陶賊の逆亂時代に當り我か和庄莊山田及び吉浦には城塞を構へて據守せし土豪ありしも其の事蹟知るへからず淺野氏の時代に至りて治平日久しく徳政領内に普及するに至り和庄宮原莊山田も亦自ら其の惠澤に霑ふを得き

第四節 藝藩時代の村落

上古中古に於ける宮原和庄莊山田各村の状態は今之れを知るの資料に乏しきを以て爰には藝藩時代即ち主として文化文政前後の状態を記述せん
宮原村は東西十八町南北十四町にして地勢山に背き海に面す村内河流の灌漑に便するものなきを以て耕種唯池水を引くのみ故に旱天久しきに及ぶ毎に農作上大打撃を被るを常とす加之山岳の傾斜急なると山中樹木疎なるを以て霖雨又は豪雨に遭へば溪流汎濫して田畝を盪し其の損害夥しかりき殊に寶永元年の如き陰霖久しきに亙り遂に休山の中赤石谷休谷の二ヶ所崩潰して田畠及び民家を流失し其の慘害名狀す可らざるものあり爲めに此の部落の民家は争うて室瀬方面に移轉し村内に於て比較的平坦なる休谷は殆ど人家の跡を絶つに至れり爾後水災屢々到り農村としての發達を阻碍せしこと鮮少ならず本村は寛政年度の調査に依れば戸數五百二十九人口二千七百十二畜牛九十八頭五拾石以下の船百四十二艘と注せらる而して田畝三十六町八段八畝九歩に對する歲穫四百五十九石四斗四升に過ぎず又以て如何に貧弱の村落たりしかを知るに足らん

然れども本村に關して爰に特記せざる可からざるの一事ありそは此の荒寥たる

る村落の間に不完全なからも一の街衢を有せしこと是れなり又和庄莊山田二村は等しく海に瀕すと雖とも一の漁港をも有せざりき然るに宮原村には泊舟に便する所謂船入なるものを有したり抑々本村は貞享三年即ち徳川四代將軍家綱の治世に當り村内分れて町方と地方との二部となれり而して町方は其の行政も自ら地方と區別せられ特に町庄屋及び與頭なるものを置けり町方は一に吳町と稱し今日の吳海軍港務部水雷團海兵團の附近に相當し當時の所謂町浦と中新開との中間に在りしなり其の戸數は文化文政の交には村方の三百八十四戸に對して三百五十九戸を算し人口は村方の千二百一人に對して千四百十二人を有せり戸數の比較的少きに反して人口の比較的多きは是れ市街地に屢々見るの現象なり固より町とはいへども之れを今日の市街に比すれば尙ほ村落たるを免れされども然かも其の域内には古町市町上町下町脇小路千足中築地等の町割あり町民は漁業及び商業に従事し商人は主として米穀薪炭木綿網干繭乃至荒物小間物飲食物等を鬻ぎ附近各村の供給を充す唯一の市場たり然らば如何にして此の農村にかゝる市街地を見るに至りしかそは此の町の西方に於て一の港即ち彼の「船入」を有せしに因るならん船入は港内直經二十間與

行五十間中潮に際しては優に六七反帆の和船百數十隻を容るゝに足り如何なる風濤も之れを避くるを得たりと云ふ固より其の初めは一の漁港たるに過ぎざりしならんも近海航路の一要地として商船の寄港もあり附近各島嶼との聯絡も保たれ荷客の集散漸く頻繁を加ふるに及び民氓合還遂に吳町の出現を見るに至りしならん現に鎮守府長官々舎のある高臺はもと龜山と稱し八幡社の鎮座せし處若し此に登臨せんか港内に林立する帆檣出入する船舶皆之れを双眸に收むることを得ると共に所謂吳町の繁榮も歴々指顧す可かりきと云ふ斯くて吳町は此の地方の中心市場たりしか弘化年間町方と地方との間に紛擾を生し久しく結んで解けず遂に藩廳の裁斷を仰きしも容易に決せず明治三年に至り本村里正澤原繁太郎警固屋村里正石原幸三郎等之れか調停に力むるに及び多年の紛擾漸く解決するを得き翌四年遂に官命を以て吳町の稱を廢して地方に復歸することとなり二百數十年間繁榮を誇りし吳町の名は滅亡するに至り更に軍港設置の時附近一帯は海軍用地として買上げとなり住民は他に移轉して往年繁華の跡復た尋ぬるに由なきに至れり

和庄村は宮原村と小流を隔て、相對す東西十八町南北二十一町許東南より北

に至りて連山相透り西北の間稍々平地ありしも西は海に面して斥鹵なり民家は主として東方の山麓並に溪間に点綴せしか如し田畝の歳收は七十八町五段四畝歩に對する八百三十七石七斗九升と稱せらる戸數は三百九十四人口千八百六十二耕牛百五十三頭而して船は僅かに九艘に過ぎず蓋し本村の生業は農專業にして漁撈に従事するものは極めて少數なりしならん宮原村に近逼して湯の崎と云へる地点あり現今吳市街目貫の場所たる俗に四ッ道路と呼はるゝ十字街路の附近是れなり此の湯の崎には多少泊舟の便ありしものゝ如し固より吳町港の比にあらずと雖も此の方面に民家の夙に密集せるに徴すれば湯の崎か本村唯一の泊舟地として交通の便ありしを察知するに足らん而して湯の崎の住民中には農耕の餘副業として素麵、麥菓子、飴鬚附等を製造販賣せしもの二十餘戸を算しきと云ふ然れども山麓の民は農を專業とし時に椿若くは薪を吳町に鬻きて濁酒米鹽に易へたりと云へは湯の崎か此の部落に於ける市場たりきとは謂ふこと能はざるか如し

莊山田村は元庄村及び山田村の兩部落に分れたり今は其の區域明確ならずと雖も東なるを山田村と呼び西なるを庄村と云ひしか如し然れども其の區域か山河自然の障壁に由りて分たれたるに非ざるを以て行政の便宜上合して一村落とたりしは明なり藝藩通誌に「庄と山田とは別村なれども久しく結びて一村とせり」とある即ち是れなり而して其の廣袤は東西二十一町南北十七町之れを以上二村落に比すれば地域稍々廣大なれども其の戸口の分布に至つては和庄村と等しく最も不規則なりしなり田畝の歳收は六十七町六段十二歩に對する九百石八斗七升九合戸數は四百九十一にして人口二千四百九十五なり又耕牛は二百三十六頭船舟は四十石以下のもの四十二艘を算せり此村南方は新田を隔て、海に面し二河川の西岸に技郷三津田並に飛郷川原石なる小部落あり川原石には泊舟の便あり住民にして海運及び漁業に従事するもの多かりしかとも山麓に近き民は専ら農業を營めり

これを要するに吳市の前身たる宮原村莊山田村和庄村及び吉浦村の一部は宮原村が港灣に沿ひて一小市街を形つくりたる外は概ね農業を主とし其少數か漁業若くは近海の航海に従事して生業としたるものなり

第二編 總說

第一章 鎮守府設置の顛末

第一節 軍港設置の準備

我が國に於ける海軍鎮守府の濫觴は明治九年横濱に設置せられし東海鎮守府にして諸艦船水兵屯營水兵練習所を所管としき越えて十七年東海鎮守府を横須賀に移して横須賀鎮守府と改稱す明治十九年海軍條例を定めて軍令軍制の別を明かにし又海軍區軍港鎮守府の制を定め横須賀の外吳佐世保に鎮守府を置くことゝなれり是れより先き鎮守府増設の議起り第二海軍區鎮守府の位置を選定せんとするや先づ其の候補地を我が廣島縣下に求め明治十六年二月海軍水路部より肝付海軍少佐三浦海軍大尉等本縣に出張し吳灣内を始め近海各方面の測量に着手したり當時寂寥たる農村漁邑として國防海軍の何ものたるかを解せざる沿海の人民は之れを見て今にも由々しき大事の突發するか如く

思惟し蜚語紛々人心恟々たりしは蓋し深く怪むに足らざるなり
斯くて翌十七年七月十四日有栖川宮威仁親王殿下は河村海軍郷樺山海軍大輔仁禮海軍少將等海軍要路の武官を従へ遠く藝南の僻地に臨ませられ親しく吳灣及び陸岸の形勢を視察し給へり是れ水路部測量の結果此地か屈竟の候補たるを確め廟議一決遂に殿下御一行の出張となりしなり斯くて愈鎮守府用地買上の命下るや宮原和庄莊山田村關係村落の人民は其の世襲の土地家屋を失ふを悲み頗る不安の狀ありしか元來順良質朴の民なれば敢て官命に抗するか如き舉に出づるものはなかりき斯くて明治十八年の春眞木海軍少輔渡邊大匠司柴山海軍中佐坪井海軍少佐佐雙小匠司等出張し土地の買収に着手す固より用地の買上は全部一時に終了せるにあらず即ち明治十八年より全二十二年頃まで前後數回に分ちて行はれたり既に第二海軍區鎮守府の位置決定し用地買収の準備成るや是の歲(十八年)七月十五日大政官告示を以て畏くも 天皇陛下月の二十六日を以て東京御發輦山口廣島岡山三縣下御巡幸の旨公表せらる斯くて八月四日正午聖駕廣島を發し宇品に向はせられ汽船横濱丸に乗御軍艦春日の警衛にて吳灣に向はせ給ふ御召汽船の吳灣口に錨を下すや 陛下は玉歩

を甲板に運はせ給ひ仔細に軍港豫定地の形勝を御親閲ありて其の撰擇の宜しきを得たるを深く御嘉賞あらせ給ひきといふ時に海邊に堵列せる幾多の蒼生は海上遙かに御召汽船を拜して轉た聖旨の畏きに感激の涙を濺かざるものなかりき御召汽船は午後二時三十五分と云ふに錨を抜き全六時三十分倉橋島宇南濱の沖合に假泊翌朝御發船御還幸の途に就かせられたり當時安藝郡長たりし澤原爲綱は村吏警官教員等と共に倉橋島字龍の口山の沖合に奉迎し長串山上よりは盛に烟火を擧げ御召汽船の投錨するや地引網の操業を天覽に供し奉れり而して陛下は特に侍從西辻公業侍從補廣幡忠朝を差遣あらせられ島内の狀況を視察せしめ供奉員參議宮内卿伊藤博文侍從長徳大寺實則内務大輔芳川顯正宮内二等出仕杉孫七郎等も亦上陸し藝南唯一の勝區たる島内の風致を賞觀せり

既に陛下の御親閲を経たれば翌十九年五月四日勅令第三十九号を以て第二海軍鎮守府の位置を分布せらる其の海區は紀伊の國南牟呂郡境より長門國大津豊浦郡境に至り又筑前國遠賀郡宗像郡境より九州東海岸に沿ひ日向大隅國境に至るの海岸海面及び四國の海岸海面並に内海を包含す又軍港の境域は多

少變更ありて今は左の各地を包含せり

- △安藝郡警固屋村宮原村和庄村莊山田村吉浦村燒山村大屋村江田島村瀬戸島村渡子島村倉橋島村本庄村の内枋原及苗代仁保島村の内峠島及似ノ島
- △佐伯郡津久茂村能美島諸村三高村の内大那沙美島小那沙美島
- △賀茂郡阿賀村廣村郷原村の内東川以西の地

第二海軍區の位置公布と共に海軍省に於ては建築委員の任命を發表し其の分擔を左の如く定めたり

- | | |
|-----------|--------|
| 建築事務管理 | 伊藤海軍大佐 |
| 建築地衛生事務主任 | 豊住軍醫大監 |
| 建築地造家主任 | 曾彌四等技師 |
| 建築地土木主任 | 石黒三等技師 |
| 建築地會計主任 | 安井主計大監 |

斯くて建築委員の來着するや各事務所を假設し方に大工事着手の端緒は開かれぬ然るに明治二十年九月鎮守府條例の改正ありて各海軍區鎮守府には其の所在の地名を冠することゝなりきされは第二海軍區鎮守府は當然宮原海軍鎮

守府と改稱せらるへけれども宮原は眇たる一漁村に過ぎず此れを以て堂々たる海軍要鎮の冠頭固有名詞となさんは聊か貧弱の感なきにあらず殊に鎮守府の所在地は宮原村なれども其の取入るべき用地は宮原和庄莊山田の三村に亘れるを以て之れを包括する名稱を選ぶを至當とす是に於てか海軍當路者は古昔此の三村落の惣稱たる吳なる名詞を採用するに至れるなり即ち吳海軍鎮守府の稱茲に始まる[吳]は各鎮守府の冠詞に比すれば其の稱呼頗る簡明なるのみならず一種剛健の調ありと謂ふへし既に委員事務所は設置せられ鎮守府の名稱は確定せられ茲に起工の運ひに至れるか海軍省には更に工事全般の董督上且つ工事の進捗を企圖する必要上眞木海軍中將を以て建築委員長に擧げ同時に建築事務管理佐藤大佐を建築副委員長に命し十九年十一月下旬を以て先づ土工より着手したり

海軍用地の買上は關係村落に對する一大破壊なりき是れか爲に各村落は地形の變化を來すと共に著しく其の地域を縮少せられ更に買上地域の住民は悉く撤去して他に定住の地を求めざるへからざるか爲に家屋分布の状態にも亦一大變動なきを得ざりしなり就中著大の變動を來したるは實に宮原村なりとす

同村民有地の買上は明治十九年二十年及び二十一年との三期に分たれ第一期の買上は耕地宅地雜種地山林を合して総反別七十六町九反八畝十四歩其の買上代金十二万八千九百九十八圓餘右買收地域に於ける家屋移轉並に該家屋に附屬せる木石等の買上料は七万二千二百二十四圓餘なりされは海軍省か第一期用地買收に關する支出額は二十万千二百二十三圓餘の巨額に達せるなり次に第二期の買上は耕地宅地を合して二町八段九畝六歩其の買上代金四千二百七十二圓之れに伴ふ家屋移轉料は三千八十二圓總計七千三百五十四圓なり又第三期の買上は耕地宅地反別四反四畝二十二歩其の代金五百八十七圓之れに家屋移轉料百四十五圓を合して総支出額七百三十三圓なり以上三期の買上に依りて全村耕地地百五十三町七段五畝十五歩の半を喪失し山林雜種地百五十七町四反二畝二歩の内五町五反四畝二十六歩を喪失せるなり即ち宮原村は吳海軍鎮守府設置の爲め其の土地の過半を提供せるものといふへし

和庄村の買上地は明治十九年に於て耕地地山林雜種地を合して約十二町歩代金一万六千六百餘圓家屋移轉料二千百十三圓餘にして総支出額一万八千餘圓なり

莊山田村の買上は略々二期に分つへし即ち明治十八年には耕宅地十一町四畝歩其の代金一万三千八百四圓之れに伴ふ建物移轉料並に立樹買收費百四十五圓又十九年即ち第二期買上地は十二町七反餘歩其の代金一万六千九百餘圓にして前後支出總計三万八百四十五圓餘に達す加ふるに莊山田村に對しては更に十九年より二十四年に亘る三回に於て射的用地五万六千二百十六坪の買上あり其の代價二万二千十八圓餘是れ今日の二河公園一帶の土地なり又和庄村に對しても二十三年及び二十四年の兩回に亘りて六千四百九十坪の墓地敷地の買上あり其の代價千九百七十九圓三十五錢なり

以上三村の買上地は射的場及墓地を除く外は孰れも瀕海の土地にして莊山田村の如きは殆んど其の全部が無住の新開地なれば移轉料の必要家屋僅々數戸に過ぎさりしも之れに反して宮原及び和庄の兩村は移轉家屋頗る多く就中宮原村は其の買上地か村内に於て最も民家の密集せる元吳町附近一帶なりしか爲め一村殆んど全滅に等しき變動を見るに至りき尙ほ當時に於ける用地買上價格を觀るに田一反最高百七十餘圓最低百五十餘圓島地は最高百五十餘圓最低五十餘圓にして宅地は最高二百餘圓最低百二十餘圓なりき

長郡の時當置設府守鎮



網爲原澤長郡藝安



耶十新山杉長郡藝安

莊山田村の買上は略々二期に分つへし即ち明治十八年には耕宅地十一町四畝歩其の代金一万三千八百四圓之れに伴ふ建物移轉料並に立樹買收費百四十五圓又十九年即ち第二期買上地は十二町七反餘歩其の代金一万六千九百餘圓にして前後支出總計三万八百四十五圓餘に達す加ふるに莊山田村に對しては更に十九年より二十四年に亘る三回に於て射的用地五万六千二百十六坪の買上あり其の代價二万二千八百圓餘是れ今日の二河公園一帯の土地なり又和庄村に對しても二十三年及び二十四年の買上は六千四百九十坪の墓地敷地の買上あり其の代價千七百七十九圓三十五錢なり

以上三村の買上地は射的場及墓地を除く外は孰れも瀬海の土地にして莊山田村の餘きは所んご其の全部が無住の新開地なれば移轉料の必要家屋僅々數戸に過ぎざりしも之れに反して宮原及び和庄の兩村は移轉家屋頗る多く就中宮原村は其の買上地か村内に於て最も民家の密集せる元吳町附近一帯なりしか爲め一村殆んど全滅に等しき變動を見るに至りき尙ほ當時に於ける用地買上價格を觀るに田一反最高百七十餘圓最低百五十餘圓島地は最高百五十餘圓最低五十餘圓にして宅地は最高二百餘圓最低百二十餘圓なりき

第二節 軍港の規模及開廳式

海軍用地の買收既に終り家屋の移轉料亦下付ありたれば用地内の住民は其祖先以來住慣れし家屋を解崩して適當の位置に移轉せざるへからず當時宮原村内の買上地内に居住せし戸數は千二十三戸なり是れ多くは町浦即ち舊吳町の住民なりき移轉開始は明治十九年八月十五日なり大破壊の波濤は滿渤として此の千有餘の家屋を一舉に滌蕩し去らんとするなり因襲に囚はれ守舊的觀念に支配せられたる此の農村の民か其の家屋の解崩に際して如何に愛惜の情に堪へざりしかは蓋し想察するに餘りあり殊に海軍省より下付せられたる移轉料は到底移轉全般に要する經費を償ふに足らざるを以て無産階級の間には一大恐慌を來せり是れ等は海軍用地買上の當時より困難なる問題として土地の先覺者か最も深く注意を拂ひし所なり殊に海軍用地買上の結果民有地は著しく減し價格は爲めに暴騰して移轉人民か他に適當なる地所を求めんとするも其の所なく人心頗る恟々たり

是に於てか安藝郡長澤原爲綱は大に之れを憂ひ縣知事千田貞曉に對し救濟の

法として先づ莊山田大新開即ち堺川二河川の中間なる新開地二十町歩を一旦海軍用地として前記價格に準して買収せしめ同價格を以て移轉民に拂下け以て地主か不當の暴利を貪るを豫防するの議を建てたり千田知事之れを容れ即ち海軍大輔樺山資紀に陳情する所ありき此の献策は單に家屋移轉を容易ならしむるのみならず又市街組織の基礎を定むる所以にして最も機宜に適せる措置なりしかとも海軍省にありては容易に之れを許可するの模様なかりき然るに一方移轉期の切迫と共に用地内人民の困惑は益々甚しく爲めに怨嗟の聲をも聞くに至りしかは澤原郡長はこれを見かねて忍びす百方盡力の結果遂に聽許せらるゝに至り明治十九年愈々買収を終了したり然るに會々澤原郡長其の職を辭し爲めに拂下けの手續に一頓挫を來したれども澤原氏は後任郡長杉山新十郎を説き初志の貫徹に努めたる結果遂に明治二十一年に至り豫定の如く拂下けを了し茲に移轉民救済の目的を達成するを得たり

是に於てか莊山田大新開を始めとし和庄川原石方面に移轉せるもの五百九十四戸宮原村内室瀬神原中川清田原岡畝原湯垣へ轉住せるもの三百八十五戸海軍用地線附近へ移轉せしもの四十餘戸にして孰れも定住の地を得其の堵に安

んするを得たり若し當時大新開にして地價暴騰し資力薄弱なる移住民にして容易に土地を得る能はさりしならんか或は由々しき社會問題を隱起せしかも知るへからず固より當時曠濶なる田圃は尙ほ他に之れありきと雖ども其の之れを直ちに家屋の敷地とせんには位置の宜しきを得さると之れか埋立に多大の經費を要するこの不便あり幸にして右の献策行はれしか爲め速かに移轉の實を擧げ以て移住民をして流離困頓の憂を免かれしむるを得き是れ特に茲に書して後に傳ふる所以なり

是れより先き海軍にては明治十九年十一月を以て一部の土功を起し翌二十年五月より木工に着手しき工事の請負者は大倉組及び藤田組なりかく土木工事既に着手を見るに至れるを以て二十年十一月二十六日海軍にては地均起工式を擧行し爾來丘阜を掘鑿し海面を埋立て礎石を疊み木材を鑽る等日々一万數千の工匠傭夫役々工事に従ふの状は殆んど戰場の如く一大壯觀を極めたり然るに當時工事請負者たる大倉藤田兩組の間には甚しき競争を惹起し爲めに兩組所屬の人夫は屢々暴力に訴へ流血の慘事を演出せんとするの虞あり従つて工事の進捗上に支障を來せるを以て海軍當路者は兩組の共同組織を勸諭し相

提携協働して事に當るべきを命しぬ是に於て兩組の妥協成立し日本土木會社の名の下に相結合し廣島万春園に於て盛大なる合同式を擧げ爾來競争の弊を絶ち工事着々として進行したり當初建築當路者に於ては雨天其の他の事故を豫期し一ヶ月の工事日数を二十日と見做し從業工夫の數を五千人乃至六千人を以て限度とせしか天候適順にして毎月殆んど休業を見ず加ふに後に至り從業工夫の數を倍加せし爲め工程は豫期以上の成果を收め工費は繼續豫算の連年繰上げを要求するに至り遂に明治二十二年三月末を以て工事大部分の竣成を告げたり實に地均起工式以來一ヶ年四ヶ月餘に過ぎさりき

斯くて竣工せる新築の建物は宮原村字境ヶ岡に鎮守府本廳あり字中新開に海兵團あり字休谷に海軍病院あり字室瀬に軍法會議あり字谷に倉庫あり字湯垣に兵器武庫あり字竹の鼻に石炭庫あり和庄村字檜垣に監獄あり就中鎮守府廳舎は結構壯大輪魚の美寔に海軍要鎮の本廳たり而して當時尙ほ工事進捗中若くは計畫中のものは宮原村字坪の内に於ける造船部莊山田村二河々畔に於ける射的場宮原村沖新開に於ける練兵場警固屋村字湯垣に於ける水雷局等なりきかくて工事開始の當時より明治二十三年三月の竣工年度末に至るまで海軍

省の支出せし工費は實に土木約六十六ヶ所に對する六十一万八千六十餘圓造家約八ヶ所に對する三十二万八千六百六十餘圓なりき而して工事は鎮守府開闢式後も尙ほ繼續したりそは造船部の構築にして明治二十三年度より二十九年間に亘る前後八ヶ年の繼續事業たり其の所要の工費は土功九ヶ所に對する百八万七百七十餘圓造家二十六ヶ所に對する三十五万五千餘圓併ひに造船機械器具等の設備費七十二万八千二百五十八圓とす其の建物及び竣功期は左の如し

造船部正廳	明治二十三年四月
木工場	全 年 月
船具工場	全 二十一年四月
造船機械場	明治二十三年十二月
全撓鉄場	全 二十四年三月
鑄造工場	全 二十五年三月
鍊鐵工場	全 二十四年七月
機械工場	全 二十六年三月

製罐工場

全 年 月

水雷艇造船工場

全 二十八年九月

第一船渠

全 二十四年四月

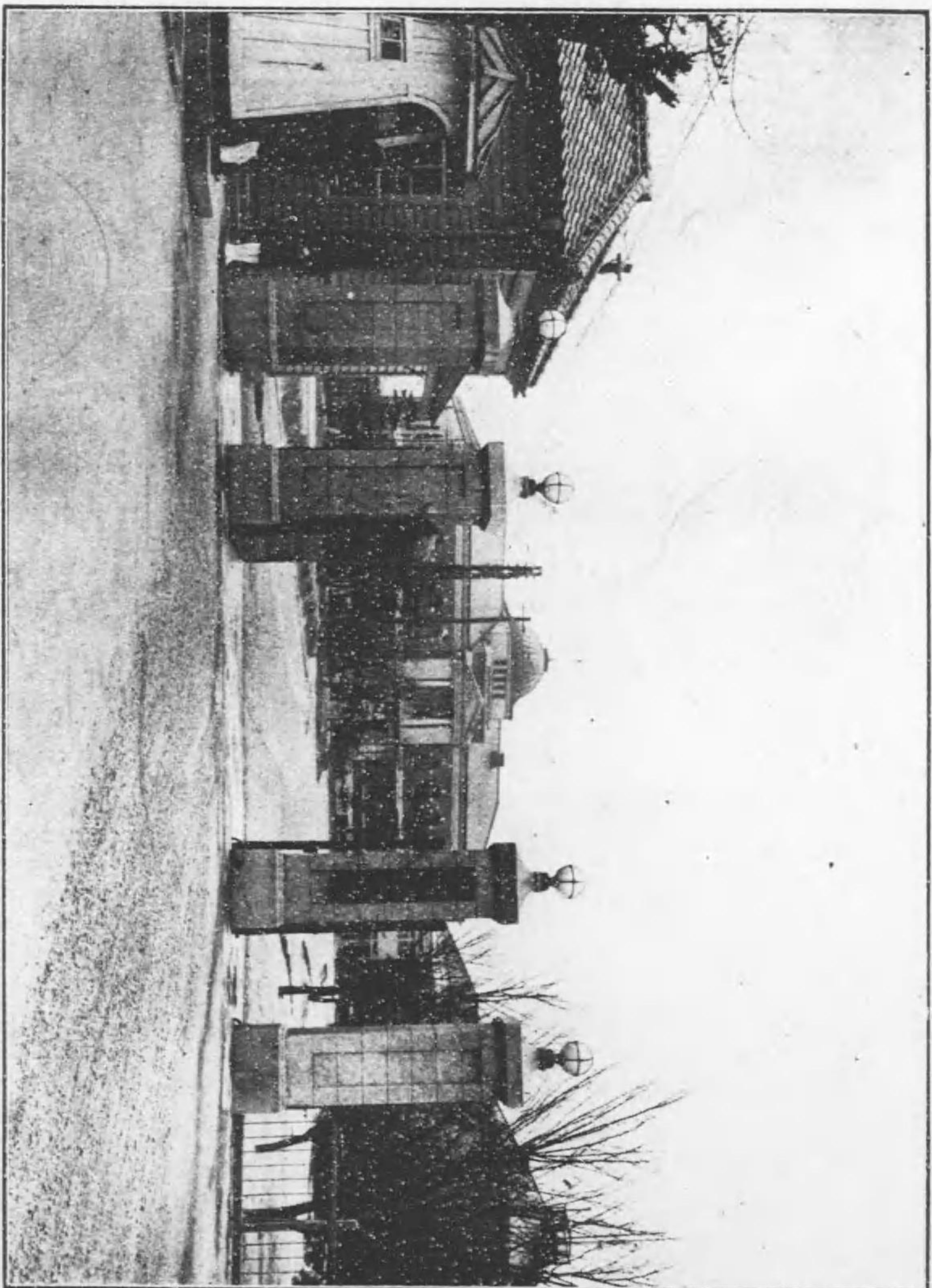
建築工事の竣工を告ぐるに先たち明治二十二年六月二十三日横須賀鎮守府より水兵三百六十名を輸送し之れを吳海兵團に收容す是れ吳鎮守府最初の兵員たり同年七月一日海軍告示を以て同日より吳鎮守府開廳の旨公布あり尋いて明治二十三年四月二十一日吳鎮守府開廳式を行ふ旨發表せられ式は 天皇陛下臨幸の上最も森嚴莊重に行はれたり

今當日の光景を謹叙せんに四月二十日御召艦高千穂は橋頭高く燦たる天皇旗を掲げ供奉艦扶桑大和葛城浪速高雄八重山金剛比叡の八隻孰れも滿艦飾を行ひ舳艫相啣み威風堂々靜かに海波を蹴つて吳軍港に入港し午後七時三十分各錨地に就きぬ翌二十一日春色駘蕩として淡靄海陸に搖曳し吳灣頭の眺望恰かも畫の如し是の日 陛下は供奉員を隨へさせ給ひて午前九時といふに御召艦より御上陸文武諸官の奉迎を受けさせられ鎮守府司令長官中牟田中將御先導有栖川小松兩宮殿下に次て西郷海軍大臣土方宮内大臣徳大寺侍從長扈從し參

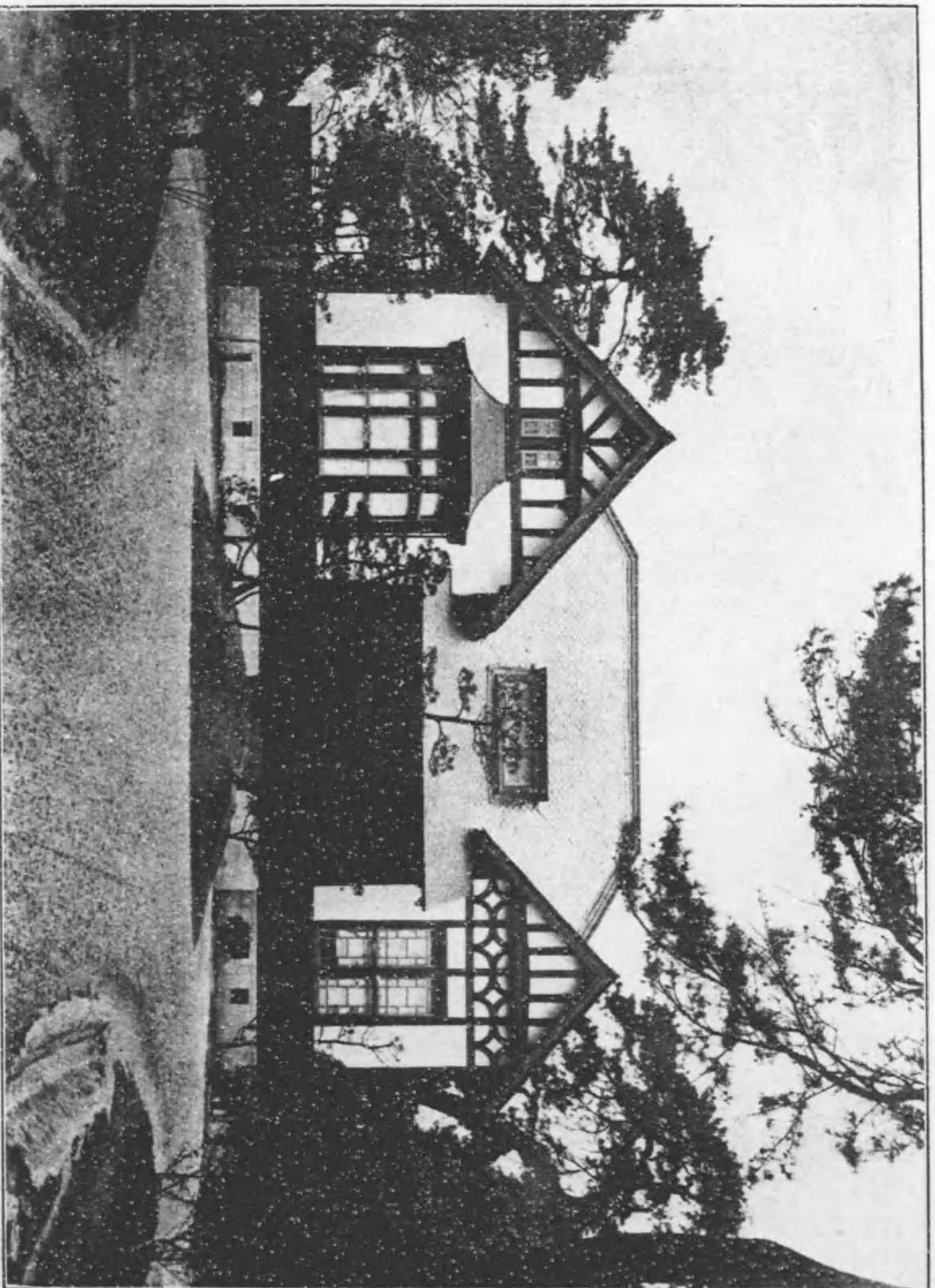
らせ 陛下並に兩宮殿下は御馬にて龍顏麗しく式場に臨御あらせらる式場には鎮守府所屬の文武高等官野津第五師團長以下陸軍武官縣高等官縣會議員其の他地方公職者恭しく參列す 陛下正面の玉座に着かせ給ふや中牟田司令長官は鞠躬如として御前に進み左の上奏文を朗讀す

鳳輦を海隅に奉迎し庶僚驩呼して咸な萬歳を祝す 臣倉之助辱くも 黼座に咫尺し茲に吳鎮守府落成の梗概を記し親しく奏上せんとす寔に千歳の光榮にして亦自ら恐悚の念に禁へす恭しく惟るに第二海軍區鎮守府の位置を勅定せられ玉ひしは寔に十九年夏五月に在り焉尋いて建築委員を眞かれ乃ち建築百般の準備を調度し全年十月下浣を以て土功を創起し十一月初旬を以て造家に着手し彼是日子を閲すること二年半なり建築事業は不ひに皇威を藉りて天に氣候の變なく地に人事の災を見す著しく其進捗を致せり當初豫算する處は五千人乃至六千人に及はすして月々勞働二十日を越ねさらんことを期し計畫せり然るに氣候平順にして月々殆んど業を休むことなく備役上餘裕ありて日々無慮一万八千人に上るの盛を極めたり是を以て需用は総て豫算に倍蓰し工費は皆連年繰上を要求せり遂に二十二年三月三十一日

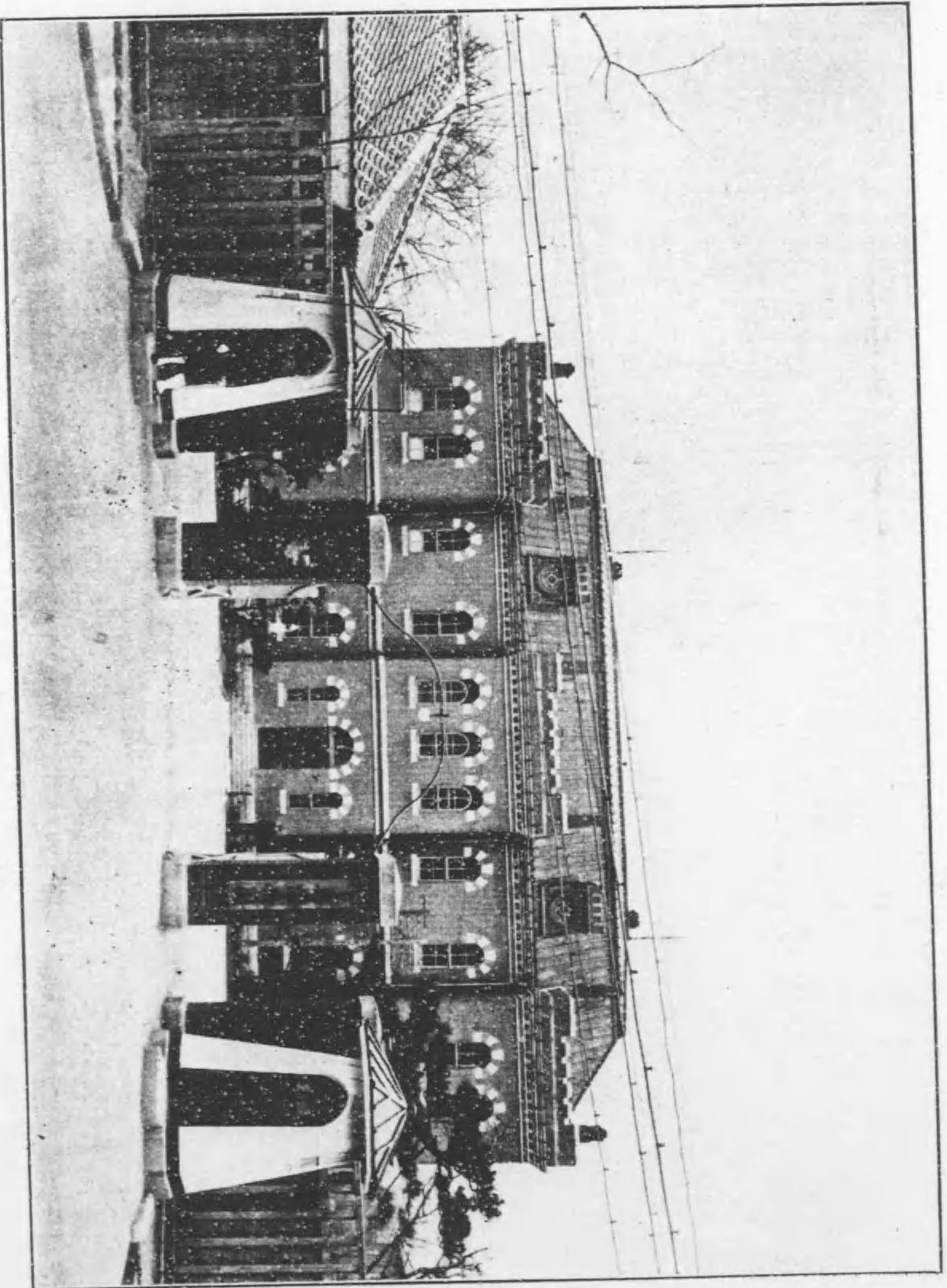
を以て竣成を告げしもの土功は凡そ六十六ヶ所此經費六十一万八千六十圓
 四十八錢六厘造家は凡て八ヶ所之れを小別すれば磚石木作其數一百なり此
 經費三十二万八千六百四十四圓十六錢三厘以上は其總計の綱領を奏上す其細
 密細觀に至りては別表を捧げ偏へに叡覽を仰く所なり且つ又建築の意匠と
 竣成の功績とは冀くは實地現狀により亦偏へに聖斷を仰く所なり然り而し
 て開港以降建築の計畫は主として造船部の構成に係る即ち二十三年度より
 二十九年度に亘り向ふ八ヶ年間に繼續せんことを得べく又全く竣成の曉に
 達せば二船渠三船臺も完成し機械器具を完備し大約一万噸の甲鐵艦及鋼鐵
 巡洋艦を製造し得へきことを信して疑はざる所なり以上豫算額に土工九ヶ
 所經費一百八万七千七百七十五圓餘造家二十六ヶ所經費三十五万五千二十一圓
 餘造船機械器具經費七十二万八千二百五十八圓餘を要す願くは臣等區々た
 るの志日夜奮勉是の工業を督し益々國光を宣揚し以て 陛下尙武の夙志に
 副ひ奉らんことを誓ふ臣倉之助近頃任に此地に在り仍て曩に終始董役せし
 前建築委員副長海軍大佐佐藤鎮雄の陳述を聞き以て天聽に達すること爾り
 吳鎮守府司令長官海軍中將從三位勳一等子爵



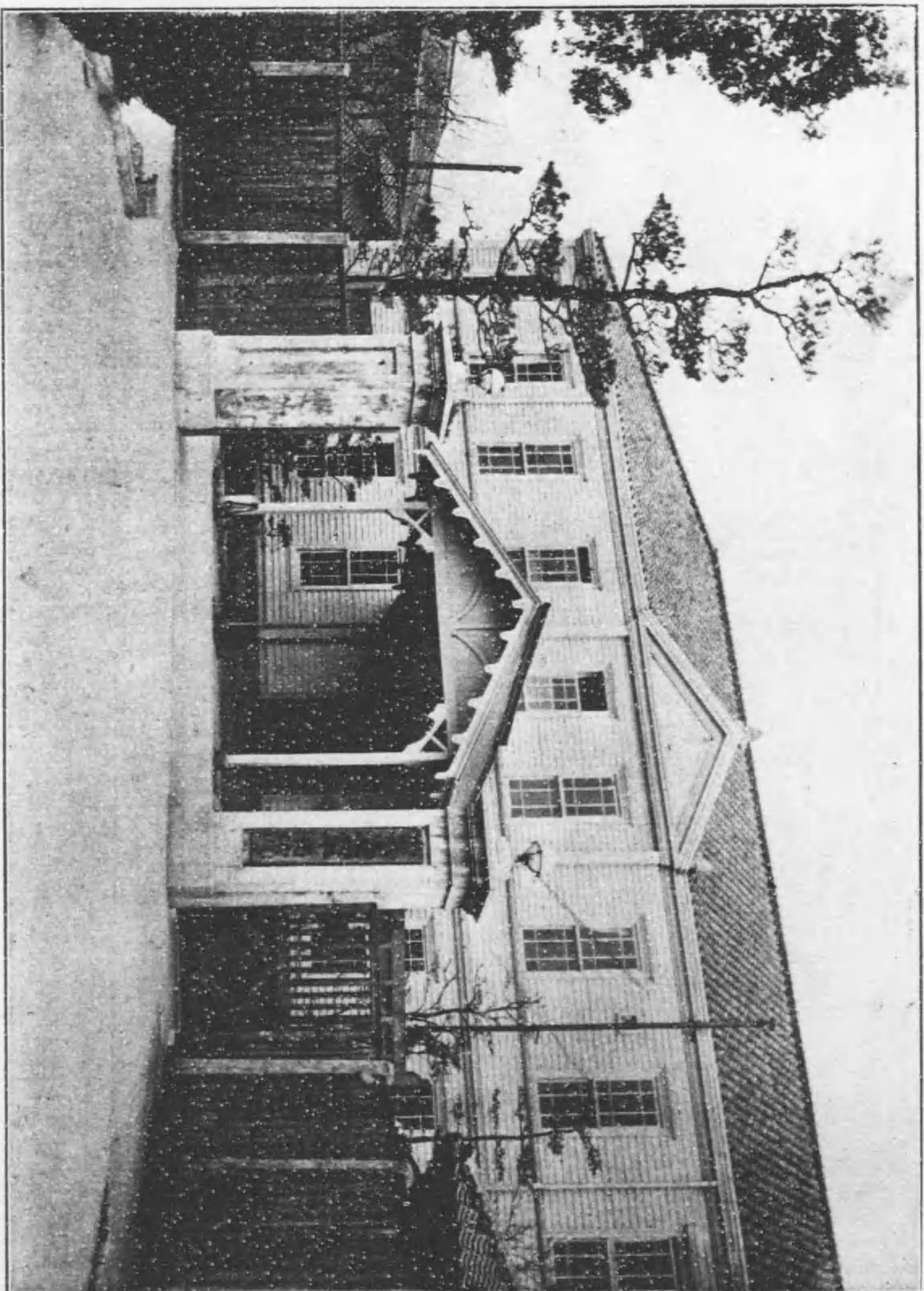
吳鎮守府



吳鎮守府長官之舍

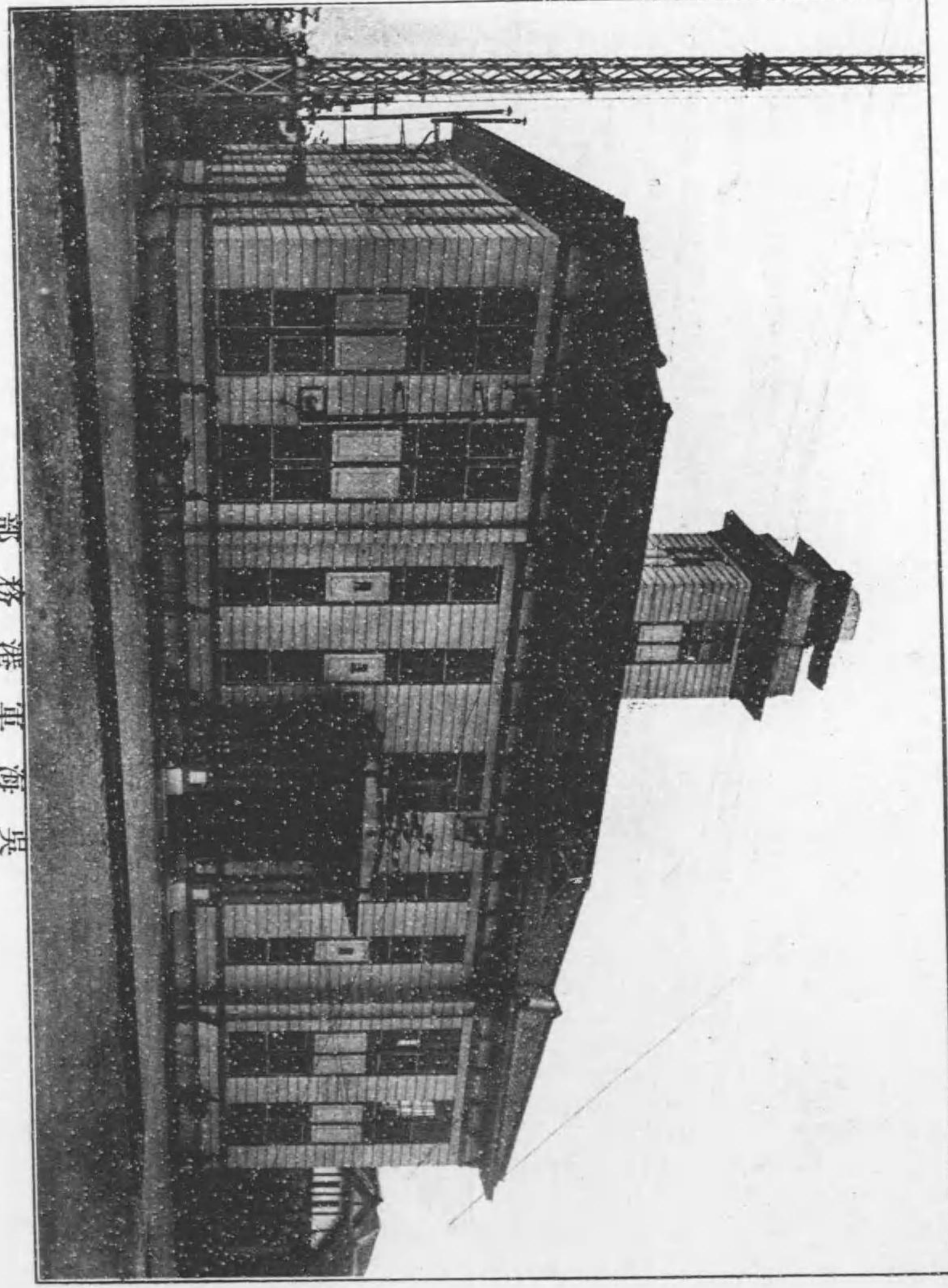


海兵團



吳海軍醫院

張發車庫



明治二十三年四月二十一日

臣 倉之助

誠恐誠惶頓首敬白

次に 陛下には玉音朗かに左の勅語を下し賜ふ

朕嚮きに鎮守府を此港に置く今親しく臨みて之を視る建築事業大に進歩し軍備の整頓漸次其緒に就く朕洵とに此を嘉賞す汝等倍々精を勵まし務を成し以て將來の大計を全ふし庶蹟の擧るを期せよ

式後 陛下は中牟田長官の御先導にて軍法會議海兵團倉庫造船部兵器庫を御親閲あらせられ更に有栖川宮殿下をして病院貯水池を御代閲せしめ給ふ斯くて 陛下は鎮守府内の行在所に入らせられしか當日海軍にては水雷試験を又地方民は漁舟網引を天覽に供し奉り晝夜共に煙火數百發を打揚げたり翌二十日 陛下は行在所を出御諸員奉送裡に御召艦に還御夫れより江田島に向はせられたり因みに開應當時の重なる諸官左の如し

鎮守府司令長官

海軍中將

中牟田倉之助

病院長

海軍々醫大監

豊住 秀 堅

造船部長

海軍大技監

赤峰 伍 作

主計部長	海軍主計少監	大森 雅義
知港事	海軍大佐	田中 綱常
海兵團長	海軍大佐	木村 貞良
軍法會議主理	海軍主理	荒尾 金吾
監獄長		林 一雄

第三節 市街組織の端緒

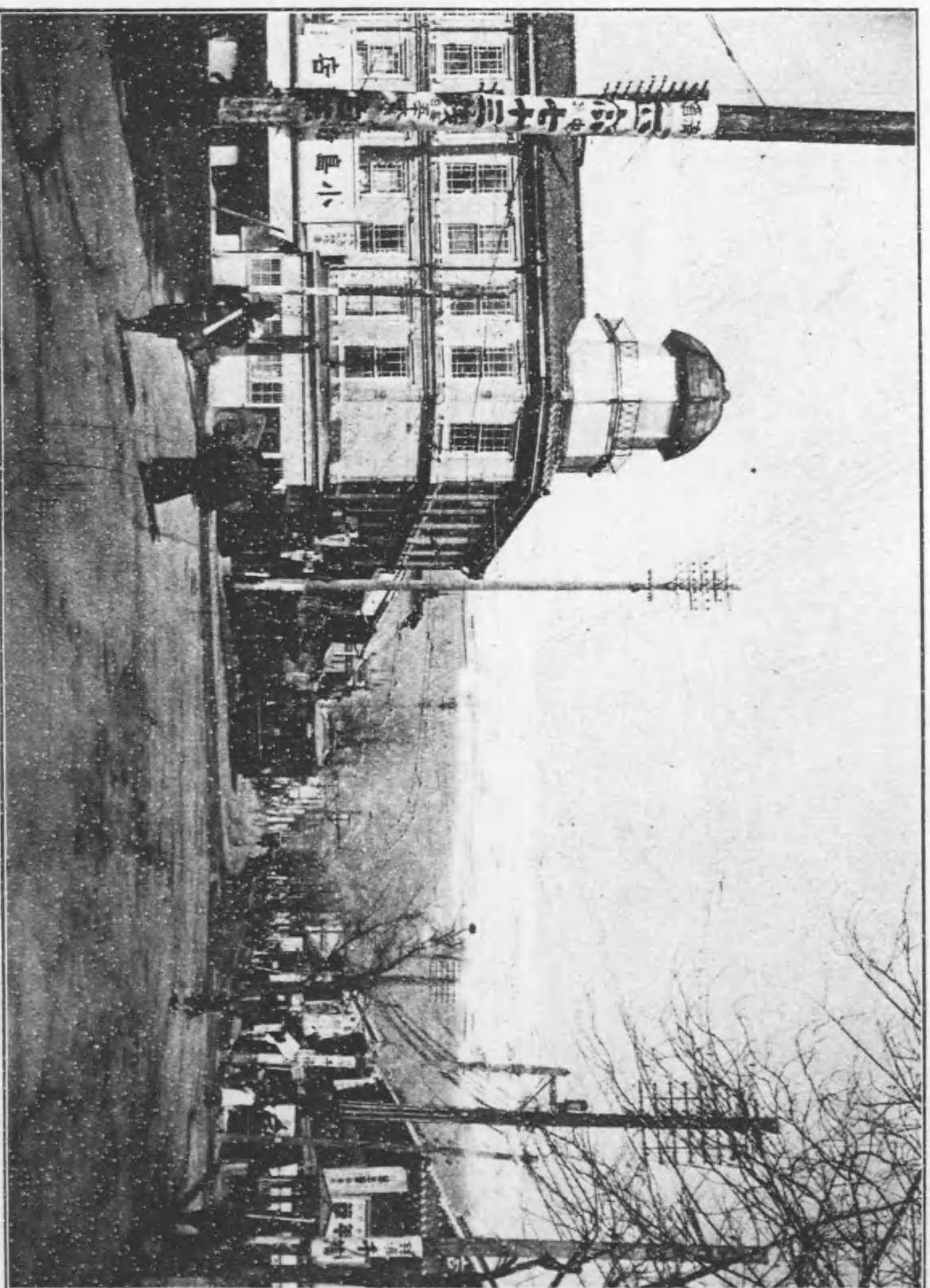
鎮守府設置の結果忽ちに一大市街地の出現を見るに至りしは實に特筆すべきの現象なり而して此の市街地の出現を速かならしめしは則ち道路の開設に因る抑々鎮守府設置以前に在りて最も重要な事なりし線路は安藝郡海田市より焼山莊山田和庄宮原警固屋を経て倉橋島鹿老渡に至る縣道なりき然るに全縣道線中宮原村を通過する部分は海軍用地に編入せられしか爲め爰に線路は中斷せられたるの姿となり交通上の不便鮮からず是に於てか此の中斷せる線路を聯絡するの目的を以て里道開鑿の運動起り來れり即ち警固屋村長井上式太郎宮原村長青盛敬篤和庄村長佐々木高榮等は人民惣代との連署を以て明治二十年

八月一日時の縣知事千田貞曉に對して道路開築願を提出したり其の計畫に依れば線路は警固屋村瀬の向より鍋峠を経て宮原村の山腹を迂迴し和庄村明法寺下に至り其の所要の土地は悉く各地主より寄付し其の他の工費は總へて關係村に於て負擔するものとすかくて許可の指令を得ると共に直ちに工事に着手したるか當時縣道は幅員三間の規定たるのみならず其の線路變更は内務省の許可を経ざる可からざるを以て速成の便宜上之れを里道として許可を申請したるものなり本道路は之れを従前に比すれば約二倍の長距離となりたるを以て其の交通上の價值に至りては遺憾なきを得ざりき然れども是れと前後して吳市街の根幹樞軸とも稱すべき二大道路の開設を見たるは此遺憾を償うて餘ありき即ち其の一は元海軍監獄即ち今の海軍官舎下より堺二河の兩河を横斷し更に左折して川原石に達する幅員八間の道路他の一は海軍第一門より一直線に和庄村字十字新開即ち今の本通九丁目に至る幅員十間延長三百二十四間の坦々たる大道なりとす是れ實に今日吳市目貫の場所たる和庄本通にして其の工費六千八百餘圓其の内三千圓は和庄村々費の支出とし殘額三千圓は村内外有志の寄附金を以て支辨せり

是れより先き又今の川原石より母村吉浦村字濱新開に至る道路の開鑿あり其の延長二十六町餘此の線路は其中四丈餘の切下けを要する部分あり頗る難工事なりしかとも千百餘名の村民は勞力寄附によりて善く之れを竣工せしめたり

明治二十一年には莊山田村字濱田より隣村燒山村に通する一等道路の改修あり該道路は當時交通頻繁なりしに拘はらず幅員僅かに二三尺然かも凹凸甚しかりしを以て莊山田村民は其の經費を負擔して之れか改修を企圖せしなり終りに以上の道路に比し更に一層有力なりしは和庄村及び賀茂郡阿賀村間の縣道改修なりとす鎮守府設置以來阿賀村及び附近村落との交通及び貨物の運搬は漸く頻繁を加へ來りたれども道路狹隘坂徑崎嶇頗る車馬の往來に不便を感せしかは明治二十二年十二月和庄村長佐々木高榮阿賀村長平原尹則並に兩村人民惣代は連署を以て縣知事鍋島幹に陳情して愈改修に着手し爰に軍港と賀茂郡諸村落との交通に一新生面を開くを得たり其の工費中七千七百五十餘圓は兩村にて負擔し餘は地方税の支辨を仰きたり

以上は鎮守府設置に於ける道路施設の概要なりとす若し夫れ各部落に於ける



(新潟県製菓専修学校島原)

里道の開設に至りては此に縷々記するに堪へず斯くして軍港地交通の便開く
ると共に家屋の建設は新設道路に沿ひて漸く多きを加へ來りき縣當局は豫め
之を期し明治二十年五月七日縣會を以て家屋建築法なるものを公布したり即
ち左の如し

縣令乙第九號

吳軍港家屋建築制限法

第一條 吳港の部内を分つて三區とす其各區内に於て設くる家屋下水等は
總へて本則に依る

第二條 各區の境界及道路下水等は別紙圖面の通り道路の幅員十二尺以上
道路下水は其建築等を必要とする場合に臨み地圖及仕様書を添へ本廳の
許可を乞ふ可し

但し民有地第一種中へは私設の道路と雖とも六尺以上となす可し

第三條 家屋は滿潮面より四尺以上の高さを有する地盤に非されは建築す
ることを得ず

第四條 家屋は煉瓦石造又は木造塗屋等にして屋根は不燃質を用ひ桁下は

一丈六尺を下る可らず家屋内床敷は地上一尺八寸以上とす可し第三區内は實地の形狀に依りて並家の建築を許す可し

第五條 井水は厠圍及下水を距る三間以上厠圍は本家を距る二間以上の地に非されは設置するを得す厠窩は盜衣を有する陶器を用ゐ其周圍の表面は厚さ五寸以上の漆喰を以て漏斗狀に造成し斜に厠窩に達するの構造となす可し

第三區内は實地の形狀に仍り本條の制限を取捨することを得

第六條 厠圍及汚水出口は道路に面し設く可らず

第七條 下水は煉瓦石造又は厚さ六寸以上の漆喰製にして汚水の淹滞せざる様注意し其表面は蓋をなす可し

第三區内は本條の制限を取捨することを得

第八條 第一區第二區宅地内へ汚水溜を設く可らず汚水は煉瓦石造又は漆喰製を以て水路を設け下水に排除す可し

第九條 芥溜は直ちに運搬し得へき受器を備ふ可し

第三區は灰小屋等一定の芥捨場を設くることを得

第十條 煖炉其他煙筒及煙管の煉瓦石造は厚さ七寸五分以上とす可し鉄管の煉瓦石造は厚さ七寸五分以上とす可し鉄管造は木材等可燃質物より一尺以上の距離を置き其貫通す可きヶ所と周圍七寸五分以上不燃質物を以て之を隔つ可し

第十一條 鍛冶場製藥場其他の工場製造所は圖面及仕様書を添へ本廳の認可を請ふ可し

第十二條 総へて家屋は堅牢にして火災を防ぎ兼て衛生上に注意し空氣の流通を能くす可し

第十三條 本則に違背して工事を起し又は適法の工事と雖とも敗類して危険の虞あるときは臨時改造修理若くは撤却を命ずることある可し

此の制限法は發令以後市街構成家屋建築の標準たりしものにして今日吳市の街路及家屋比較的整正統一せられしは此の制限法の資とも觀る可し是れより先き鎮守府建築工事着手後勞役に従事せる人夫職人又は鎮守府開廳後建築事業の勃興を目的として來集せる職人工夫の數は實に一万數千人の多きを算し是れ等の大多數は此地に住所を定めざるへからされとも元來農村漁

邑の事として到底普通の住居を求むること能はず現に海軍用地を立退きたる土着民すら其の移轉家屋を得るに困難を訴ふる有様なりしかは外來者の住居難は以て推知するに足るへし是に於てか一時雨露を凌ぐへき假住居は到る處に築造せられぬ若し之れを自然の成行に放任せんか其の弊や知るべきのみ是を以て安藝郡役所は明治二年四月吳港假屋建設内規なるものを設定すると共に人夫小屋取締規則を制定し人夫の宿泊所は一人に付き疊一疊の割合以上とし出入口は一室に三ヶ所の割とせり然れども這は只一時的の制限法にして市街の組織制限法の上には何等効力なきを以て茲に縣令に依る家屋建築制限法の發布を見るに至りし所以なりされは該縣令の發表と共に安藝郡役所は其内規及び規則を撤廢し更に制限法に基きて市街地築調整理の目的を以て各關係村に組合規約を設けしめたり

此組合は莊山田和庄宮原吉浦の四ヶ村より成り各村毎に三名の商議員を選擧し該商議員は市街の整理に關する利害得失を調査研究し實際施設の方法を議定し地民に代りて郡長及び戸長に其の意見を具申し又は之れか諮問に應ずるの組織なり而して市街整理に關する商議員の決議は關係村に於て之れを抗拒

するを許さず其の權限をして全く絶對たらしめたり固より是れ等商議員の干與するものは凡へて四ヶ村共通の利益を目的とする經營に止まり組合村か各自單獨に施設すべきものは敢て關する所なかりしなり其の規約は左の如し

郡訓局第四三〇号

組 合 規 約

第一條 吳港市街地整理の便を計らんか爲め市街整理商議員若干名を置く其配置左の如し

莊山田村 三人 和庄村 三人 宮原村 三人 吉浦村 三人

第二條 商議員は各村浦將來の公利公益を企圖し専ら市街の整理を謀る義務あるものとす

第三條 商議員は市街の整理に付ては其利害得失を講究し實際施設の方法を審議辯論し而して地民に代り郡長戸長に其意見を具狀し及び郡長戸長の諮訊に應ずる責任あるものとす

第四條 商議員は吉浦外三ヶ村聯合して商議するものと雖も其事他村浦に關係なきものは其村浦限り意見を具狀し又は諮問に答ふことを得

第五條 市街整理上の儀に付商議員の意見により施行せらるゝものは其村浦人民之を拒むを得ざるものとす

第六條 商議員は郡長又は戸長諮訊有無に拘はらず毎月一回以上集會協議するを要す

第七條 商議員となることを得べきものは滿二十五年以上にして其土地に居住し資産名望あるものに限る

第八條 商議員の選舉は各村浦各迫限り各自の投票を以て代撰人三名を撰む而して其代撰人は互選法を以て更に定員の倍數を選舉し以て選擇に供するものとす

第九條 投票開緘等の取扱は戸長に請求するものとす

第十條 被選者選擇並に當選狀交付方は郡長に請求するものとす

第十一條 商議員は土地人民に對し飽く迄其義務を盡すべきものに付正當の事故なくして其選を辭することを得す

第十二條 商議員は俸給なし但酬勞金を附與することあるへし

第十三條 商議員は滿一ヶ年を以て任期とす半年毎に其半を改選す但第一

回改選期に於て半數退任者は抽籤を以て之を定む

以上の如く家屋の建築市街の組織に關する規定乃至規約の設ありたる爲め能く亂雜と不統一とを避け整然たる新興市街の出現を見るを得き

斯くして成りし初期の街衢は海軍第一門外眼鏡橋より東泉場に至る所謂和本通を初めとし海軍監獄下より二河橋方面に至る縣道筋及び川原石方面なり殊に第一第二は吳市街の基点とも稱すべく是れより續々衢を劃し巷を開き縦横交錯して遂に現今の碁盤形の大市街を形成するに至れるなり而して市街組織の基礎たる大小道路の竣成せんとするや宮原和庄山田の三村にては監督官廳の指示に基き村毎に道路保存取締規則を制定し知事認可の下に之れを勵行する事となりき該規則の目的は道路橋梁の保存修理等より之れか清潔の維持即ち塵芥汚物の掃除下水溝渠の浚渫其の他街路樹の保護等を爲すに在りき

第四節 市街の築調

市街組織の端緒は上述の如くなれども連街未だ蔓を比するに至らず處々荒地

停汚を存し一般の景況尙を頗る混沌たるを免れさりき固より各村に於ては其の地の將來を豫想し市街築調の方法に關しては種々考究せられたるか如し就中海軍へ密邇せる樞要の位置を占めたる和庄村は夙に本通大街路を開き明治二十五年には町制を施行するの機運に會し越わて三十年の頃には市街築調規約なるものを設け各地主の協力に依りて市街道路の築調を爲すことに決したり敢て公利公益を念頭に置かざるの傾ありしに拘はらず時の町長佐々木高榮等は百方斡旋善く地主間の和衷協同を保ち遂に之れか規約を制定するに至りき是れ獨り他町に對して好模範を示したるのみならず和庄町其れ自身にありては街衢の構成を迅速ならしめ遂に將來吳市繁榮の中心となるの榮を贏ち得たるなり今當市に於ける市街築調の事情を彷彿するに便せんか爲め其規約の一斑を左に載録す

- 一 和庄町字青木本廣郷川原田地内別紙(省略)の通市街を築調するものとす
- 一 市街は各地主に於て自費を以て之を築調するものとす
- 一 市街割の結果反別に増減を生ずるときは各關係の總反別に割當て夫々増減するものとす

- 一 道路下水敷地は總て地主に於て之を寄附するものとす
- 一 道路の埋築下水の築調は沿線地主の負擔とす
- 一 地割に依りて得たる地主の期限内に新築を爲さんとする場合に於て舊家屋存在するときは地主及舊家主と協議決定するものとす
- 一 地割の結果に依り貸借の關係を生ずるときは其借地料若くは小作料は相當の額に協議決定するものとす
- 一 地割に依り地目の如何に拘らず埋立しある地を配當する新地主は其埋立坪數を算し舊地主と協議して其額を辨償するものとす
- 一 市街割の結果反別の端數を生せしときは共有地とす
- 一 共有地を賣却せしときは其金は反別割を以て各地主へ配當す
- 一 在來家屋の移轉は明治三十一年より向四十年迄十ヶ年に自費を以て實行するものとす
- 一 在來の家屋新設道路及下水に當る場合に於ては期間内假道路假下水を新設するを要す

但現住者は地主に對し相當の敷地料を辨償するものとす

一、本件に關し左の職員を置くものとす
但委員には報酬を給せず

委員 八名

- 一、委員は地主惣會に於て地主之を選擧す
- 一、委員は互選を以て専務委任三名を設く
- 一、委員は本件に關する一切の事務を擔任し完成するものとす
- 一、専務委員は委員會の決議を經測量上書記寫字生人夫等を雇入るゝ事を得

本項雇人給料等は委員會に於て之を定む

- 一、地割に關し専務委員の取扱に係はる總へての費用は地割に依りて得たる地主の負擔とし其賦課法は反別割とす

本規約に基く市街築調の計畫は明治三十一年五月に至りて竣成したり是れ和庄町一區の事業なれども莊山田村其の他の市街組織も概ね斯くの如き地主の妥協に依りて始めて進捗するを得たりき斯く地主か自ら市街築調の負擔に任するは固より一時苦痛たるに相違なければども其の所有地所か市街宅地となる

の曉には特殊の投資と勞力とを要せずして自ら其の賣買價格を昂上し又は其の賃貸地料の騰貴を見るに至り耕地當時に比して非常なる利を收むるに至るは論せずして明かなり唯一般地主か此の賭易き道理を知りつゝも尙ほ且つ諸阻遼巡せるの時に當りて和庄町の地主か斷然市街築調規約を制定して之れを斷行したるは一美舉にして其他町村を刺戟せしこと決して尠少ならざりしなるへし

第五節 町村區域と其の趨勢

明治四年區制度の實施と共に宮原和庄莊山田の三村は廣島縣第三大區第八小區として同一行政區域に屬し用掛一名大組惣代各村一名宛を置きて村治に當らしむ明治十年用掛以下を廢し小區に戸長一名各村に副戸長一名宛を置き事務所を莊山田に設く後行政區域を擴張して吉浦警固屋瀬戸渡子の四ヶ村を加ふ初め村吏は皆官選なりしか明治十一年郡區町村法の公布と共に大區小區の制を廢し人民の公選を以て各村に戸長を置き始めて村治の獨立を見るに至れり

明治二十一年四月帝國憲法の發布と共に市町村制の公布あり該制は翌二十二年四月一日を以て施行せらるゝこととなりき當時鎮守府建設の工事は着々進捗し翌二十二年四月を以て開廳の式を舉行せらるゝの運ひとなれるか當時縣郡當局者に於ては縱令此の軍港地が將來一大都市たるの運命を有せりとまでは豫期する所なかりきとすとも少くとも軍港を抱擁せる現在の宮原和庄山田及び吉浦の一部か其の地勢の關係上將た道路橋梁の如き共同施設の遂行上より早晚同一の自治行政區域となるべきを豫想し市町村制實施を好機會として其の併合をなさしむる方針にて先づ各村に其の是非を諮問するに至れり此の併合問題は實に平々凡々たる農村漁邑か初めて逢着したる行政上の大問題にして各村孰れも是非の議論紛々たりしか如し然るに右諮問に對する答申者は唯莊山田宮原兩村の分を存するのみ和庄吉浦の書は全く散逸して復た知る可らず然れども吉浦は其の一部の離合問題なるを以て其利害は比較的輕小なりき是を以て大勢は和庄莊山田宮原三村の意向によりて決すべきものたりされど若し宮原莊山田の意向にして一に定まらんか和庄一村にて大勢を動かさんことは至難なるを以て本問題に對する三村の輿論は略々宮原並に莊山田

の答申書に依りて窺知するを得へし

莊山田村にては戸長井上溫造を始め澤原爲綱宮原幸三郎豊田實穎宮崎爲興廣本文右衛門佐藤萬藏船岡忠三郎勝田二三郎富岡徳平佐藤常信の連署を以て明治二十一年八月十四日答申書を時の郡長杉山新十郎に提出したり是れ等の人々は言ふまでもなく村内智識階級乃至名望家の代表人物にして何事にも進歩的意見を有したる人々なりされは其の答申書の如きも滔々數千言之れを利害の方面より論究せるのみならず其の文章の如き辭に彫琢の工なしと雖も生彩奕々亦頗る雄渾の氣あり然れども今は全文を録するの煩を避け其の要旨を摘出して止まんとす即ち莊山田村の意見としては有力の町村を造成すること行政の統一を期すること疆土の自然に一廓をなし民情の大体に一致すること事務整理の利益あること經濟上の利益あること村吏に其の人を得るに利益あること是れ等諸点より合併の可否を判別すれば勿論合併説を取らざる可らず然れども是れ等の理由は畢竟するに議論に偏するの嫌あり若し之れを實情上より觀察せんか町村の區域は過大なる可らざること人情風習の相違は共同團結を阻害すると合併すれば共有財産の處分に困難を來すこと合併せざるも施

政に支障なきこと合併したる町村を更に數區に分つの煩瑣なることこの理由に依りて合併を不可となす而して此の理論實情兩方面を比較研究したる結果村内の公論は實情論に傾き居るを以て結局莊山田は獨立の自治体たるへしと云ふに歸着せるなり

次に宮原村に於ては戸長青盛敬篤以下赤松勘左衛門道佛伊三郎高橋權八後藤友三郎木下角藏原平太郎吉中丈助椋田利右衛門水野源兵衛道佛伊右衛門大野元助森川奎平等の連署を以て答申書を提出したり其の要旨は村浦合併の曉には行政事務を取るべき役場は必然中央部に設置せらるべきを以て人民の願届又は諸上納金納付上多大の不便を感ずるのみならず殊に死者の埋火葬届の如き急を要するものも役場との距離遠隔なる爲め甚しく遅延するの恐あり又之れを村經濟上より觀るに縦合獨立の自治体として存するも之れか爲めに人民の負擔を増加するの恐なしと云ふにあり

以上の如く莊山田宮原兩村の輿論は結局非合併に一致したるなり然れども宮原村にありては山中忠利山中馨の如き進歩的意見を有し一村の輿論に反對して併合説を主張したるものもあり此の小數意見の要点は我か宮原村を始めと

し和庄莊山田吉浦の内池濱以東を以て一大町村とせんことを希望す何となれば第一鎮守府開設以來の狀況を觀るも往古は四ヶ村舊來の慣習ありて人情風俗も異り加之經濟上自ら差別ありしに拘はらす今後は明かに施政の統一を期し得へし第二地形山脈の聯絡よりしても四ヶ村は自然に一廓を成せり第三水利道路等にして其利害各村に相關するものあり之れを各別に處分せんこと甚た困難なりと云ふにありき然れども大勢は未だ併合の氣運に傾かず郡當局亦民意の在る所を諒とし合併を他日の機會に委し姑らく各村獨立の自治体たるを認むるに至りき然れども若し當時英斷以て之れを合併したらんには各方面に互りて幾多の利益あり其の軍港都としての發展進歩も一層速かなるものありしならん

村浦合併は關係村落の輿論として遂に實行を見る能はさりしかども其の實四ヶ村割據の障壁は漸次内部より崩壊し來りしか如し現に海軍用地として買収せられし宮原村字町浦の如きは全滅に皈し其の撤退すべき民家千餘戸の中五百九十四戸は和庄莊山田吉浦の一部へ移築せられ三百八十五戸は自村の山地に移轉し他は海軍用地附近の線外に定住せり斯の如く宮原村に於ける戸口の

移動は既に是れ割據的慣習を打破したるの一新例なり而して從來吉浦村の飛部落として寂寥たる一小天地に踞踏せし川原石及び兩城は戸數僅かに百三七を算するに過ぎさりしに爾後市制施行に至る十五ヶ年間に戸數千六百人口八千に膨脹するに至れり其の他和庄及び莊山田兩村に於ても戸口に異動ありて新陳互に代謝せしのみならず漸次市街の築調成るに従ひ元來自然の障壁なき各村の境界は明確に認識する能はざるに至り行政區域の依然存在するに拘はらず其の實四ヶ村は渾然たる一廓として認めらるゝに至れり而して鎮守府設置後に於ける戸口の大異動は單に土着即ち本籍戸口の夫れのみならずして亦實に夥しき外來者移住者に依りて殆んど前例なき膨脹を呈するに至りしなり

今試に明治二十年に於ける和庄莊山田宮原三村の現住者數を検するに戸數三千三百八十八人口一万四千五百四十一に過ぎさりしもの爾後三十一年に至る十ヶ年に於て戸數八千八百八十九(吉浦村の兩部落を含む)人口三万九千六百三十七に激増し更に市制施行の前年即ち明治三十四年には戸數一万一千七百三十六人口五万三千六百九十に膨脹しき而して各村の中最も戸口増加の著しきは和庄村

にして之れに次くは莊山田宮原の順序なり是れ正に市街組織の遲速と土地の形勝とに依れるなり斯くの如く人口の増加と共に漸次街區の擴大を見るに至りては勢ひ爰に各般の状態に大變動を來さざるを得ず而して是れ等變動中に於て最も顯著なる現象は即ち生業上の革命なり從來農業又は漁業を本位とせる村落は漸次に其の耕地を減縮せられ其の漁浦を埋立てられ大規模なる市街の素地となり家屋は年々に軒を列ねて農村漁落の俤は日に月に消え失せたり是を以て從來農を營みしものは其の鋤鋤を擲ちて牙籌を執り漁業を事とせしものは其の舟楫を捨て、工場に機械を運轉するに至れり加之他地方より移住するものにして商又は工を以て身を立つるもの夥しき爲め自然土着民も之れに刺戟せられて其の父祖傳來の家業を變するもの比々相次ぐの有様なり又縦令全然農業を墨守するものと雖も傍ら商工を兼ねるもの多く所謂半農半商の状態にして農業は年一年に衰退するに至れり而して鎮守府設置後十二年即ち明治三十四年に於ける職業別は實に左の如き數字を示せり

現住人口	農	業	工	業	商	業	漁	業	其	他
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

五、六九〇	三、六〇七	八、四七	五、九元	一三〇	三五、八七七
-------	-------	------	------	-----	--------

即ち工業は総へての生業中最も多きを占む是れ實に住民の多數か海軍工廠職工たるを以てなり而して工業の八千四百七十七人に對し商業は五千九百二十九人農業は僅かに第三位を占むるに過ぎず殊に漁業に至りては唯百三十名然かも和庄山田宮原には一人もなく僅かに川原石沿海の部落に存するに止まり而して商業に従事せるものは遍く各村に布けとも其の大規模のものに至りては大抵和庄本通に集中し全通は夙に吳港商業の中心点を成せりかく和庄村は商業の中心点を控へたるか爲め万般の進歩隨ひて著しく明治二十五年八月には遂に町制を施行するに至れり又川原石方面も和庄町に次いて發展著しく明治三十五年三月には吉浦村より分離して二川町を置き町制を施かれき是れ他日市制施行の際同一區劃たらしめんか爲めなり是れより先き四ヶ村の社會状態乃至人事行政の狀態漸く複雑ならんとし諸事監督の必要を感ずるに至れるより船越村字鼓ヶ浦に在りし安藝郡役所は明治二十年四月一日和庄村に移轉し一時明法寺の本堂を以て役廳舎に充て同時に

吉浦村字兩城(今の三城通)に六百餘坪の地を相して廳舎新築の工を起し爾後明治三十五年市制施行に至るまで郡衙は吳港諸般の經營に關して努力する所ありたり而して鎮守府の位置決定して用地の買収となり次いて工事に着手せる當時の郡長は澤原爲綱にして其の献替の功鮮からず頗る令名ありき爲綱は明治十一年郡區編制の時より郡政の首腦となり以て同十九年九月其の職を退くに至る爲綱に次きて郡長に任せられしは杉山新十郎にして明治二十四年四月に及ぶ亦吳港創業當時の施畫者たり尋いて明治二十四年四月新に任に就きしは栗原幹にして吳市制施行の大計に參與し一時市長事務取扱として献策する所鮮からざりき

明治三十五年三月廣島縣知事は安藝郡吉浦村の内字川原石及び兩城の地を分割し其の區域を以て新に二川町を置く其の告示左の如し

廣島縣告示第九十五号

町村制第四條に依り來る四月一日より安藝郡吉浦村の内字川原石兩城の地を分割し其區域を以て新に二川町^{フタカワ}を置く

明治三十五年三月二十日

廣島縣知事江木千之

縣知事は又明治三十年三月の内務省令第三号第九條に依り役場位置を定む其の告示左の如し

廣島縣告示第九十六号

安藝郡二川町役場位置を字文政新開と定む

明治三十五年三月二十日

廣島縣知事 江木千之

安藝郡長は吉浦村二川町の財産處分法を左の通り訓令したり

訓局第七一号

吉浦村役場

本月二十日日本縣告示第九十五号の通り來る四月一日より其村を分割し新に

二川町を設置せられ候に付財産處分左の通り取計ふへし

右訓令す

明治三十五年三月二十四日

安藝郡長 栗原 幹

一 川原石尋常小學校舎及其附屬物は二川町の所有とすへし

一 吉浦村外三ヶ町村學校組合解散の場合に於て吉浦村に飯屬すべき財産

は二川町及吉浦村に等分すへし

一 舊吉浦村隔離病舎に充つる建物並に其附屬物及び敷地は之を賣却し其

代價を二川町及吉浦村に等分すへし

一 前各項外の舊吉浦村有財産は一切吉浦村の所有とすへし

一 簿書類の區別し得べきものは各其關係する所に依り之を分別し區別し

能はざるものは吉浦村に屬せしむへし

明治三十五年四月一日安藝郡長は明治三十年三月内務省令第三号第一條に依り二川町臨時事務取扱者を左の通り選任したり

町長臨時代理者

石田 龜太郎

助役臨時事務取扱者

末永 末太郎

収入役臨時事務取扱者

石山 儀市

書記臨時事務取扱者

塗師 井 玄一

全

渡邊 隆吉

全

土屋 岩五郎

全

中谷 四市

町長臨時代理者は二川町明治三十五年度(至三十四年度)歳入出豫算を編制し安藝郡長

の認可を受く其の要領左の如し

廣島縣安藝郡二川町明治三十五年(昭和十一年)歳入出豫算

歳入

第一款 雑收入

第一項 雑收入

第二款 町税

第一項 縣稅營業割

第二項 戶數割

計

歳

出

經常費

第一款 役場費	九四八、六〇〇
第一項 給料	五〇一、七〇〇
第二項 雜給	三〇、〇〇〇
第三項 雜費	三九四、九〇〇
第四項 揭示費	一二、〇〇〇

第二款 會議費

第一項 雜給

第二項 雜費

第三款 衛生費

第一項 傳染病豫防費

第二項 隔離病舎費

第四款 警備費

第一項 消防費

第五款 勸業費

第一項 害虫驅除豫防費

第六款 諸稅及負擔

第一項 諸稅

第二項 負擔

第七款 兒童教育委託費

第一項 兒童教育委託費

五、〇〇〇	五、〇〇〇
二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
三、〇〇〇	三、〇〇〇
四、三〇〇	四、三〇〇
四六、七五〇	四六、七五〇
五、〇〇〇	五、〇〇〇
二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
八〇、二〇〇	八〇、二〇〇
二〇〇	二〇〇
八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇

第八款 公借金

一一、七〇〇

第一項 公借利子

一一、七〇〇

第九款 豫備費

五五、〇五〇

計

一、三五七、六〇〇

縣知事は町村制第三百三十五條に依り最終人口を告示す即ち左の如し

廣島縣告示第三百三十四号

本年四月一日安藝郡二川町吉浦村の現住人口左の通り

一六千八百三十七人

二川町

一五千二百四人

吉浦村

明治三十五年五月七日

廣島縣知事 江 木 千 之

町長臨時代理者は右告示の現住人口を標準とし町會議員の數を十八人と定め之れを二級に等分し二級は六月八日一級は全月九日二川町兩城説教所に於て議員の選舉を行ふことを告示し六月八日先づ二級選舉を行ひたるに其の當選人と決定したる者左の如し

石谷小次郎

濱岡新助

濱井儀助

市制施行當時の縣知事郡長



廣島縣知事 江木千之



安藝郡長 原 榮 幹
(吳市長事務取扱者)

第二編 第一章 第五節 町村區域及其の趨勢

第八款 公借金

第一項 公借利子

第九款 豫備費

計

一、七〇〇
一、七〇〇
五五、〇五〇
一、三五七、六〇〇

縣知事は町村制第三百三十五條に依り最終人口を告示す即ち左の如し

廣島縣告示第百三十四号

本年四月一日安藝郡二川町吉浦村の現住人口左の通り

一六千八百三十七人 二川町

一五千二百四人 吉浦村

明治三十五年五月七日

廣島縣知事 江木千之

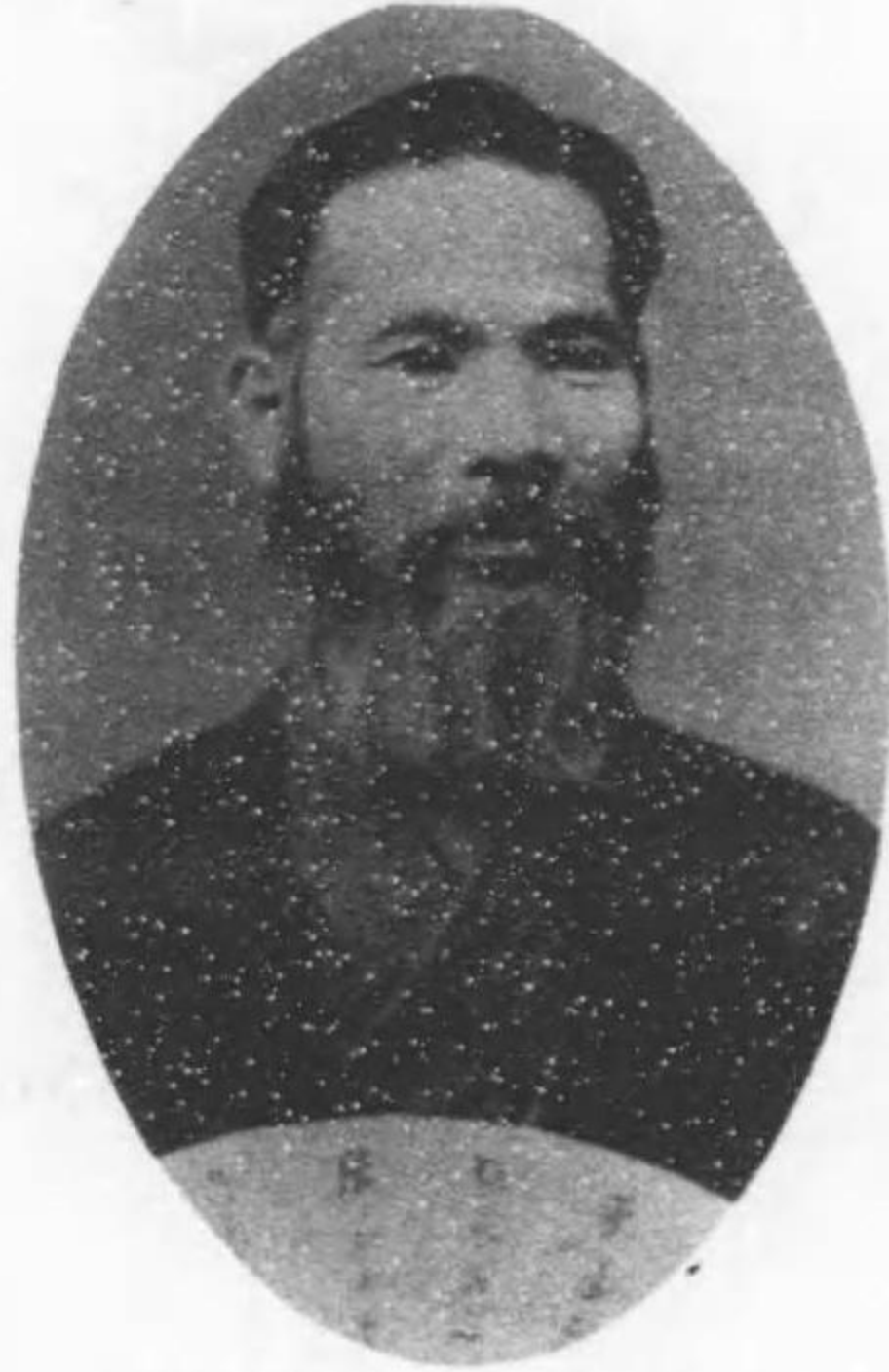
町長臨時代理者は右告示の現住人口を標準とし町會議員の數を十八人と定め之れを二級に等分し二級は六月八日一級は全月九日二川町兩城説教所に於て議員の選舉を行ふことを告示し六月八日先づ二級選舉を行ひたるに其の當選人と決定したる者左の如し

石谷小次郎

濱岡新助

濱井儀助

長村町の時當行施制市



宮原長村 青盛敬篤



和庄長町 太刀掛三左衛門



川町長 末永末次郎



山田長村 井上温造

赤松勘三郎

棕田貞次郎

新田淺平

花本房吉

兒玉末夫

赤松庫助

次に全月九日一級の選舉を行ひ其の當選人と決定したるもの左の如し

石井米助

池田淺助

西本岩松

末永四郎

森三兵衛

新原七五郎

明田徳之助

中鹽市郎

橋津増太郎

明治三十五年六月十四日町會を招集し町長臨時代理者石田龜太郎議長となり町長の選舉を行はしめたるに過半数の投票を得て末永末太郎當選したるを以て二十七日縣知事の認可を得二十九日就任せり町長臨時代理者石田龜太郎は其の任を解き事務を町長末永末太郎に引継ぎ退任したり

第二編 總 說

第二章 市制の施行

第一節 縣知事の示談

鎮守府設置以來十有餘年間に於ける戸口の膨脹は既に略叙せるか如し然るに日清戰役後軍港擴張の結果として更に顯著なる戸口の増加を來したるは特に注目を要す即ち明治三十一年には戸數八千八百口數三万九千六百三十七を算せしもの同三十五年に至りては戸數一万三千八百九口數六万百三十二に激増せり斯くの如き戸口の増加は其の自然的繁殖に非ずして寧ろ各方面より移住者を吸引したるの結果たるや無論なり試みに三十五年に於て戸籍面に見はれたる本籍人口と寄留人口とを比較せんに本籍一万二千四百七十七人に對する寄留一万七千九百八十五人なり即ち寄留民は本籍民に比して五千餘人の多きを見る加之此の本籍民も都て土着民たるにあらずして他より轉籍し來れるもの若干あるを以て外來人の數は實際上土着民の數に比して更に多數に上るを知

るべきなり

斯くの如く外來民の多數が土着民の間に混住する結果として又土着民か隨意に他町村に其の居を移動する結果として不知不識の間に割據的觀念の漸く鎮磨し去るは自然の數なり斯くて四ヶ町村の人民は年一年精神的に統一せらるゝに至りき加ふるに逐年新街の勃興し來ると共に各町村の境界線は次第に曖昧となるのみならず市街の連續は遂に彼是の區別を消滅せしむるものなり而して既に軍港として尢然たる一廓の都市となり諸般の事業個々單獨に遂行する能はさるの状態となれる結果却て町村分立の不便を感ずるの痛切なるは論するまでもなし是を以て在來の行政區域を撤廢し之れを一行政區域として統一的經營に委するの利益は漸く識者の間に認めらるゝに至れり此の機運を看取せる時の縣知事江木千之は吳港四ヶ町村の統一を計畫することゝなれり是に於て明治三十五年一月二十日安藝郡役所は和庄町外三ヶ村の理事者に對し吳港重要事件に付本縣知事より示談相成る可き儀有之候に付ては和庄尋常小學校へ有志者を招集相成度との照會を發せり所謂軍港重要事件とは何ぞや揣摩臆測は頻に行はれき然れども識者階級には既に早く市制施行の件ならん

と推定せるものもありき然るに廿二日に至り更に安藝郡役所より左の如き照會ありたり

吳港重要事件に付本縣知事より御示談可相成儀有之候に付ては本月廿日庶第二七号を以て照會置候處右は來る廿五日午前九時宇品發にて來港軍港部より上陸同日午後一時半有志者へ示談相成候旨本日電報來り候に付右様御了知有志者御召集相成度此段及御照會候也

斯くて各町村役場にては町村内有志者へ各々通知狀を發せしに當日は知事に支障あり其の翌廿六日を以て會場を明法寺に變更して各町村有志の會合を開き知事江木千之は參事官渡邊勝三郎及び縣屬二名速記者二名と共に出張會議に列席したり郡衙よりも亦郡長栗原幹並に郡書記山田一清列席す而して町村よりの出席は町村長町村會議員有力者有志者等無慮六十餘名に達せり當時知事は大要左の如き演説を試みたり

自治体は各其の特性に適應なる組織を爲さすんは焉んぞ克く其の發達進運を期すべけんや當吳港は帝國海軍の最大根據地と謂ふも過言に非ざる可し斯くの如き樞要の地方なるに拘らす親しく實地を視察するに一見其の分界

すら判明せざるに然かも事實に於ては四ヶ町村に分裂し居り隨て各般の施設區々に涉り衛生に土木に教育に悉く其の統一を缺き完全なる行政を爲す能はず爲に及ほす弊害は殆ど枚擧に遑あらざるへし

(中略)消防組の設は當に地方人民の爲に必要なのみならず帝國海軍の一大根據地たる當地に向つて實に欲く可らざるものなり因て先年四ヶ町村に對し之れか設置を命したるも未だ其の成立を見るに至らざるは甚だ遺憾とする所なり是れ或は各町村相互の關係を顧みて決せざる等の事情なきに非ずや是れ亦四ヶ町村を統一して此の都會に適應する施設を爲すに如かざるなり

當地は人家稠密の一都會なるの点よりして上水の設備も必要とするのみならず廣大なる埋立地に於て飲料水の頗る不良なる点よりして一層深く上水の設備を必要とする次第なり然るに此の都會か四ヶ町村に分裂し居りては上水設備の起業なり管理なり到底之れを能くすることを得ざるなり又下水排除の事も甲町村にては熱心に疏通を計るも乙町村は頗る冷淡なるか如き景況を呈する様の事ありては是れ亦到底其の効を見ることを得ざるへし

傳染病の豫防は統一的に且つ機敏に行はされは到底其の効を奏すること能はず今此の四ヶ町村中の一町村にして施設不充分なる事あらんか當に其の町村に害毒を流すのみならず立どころに其の害毒を他町村に及ぼし其の町村の施設までも全然無効に歸せしむることなしとせず畢竟此の四ヶ町村は四ヶ町村と稱するも其の實異なる一都會即ち一体の四肢を成すものにして此の四ヶ町村の相互の關係は他の都會の町村と町村との關係よりも尙ほ密接せり故に此の都會の傳染病豫防に就ては統一的に且つ機敏に之れを行ひ得るの計畫を立つることを最も緊急のことなりとす去る二十六年傳染病流行の際姑息ながらも四ヶ町村連帶の施設をなして比較的利便を得たりと聞く是れ亦當地に於ける傳染病豫防の施設が統一的に且つ機敏に行はれざる可からざることを證するに足る

教育の事に就ても帝國海軍の大根據地たる此の都會に於て統一的に施設すべきもの多々あり前にも述べたるか如く實業補習學校等は當地の土地柄として最も必要の施設なる歐羅巴に於ては八ヶ年の小學校の義務就學を終りたるものに對して尙ほ義務教育として實業補習學校に入らしむるものあり

此の都會の如きもせめて實業補習學校に任意に就學するもの即ち其の希望者を満足せしむる丈の設備をなさる可らす然るに現今の如く四ヶ町村組合即聯合の姿にして漸く高等小學校を維持する様の次第にては到底當地の教育施設に十分の効を奏すること能はざる可し

其の他町村税の如きも此の都會の四元素即ち連擔櫛比其の境界を判別し得ざる四ヶ町村に於て區々に之れを賦課徴收することにては種々の混雜障害を免れず又縣稅町村税の戸數割戸別割の如きも此の一都會の四區即ち四ヶ町村に於て區々に賦課するは課稅上公平均一を得ざるのみならず取立上に於ても欠損を免れざる等の憂あり又諸般の勸業事業の如き道路撒水汚物掃除等の如き皆四ヶ町村區々の施設にては其の効を全くすること能はざる可し

之を要するに當地は帝國海軍の一大根據地にして其の施設に就いて之れを觀れば造兵廠なり造船廠なり其の規模頗る廣大にして殊に近年政府に於ては製鋼所を此の地に設置することをも計畫せられ衆議院は二回まで之れを可決して貴族院の議事に上りたる様の次第なれば此の地は帝國海軍の最大

根據地なりと謂ふも過言に非すと信すされは當地の發達繁榮を企圖する上に於て責任ある諸君即ち公民諸氏は能く此の點に留意せられ當地は最早制度上に於ても事實上に於ても安藝郡の一町村として存在することを得ぬと云ふことを諒せられ一面に於ては廣島縣否帝國の一大都市として成立せざる可らざることを覺悟し速かに市制を實施して諸般の設備を爲し以て此地の發達繁榮を圖るの舉に出てられんことを切望す

知事の演說終るや渡邊參事官は市制施行に伴ふ財政上の質問に應し四ヶ町村の經濟狀態を統計上より説明し今市制を施行するも爲めに人民の負擔増加するの憂なく大体の經濟上却て現在の歲計に比して幾分の節約を爲し得べき旨を述べ是に於て來會者中或は市制施行せらるゝも市稅戶別割に依り別に家屋稅となすの必要なきか或は市制實施に先たち川原石兩城の二部落は吉浦村より分離して後市に編入せらるゝにや等の質問をなすものあり之れに對して縣當局は市稅は戶別割を家屋稅となすことを得この規定あるに止り強ひて家屋稅に改むる必要なく又川原石兩城は市制實施前當然吉浦村より獨立するの要ありと答へたり

當時來會者中には貸家所有者多く自然市稅を家屋稅に変更する場合は家主の負擔重加す可しとて内心恐懼を起したるものゝ如し斯くて質問終るや澤原爲綱起つて曰く知事の教示は良に以あり願はくは引繼き滿場有志に於て協議を遂げん請ふ知事閣下は暫く別室にて休憩せられんことを江木知事等乃ち退席す斯くて協議に移るや宮原幸三郎發議して曰く本件に就いては四ヶ町村聯盟して所辨するの便なるに如かす請ふ期成同盟會を組織せん而して是れ參集諸君の一人も異議なかるべきを信するか故に直ちに假會長の推薦を行はん敢て請ふ諸君幸に賛同ありて不肖幸三郎に會長指名推薦の權能を與へられんことをと滿場一致之れに賛同したるを以て宮原幸三郎は會長に澤原俊雄を指名推薦して滿場の拍手を得澤原會長簡單なる挨拶ありて吳市期成同盟會假規則を起草すへしと告げ休憩を宣す再開後左の假規則を附議す

吳市制施行期成同盟會假規則

第一條 本會は吳市期成同盟會と稱す

第二條 本會は吳四ヶ町村を吳市制施行地となすことを目的とす

第三條 本會に左の役員を置き諸般の事を整理す

會長一名

幹事十名

書記一名

第四條 會長事故あるときは幹事互選の上代理す

第五條 本會に要する費用は有志者の義捐に依り支辨す

然るに或は役員の幹事を二十名となす可しと云ひ或は別に評議員を置く可しと説き一時議論喧囂を極めしか結局評議員三十名幹事八名を置くことに決し他は原案を是認せり斯くて役員の選舉に移りしに會長には假會長澤原俊雄を推薦し評議員以下は會長の指名に一任するに決したり是に於て澤原會長は不肖俊雄會長に推薦せらるゝの榮を得たれども微力大任を完うすること能はざるを恐る唯滿場各位の助力によりて本會の目的を達成せんことを期す幸に援助を吝まるゝなからんことを望む

と述へ茲に期成同盟會は確實に成立したり即ち之れを江木知事に報告し午後五時散會を告げたり其の後本規則の決定を見ると共に新に副會長を置くこととなり澤原會長より左の如く役員を指名せり

- 副會長 豊田實穎
- 評議員 澤原精一(莊) 橋本貞之助(和) 井上溫造(莊)

- | | | |
|----------|-----------|------------|
| 末永末太郎(二) | 青森敬篤(宮) | 道佛伊三郎(宮) |
| 高橋基緒(和) | 宮崎俊太郎(莊) | 石田龜太郎(二) |
| 山中紀三郎(和) | 後藤友三郎(宮) | 宮原幸三郎(莊) |
| 宮原鶴之助(莊) | 植田新之助(和) | 山中徳三郎(和) |
| 中島健一郎(和) | 佐々木健三郎(和) | 勝田仁三郎(莊) |
| 佐伯龜次郎(莊) | 宇根惣兵衛(和) | 中鹽 龍(和) |
| 佐々木高榮(和) | 佐々木仙次郎(和) | 田中姜輔(和) |
| 天野健太郎(和) | 宮田淺次郎(莊) | 太刀掛三左衛門(和) |
| 幹事 青盛敬篤 | 豊田實穎 | 宮原幸三郎 |
| 佐々木高榮 | 井上溫造 | 高橋基緒 |
| 澤原精一 | 太刀掛三左衛門 | |

第二節 吳市制期成同盟會

尋で第一會評議員會を吳俱樂部に開き役員の職務規程を定むると共に決議文を可決したり乃ち左の如し

吳市制期成同盟會職務規程

第一章 會長

第一條 會長は本會の事務を総理し本會を代表す

第二條 會長は評議員會の議決を経へき事件につき其議案を發す

第二章 評議員

第三條 評議員は會長の招集する評議員會に列し本會の事件を評議す

第四條 評議員は本會の目的を貫徹する爲事件を定め會長より特に囑托するときは其事務に盡瘁するものとす

第三章 評議員會

第五條 評議員會は會議の必要ある毎に會長之を招集す若し評議員五分の一以上の請求あるとき亦同し

第六條 評議員會は現在議員過半数の出席あるに非されは開會することを得ず

第七條 評議員會の議事は過半数を以て決す可否同數なるときは議長の決する處に據る

第八條 評議員會の議長は同盟會長之を司る

第九條 議長故障あるときは年長者の評議員を以て議長とす

第四章 幹事

第十條 幹事は會長の囑する事務を分擔す

第十一條 幹事の事務を庶務會計の二部に分つ

一 庶務事項は左の如し

文書の往復 文書の立案 本會必要の事件 調査

會員募集 會計に屬せざる他の事項

一 會計事項は左の如し

金錢物品の出納

決議

本會は本會の目的を達する順序として第一に左の事業に着手するものとす
一本會は安藝郡宮原村和庄町莊山田村吉浦村の一部(兩城川原石の現今二川町請願の區域)を合併し吳市と改稱し市制施行地とせられんことを知事に請願し尙ほ關係町村長にも建議すること

- 二、請願書及建議書は委員五名を選出し起草せしむ
但委員は會長之を指名す
- 三、前項請願書及建議書は評議員會の決議を経て總會に付し進達の手續を爲す可し

斯くて期成同盟會は明治三十五年二月九日を以て各町村長に對し正式に左の依頼狀を發したり

拜啓別紙の事項承知致度付ては御多忙中毎々御面倒と奉存候得共夫々御記入相成來る十三日迄に御返付相成申度此段御依頼申上候 敬具

明治三十五年二月九日

吳市制期成同盟會長 澤原俊雄

- 和庄町長宛
 - 宮原村長宛
 - 莊山田村長宛
 - 吉浦村長宛
 - 一、土地反別地價及戸口
- (各 通)
- 卅四年十二月卅一日現在

- 一、諸税
 - 一、諸税最高額納入
 - 一、現住人員職業別
 - 一、公民縣會及衆議院議員選舉有權者
 - 一、戸數人口増減比較
- 右に對し各町村長より報告せし所に依り當時四ヶ町村の現勢を表示すれば左の如し

土地反別地價戸數 (明治卅四年十二月末現在)

町 村 名	地 價		戸 口	
	反 土	地 價	戸 數	人 口
和 庄 町	二六四町三二、七	六、九五〇四四〇六	五、五六五	二八、〇五三
莊 山 田 村	五八七、九九三、〇	九四、一四六、〇四	三、一六二	一四、五四〇
宮 原 村	三三、〇六三、〇	二、八三六、四九三	一、四四三	四、一八九
吉浦村ノ城内	一一五、一四四、〇	一四、三三〇、一七五	一、五六七	六、〇五九
川原石兩城	一〇〇、四三〇、七	一九三、二五三、六七八	二、七三六	五三、六九〇
計				

諸稅

(明治三十四年度)

八

町村名	地租	地租以外ノ國稅	縣稅		町村稅
			地租割	戶數割	
和庄町	二,二八一,四三八	一三,〇三八,九四四	六,七三二	四,四三四,七七七	三,六四〇,六四五
莊山田村	三,〇七,七五九	四,二四,八三三	五九八,三八七	二,二四三,五五八	二,六六〇,五六〇
宮原村	五,四六,二四八	一,〇三八,六三三	三三,七三二	一,〇一九,〇五九	三,三七〇,二五
川吉浦石兩城內	四七,五六六	一,五三,三三一	二〇三,六八〇	一,一四三,三四三	三,八七三,一六四
計	六,四八,〇二一	一九,七三四,七〇〇	一,七〇一,一五〇	八,八九,七七七	一〇,五〇,三九四

諸稅最高額納入

(明治三十四年度)

町村名	國稅		縣稅		町村稅
	所得稅	地租	營業稅	稅	
和庄町	一,五六,七六	二〇,七九三	三〇,三七七	八三,四五五	一,七,八六〇
莊山田村	三三〇,〇〇〇	二九六,一七五	一六,〇〇〇	四〇,三五〇	二〇一,七九五
宮原村	七二,〇〇〇	三,七〇〇	二四,九〇〇	一〇,七四四	五五,四八九
川吉浦石兩城內	二七五,四六八	五三,一五八	二〇,一五〇	八三,四〇〇	三九二,六〇九
計	八三四,二四四	六〇三,八五六	五三,三七七	一,六七,二九七	一,四一四,〇六三

現住人員及職業別

(明治卅四年十二月末現在)

町村名	現住人員	職業別				
		農	工	商	漁	其他
和庄町	二八,〇五三	六〇〇	六〇	一,三四〇	一	二六,〇〇〇
莊山田村	一四,五四〇	二,四七三	五,二三五	三,六三五	一	三,一九八
宮原村	四,八九九	五〇〇	一,九五三	三七四	一	五〇〇
川吉浦石兩城內	六,九〇九	三五	三五〇	五八〇	一三一	四七〇
計	五三,六〇〇	三,六〇七	八,一四七	五,九二九	一三二	三〇,一六八

公民縣會及衆議院議員選舉有權者

町村名	公民數	縣會議員有權者		衆議院議員有權者
		公	民	
和庄町	八四五	六〇〇	一五〇	
莊山田村	六二〇	三三五	三〇	
宮原村	三〇七	三五	六	
川吉浦石兩城內	二〇九	七六	一〇	
計	一,九八一	九五六	二〇〇	

戶數及人口增減

(明治卅一年現在)

町村名	戶數	人口	戶數增	人口增
和庄町	四、二五〇		三、三三〇	
莊山田村	一、五八五		八、七五七	
宮原村	九六五		三、三三九	
川吉浦石兩城內	一、二〇八		五、三三二	
計	八、〇〇八		三九、六三七	

同

(明治三十二年現在)

町村名	戶數	人口	戶數增	人口增
和庄町	四、九五〇		三、三九七	
莊山田村	二、一三〇		九、七九四	
宮原村	一、三六八		三、七四七	
川吉浦石兩城內	一、三〇〇		五、七七九	
計	九、七五八		四二、七七七	

戶數及人口增減

(明治三十三年現在)

町村名	戶數	人口	戶數增	人口增
和庄町	五、六六九		二六、七〇三	
莊山田村	二、五二五		一〇、〇六〇	
宮原村	一、三一九		三、九六〇	
川吉浦石兩城內	一、四一七		六、二四九	
計	一〇、五二六		四六、九七一	

同

(明治三十四年現在)

町村名	戶數	人口	戶數增	人口增
和庄町	五、五五五		二八、〇五三	
莊山田村	三、一六二		一四、五四〇	
宮原村	一、四四三		四、一八九	
川吉浦石兩城內	一、五六七		六、九〇九	
計	一、七三六		五三、六九〇	

以上統計表に依りて此の數年間四ヶ町村か如何に大なる發展を遂げしかを想察するに足らんされは期成同盟會にありては此の現勢に鑑みて愈々市制施行の急務なるを覺悟し明治三十五年二月縣當局に對して左の上申書を提出したり

上申書

安藝郡和庄町莊山田村宮原村及吉浦村の内兩城川原石の地は西南吳の良港を扼し他の三面山嶺に據り安藝郡本庄村燒山村及賀茂郡阿賀町と界し地勢自ら一區域を爲し古來吳の總稱を有し農桑漁火の一郷なりしか明治十八年吳軍港設置せられ造兵廠あり造船廠あり諸般の設備廣大を極め帝國海軍の一大根據地となりたる以來各地の商工者競うて此地に來集し商業日に盛に戸口月に加り現今戸數一萬餘人口五萬餘一望の間人家櫛比して自ら一大都會の形を爲し四ヶ町村の境界を判別する能はさるに至れり而して住民中過半數は新來の商工者にして風俗慣習千種萬様混化して一の吳地方の風俗を成し彼是の別あることなく唯帝國海軍の一大根據地たる吳軍港を目的として其生業を營めり是に於て四ヶ町村人民の便利とする所は何れも同一にして

町村の施設に付ても教育土木衛生警備の事業統一を要するもの少しとせず吳軍港設置の當時發表したる吳市街道路及惡水路設計の如き蓋し今日を慮りたるものゝ如し然るに町村制施行の當時此地の繁榮未だ市制を施行するに適せず町村に區劃せられたる爲行政上統一の方針を缺き其箇々別々の施設は資力微弱にして常に帝國海軍の一大根據地たり一大都會たる此地方住民の便益を全ふする能はず且吳鎮守府軍事上の關係に於ても此地の行政四ヶ町村に區別せらるゝは不便少からずと聞く有志輩の常に遺憾とする所なり加之町村の名稱は最早此地の繁榮なる事實に適合せず商取引に於ても損する所少しとせず是を以て商人の他地方に向つて其住所を表示する場合は多く吳港の名を以てし和庄町莊山田村等町村名を稱するものなし是事實上既に四ヶ町村の名稱は廢止せられて一の吳都會を成したるものなり目下政府に於ては當地に製鋼所設置の計畫ありて既に貴衆兩院を通過せり其愈實行せらるゝの曉は此地の形勢更に一新するものあらん物茲に慮らされは後に蹟く所あり今日に於て此地方統一の計を爲し制度上の名稱區域をして事實上と申しからしむるは軍事上に於ても行政上に於ても殊に地方人民の便益

上に於ても必要の事たり茲に於て吾人は四ヶ町村の地を一團となし以て市制を施行せられん事を期す今四ヶ町村經濟の狀況を察するに目下歳入歳出の総額金四萬參千七百餘圓内役場費壹萬五千參百餘圓會議費五百圓郡費の負擔壹千圓公債費壹千參百餘圓にして諸般の事業費は僅に貳萬壹千圓とす(此貳萬餘圓中基本財産積立金豫備費等を包含するも此等の費用は市制施行後に於ても尙之を要すへきに依り假りに事業費中へ算入して區別を設けず)貳萬壹千圓の經費は帝國海軍の大根據地たり一大都會たる此吳地方の教育土木衛生警備の事業を完成するに於て充分なりとせす然るに今市制を施行せは郡費の負擔壹千圓と郡役所費の爲此地に賦課せらるゝ縣稅貳千圓は當然其課稅を免れ其役所費を以て市役所及市參事會費に充つるも壹千餘圓より少からざる餘裕を生すへきに依り大約四千五百圓の金額は吳市民の負擔を増加することなくして之を事業費に支出するを得へし加之此地從來の課稅は其地の繁盛縣下各町村中上位に在り人民の負擔力亦豊富なるに反し甚た低少にして三十四年度に於ける地價割所得割國稅營業稅等孰れも制限内に在り而して縣稅の二倍半に満たす故に若し三十四年度より一層課率の低

廉なりし三十三年度の縣下各町村の平均課率に依り課稅するものとせば戸別割のみにても實に貳萬七千圓の歳入を増加し得へく若し尾道廣島の課率に準して課稅せば更に多くの歳入増加を得へし之に依りて之を考ふるに當地に市制を施行し將來事業費の増加することあるも市の經濟上更に困難するなく而して一大都市たる此吳地の体面を保ち帝國海軍の根據地たる此地方人民の利益を全うするに足るへき施設を爲し得へきことを信す惟ふに以上陳述する所は閣下夙に之を諒する所ならん願はくは此地方人民利益の爲速に市制施行相成候様其筋へ具申相成度別紙諸種の調査を添付し茲に意見上申候也

明治三十五年二月一日

吳市制期成同盟會長 澤原俊雄

廣島縣知事 江木千之殿

尙ほ期成同盟會以外に於ても澤原爲綱外六百八十一名より更に同文の上申書を江木知事に提出したり

是れに由りて之れを觀れば市制施行の要求は輿論歸一の結果なること明かな

りされど更に少しく部分的に當時の事情を觀察すれば其間又自ら一部反對の意向なきにしも非ず初め江木知事の四ヶ町村有志者に對し市制施行に關する示談を爲すや議忽ち決して即座に期成同盟會を組織したりと雖も獨り宮原村民の間には依然合併を以て自村の不利益なりとするの保守的意見行はれ幾度か村會を開きて頑強に統合の埒外に逸脱せんことを畫策したりしか幾回か妥協に妥協を重ねし後遂に其の意見を翻して大勢に同することとなりたり當時宮原村民か市制施行に反對したるに就きては蓋し亦其の理由なきに非ず既に記せるか如く同村は軍港設置の爲めに多大の破壊的影響を蒙り殆ど四分五裂の状態に陥りしのみならず其後一村落を成せるも其の位置か山麓に偏在して殆ど別廓をなせる爲め他町村か駸々として發展しつゝあるに反し同村のみは獨り時勢に遅れたるの觀あり隨ひて其の民度富力も比較的低級に屬せしを以て他町村と均一の負擔を爲し均一の經濟の下に置かるゝに關しては又自ら多少不安の情なきを得さりしものゝ如し殊に其の位置一方に僻せしか爲め市制施行後市廳舎との距離最も遠く行政關係上不便鮮からすとの舊來の意見も尙ほ未だ其の迹を絶つに至らざりき然れども村内亦具眼の士あり四ヶ町村

統一は自然の運命なるを領悟し以て其反對論を緩和して市制施行の機運を促進するに至れるは慶ふへしとなす

市制施行に關する縣當局の意向は自ら進みて四ヶ町村有志に示談を試みたる程なれば期成同盟會の上申は固より喜んで之れを領受したりき然れども縣當局は其の示談を試みたる後と雖も之れに關する各般の調査を怠るものにあらず而して一方期成同盟會に於ても能く縣當局を動して市制施行の具申をなさしむる爲めには十分に其の調査資料を提供し確實なる理由を發見せしめざる可らす是を以て上申書には種々なる資料を添付したるか就中町村分立時代と市制施行後との財政比較に關しては最も重きを置きたるなり蓋し當時民間に於て最も懸念せしは市制施行は固より歓迎する所なれども之れか爲めに負擔の頓に重加するか如きことなきや否やにありき若し負擔にして果して重加すこそは勢ひ市制施行尙早論は擡頭し來らざるを得ず是を以て期成同盟會の調査せし財政比較は吳市成立後の經營に就いても消極的なる方針を立て特に豫算の膨脹を避けんことに努めたるものゝ如し即ち同會の發表せる豫算比較は左の如し

明治三十四年度豫算金額試照表

歳入

款	吳市豫算額	四ヶ町村豫算額	△増	○減
財産ヨリ生スル収入	1	七六一,七四〇	〇	七六一,七四〇
使用料及手数料	八五二,〇〇〇	八五二,〇〇〇	〇	1
雑収入	四,五二,五〇〇	四,五四六,四四五	〇	三九四,九四五
前年度繰越金		二,二五〇,三三〇	〇	二,二五〇,三三〇
交付金	一,四四五,二〇〇	一,四四五,二〇〇	〇	1
補助金	三九六,〇七四	四〇八,六六九	〇	一一,五九五
寄附金	二五〇,三四五	四六六,三七四	〇	二一六,〇二九
市税	三四,二六,九九三	三三,三九一,三六三	△	一,七三五,六三一
吉浦小学校費擔		六三,八五七	〇	六三,八五七
高等浦小計	四一,三二,〇三三	四三,七三三,七六一	〇	二,五三三,七三九

歳出

款	吳市豫算額	四ヶ町村豫算額	△増	○減
役所費	一四,〇五五,五〇〇	一五,三九六,七三三	〇	一,三四一,二三三
會議費	六七六,〇〇〇	四九四,九〇〇	△	一八二,一〇〇
土木費	八六,五〇〇	九三九,七五八	〇	七六,二五八
教育費	二六,五八九,九五三	一七,〇六八,三三三	〇	四八八,二六〇
衛生費	一,九四四,六三三	九五四,六七七	△	九九〇,〇〇〇
救恤費	一六,三〇〇	一六,三〇〇	〇	1
警備費	五〇五,〇〇〇	四二二,〇〇〇	△	八四,〇〇〇
勸業費	七四,〇九五	七四,〇九五	〇	1
病院及負擔	一,〇九〇,三三七	二,〇九〇,五三三	〇	一,〇〇〇,一八六
雑支出	三〇,〇〇〇	四五四,〇三三	〇	一五,〇三三
基本財産積立金	五〇〇,〇〇〇	四三六,〇〇〇	△	七四,〇〇〇
公債費	1	一,三八八,九九三	〇	一,三八八,九九三
交際費	三〇〇,〇〇〇	1	△	三〇〇,〇〇〇
豫備費	五〇〇,〇〇〇	三四五,七八九	△	一五四,二一一

計	三、七、四三、五五	三、六、七二、九七	〇 二、五八、六三
---	-----------	-----------	-----------

歳出臨時費

雜支	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	—
教育費	三、五、二七六	三、五、二七六	—
計	四、一、三、〇〇〇	四、一、三、〇〇〇	〇 二、五八、六三

以上の吳市豫算は極端なる消極的算定に基ける假定的計上にして固より實行豫算としての可能性を有するものには非されども當時都市經營の觀念尙ほ幼稚なりしと又一方市制施行の結果負擔の重加せざるを知らしめんか爲めに由り斯くの如き單純なる豫算比較表を發表せしものなる可し右の對照表に依れば市制施行後は著しく經費の縮少を來すが爲め人民の負擔は勢ひ輕減せられざる可からざるに市制施行當年の事實に徴すれば和庄町は一倍九割莊山田は一倍五割二步四厘二川は二倍宮原は二倍七割三步の増加を示したりしなり

第三節 市制實施ノ準備

期成同盟會の上申書提出後約四ヶ月即ち明治三十五年六月十三日四ヶ町村が同上申書の結果如何を想望せるの時安藝郡長栗原幹より關係各町村役場に對し

本郡莊山田村和庄町宮原村二川町を廢し其區域を以て吳市とし市制を施行せんとするに付本月二十三日迄に其町會の意見を徴し差出す可し

この訓令を發したり此の訓令に接するや先づ和庄町役場に於ては町會を召集して其の意見を徴し同月二十五日左の答申をなしたり

市制施行に關し町會の意見を徴し差出方訓局第一八一号御訓令に依り昨廿四日町會へ諮問候處滿場一致異議なき事に決定致候此段答申候也

尋で他町村も同様の答申をなし茲に始めて市制施行の曙光を見るに至り人心頗る緊張せり爾後安藝郡役所よりは關係町村に對して市制施行申請に要する諸般の資料提出方を命する等準備は着々として進行せるか越えて同年九月二日縣告示第三百五号を以て左の如く告示せられたり

本年十月一日より安藝郡和庄町莊山田村宮原村二川町を廢し其區域を以て吳町を置く

明治三十五年九月二日

廣島縣知事 江 木 千 之

斯くて市制施行の希望は保証せられたり既に四ヶ町村は統一せられて吳町となれり吳町の出現は即ち市制施行に必要な前提たり何となれば個々獨立せる町村か直に一躍して市となるは手續上之れを許さざるのみならず自治體進歩の順序にも循はされはなり既に四ヶ町村か一町に統合せられたる以上は其の財産の處分を爲さざる可からず因りて安藝郡長は次の如き訓令を發したり
訓局第二六七号

來る十月一日より和庄町莊山田村宮原村二川町を廢し其區域を以て吳町を置かれ候に付右四ヶ町村有の財産は左記の通處分取計ふ可し
右訓令す

明治三十五年九月廿二日

安藝郡長 栗 原 幹

- 一、役場學校隔離病舎傳染病院の備品消耗品及書類は一切吳町の所有とす
- 二、吉浦村外三ヶ町村學校組合解散に依り四ヶ町村に屬すべき財産は吳町

の所有とす

三、前二項以外の財産は總て各大字の所有とす
是れより先き内務省は告示第六十三号を以て吳市民か永久に記念すべき左の告示を發表せり

明治二十一年法律第一号市制第二百二十六條に依り廣島縣安藝郡吳町を市制施行地に指定し明治三十五年十月一日より市制を施行す

明治三十五年九月一日

内務大臣 内 海 忠 勝

右告示の發布と共に安藝郡役所内に吳市開廳準備委員會を置くこととなり郡長は左記三名を其の委員に任命したり

廣島縣屬兼 安藝郡書記	石 津 圭 介
安藝郡書記	村 田 英 司
全	栗 谷 元 吉

同時に關係舊四個町村に於ても準備進捗の爲め主任者を定め右準備委員と共に力して關係事務に執掌せしめたり

一方郡役所に在りては四ヶ町村は安藝郡の管轄を脱して獨立するものなるを以て勸業會計稅務兵事等の各係に於て吳市へ引繼ぐべき帳簿書類物品の整理に着手し其繁劇殆ど言語に絶するほどなりき

市制施行の準備は着々として進行せり先づ市役所廳舎は和庄町字堀沖新開千七百七十八番地建物木造瓦葺平家四棟此の建坪六拾坪七合五勺(元和庄町役場)を左の條件にて借入るゝことに豫約しぬ

一、貸附期間は十月一日より向ふ六ヶ月間とす

但其期間内と雖も不用の際は返却を受くるものとす

二、廳舎借用の爲めに要する模様替修繕は妨げなき事

但費用は借入方の負擔とす

三、返却を受くる際は借入方の費用を以て原形に復せしむる事

四、廳舎借上料は一ヶ月金參拾圓を以て借入に應ずるものとす

次に戸籍役場に充つる爲め和庄町字堀中鹽裏吉所有家屋一棟階下十四坪上階全階を一ヶ月拾八圓にて借入豫定契約を結へり

外に物品收用置場として和庄町字東泉場森木英人の所有倉庫一棟建坪六坪を

一ヶ月六圓にて借入豫約成れり

かくて市廳舎の準備整ひたれば安藝郡長より知事に申報あり縣知事は市役所を左の如く告示せり

廣島縣告示第三百三十九号

吳市役所の位置は大字和庄町と定む

明治三十五年九月二十日

廣島縣知事 江 木 千 之

是に於て開廳準備委員は九月三十日までに任用せらるべき吏員及び給仕使丁の候補者を推薦し處務規程市役所書類編纂方法及市參事會書類編纂保存方法給仕及使丁服務規程俸給支給方法旅費支給方法諸賄料支給規程選舉區設置に關する資料調書等の諸稿を草定し次に三十五年度市の歲計豫算案を編成し戸籍役場に備ふる本籍人非本籍人身分登記簿の調製及び契印請求各種印判類の彫刻其他諸用紙薪炭油等の需用品購入手續を處辨し市役所各課係の配置及び事務席の按排圖案等凡そ其の必要と認むる総ての準備を完うし且つ左の準備綱領を作り開廳日の到るを待ちて之れを引繼かんと致々鞅掌日も之れ足らざる

の有様なりき

吳市役所開始準備

一、應舎の事

- 一、本應舎を大字和庄町有家屋(元町役場)とす
- 借家料は一ヶ月參拾圓にして十月一日契約締結の事
- 二、修繕は代書席を庶人溜所となし宿直室を取除き又物置所を湯沸場とし湯沸場を板張となし使丁事務席とす
- 現今便所の處に今一個の便所を設くる事
- 壁の落たるを繕ふ事
- 右受負金員拾七圓にして巨細太刀掛町長承知の事
- 三、戸籍役場は大字和庄町字堀中鹽裏吉所有家屋とする事
- 借家料一ヶ月拾八圓にして十月一日契約締結の事
- 但九月二十六日中迄に明け渡の約束
- 修繕は階下の座板を詰張となす事
- 階上は建具敷場付階下は外廻丈け建具付の事

右座張方は太刀掛町長承知の事

- 四、倉庫一棟(三間)建坪六坪物品收置用字東泉場森本英人所有倉庫借入料一ヶ月六圓九月三十日迄に明渡の約十月一日契約締結の事

二、經濟の事

- 一、十月一日より三十六年三月末日に至る豫算元組し郡長に提出しあり決定の上は明治三十三年内務省令第三号に依り知事の認可申請をなす事
- 二、前項認可を得たる時は其要領を公示する事

三、公告の事

- 一、市の公告は地方慣例たる揭示場に揭示するを以て公告式とす依て舊四ヶ町村の揭示場所在地及其修繕の要否取調方四ヶ町村へ照會しあり之れか回答を得たる時は此箇所に向堺橋附近に一ヶ所を増設し都合五ヶ所に揭示するを以て公告式となす旨十月一日告示するを要す

四、市長事務取扱者任命の上は公告する事

五、市書記任命及事務分掌の事

六、給仕使丁任命の事

右五六辭令案は雜書綴にあり任用人名は事務取扱者の手にあり指揮を得て執行する事

七、處務規程

八、關

九、市役所書類編纂方法

十、市會及市參事會書類編纂及保存方法

右七乃至十は規程綴にあり十月一日知事に認可を申請し認可を得たる上は廳中へ訓令を要す

十一、給仕及使丁服務規程

十二、俸給支給方法

十三、旅費支給方法

十四、諸賄料支給規則

右十一乃至十四は起案の上事務取扱者に提出しあり決裁の上は十月一日廳中へ訓令を要す

十五、選舉區設置の事

選舉區設置條例の制定は制第二百二十八條に依り知事に於て施行せらるへきものと認む依て其材料は既に知事に提出濟たり原議は雜書綴にあり

十六、各種烙印調達の事

是は大字和庄町後藤藤林四郎へ命令あり九月三十日限調達の約原議及見積書は需用品調達書類綴にあり

十七、各種印章の事

是は和庄町一丁目井原大二莊山田村二河橋通り神田光吉賀茂郡廣村徳光豊五郎の三人へ分別命令しあり各九月三十日限にして其原議及見積書は需用品調達書類綴にあり

十八、諸用紙の事

稟議用紙普通公文用紙埋火葬認許証用紙は和庄町宮田雪松調達命令九月三十日限調達の事

戶籍役場普通公文用紙全紙半切共吳印刷株式會社へ調達命令九月三十日限の約

新戸籍簿用紙前後共詔濟莊山田村江草倉次郎擔當

半紙形青罫紙五丈二川町吉田庄次郎より買入濟

鳥の子模造辭令用紙百五十枚廣島市斜屋町山縣元兵衛より買入濟

身分登記簿八冊分廣島市研屋町金行秀聽へ詔濟

封筒大半紙半紙美濃紙西洋紙奉書中丈西の内購入伺濟調達命令未濟

右何れも原議及見積書は需用品調達書類綴にあり

十九、石積船鑑札板 縣廳へ請求すへきもの

二十、紙製營業鑑札 全上

廿一、船鑑札板 市にて調製すへきもの

廿二、營業鑑札板 全上

右十九乃至二十は郡役所より引繼くへきも員數未定に付執行未濟
但原議は需用品調達書類綴にあり

廿三、舊戸籍用紙美濃形罫紙其他戸籍役場用受附簿公文書番号簿謄本抄本交
付帳等の用紙に付て四ヶ町村より引繼を受くへき罫板又は使用殘ある
見込に付別に調達せず併し必要と認むる員數の原議は需用品調達書類

綴にあり

廿四、收入役欠員の間其事務を專屬せしむへき課係の件稟議濟雜書類にあり

十月一日淨書して廳中訓令を要す

廿五、戸籍吏名据及印章の件に付疑義あり監督判事へ問合中原議は雜書類に
あり

廿六、木炭八貫目二川町野崎儀助より買入濟

廿七、需用品は其調達を命したるもの及既に買上契約濟のものど雖とも代價
は総て未拂に付市役所より支拂を要す

第四節 市役所ノ開廳

斯くて期待せる市制の實施期十月一日は來れり吳市長事務取扱者の任命は安
藝郡長栗原幹に下りぬ吳市役所は左の告示を發せり

吳市告示第一号

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原 幹

右之通任命ありたり

明治三十五年十月一日

吳市役所

是れより先き吳市制施行準備委員會は市吏員以下給仕及び使丁に使用すべき候補者(概ね元四ヶ町村吏員及び給仕使丁)を豫選し十月一日午前第六時までに新市役所に出頭すべき旨を通しき

市吏員及び給仕使丁候補者は右の通知に接し各豫定の時刻に新市役所に參集し皆熙々として辭令の交付を待てり既にして市長事務取扱者たる安藝郡長栗原幹登應し定めめの席に就きて新任式を行ふ乃粟谷元吉を主として序に順ひて候補者を呼ひ一々任用辭令及び事務分掌の命令書を交付す其任用を受けたるもの

書記	三十一人	雇	八人
掃除監督長	一人	全監督	一人
掃除巡視	五人	給仕	三人
使丁	十四人	市醫囑託	二人

就中任用辭令を受けし書記雇使丁中直ちに辭退せしもの數人あり翌日之れか

辭職をなし又新に任用せるものもありて結局

書記	三十九人	雇	七人
----	------	---	----

となる而して書記八名には臨時事務引繼委員を命し舊四ヶ町村役場備置の文書及び器具物品の引繼を受けしめたり吏員の任命了りて各其部署に就かしめ左の告示及び上申をなさしむ

吳市告示第三号

本日當市役所開廳す

明治三十五年十月一日

吳市役所

吳甲第一号

本年九月一日内務省告示第六十三号に依り本日午前無事開廳致候此段上申仕候也

明治三十五年十月一日

吳市長事務取扱者
安藝郡長 栗原 幹

廣島縣知事 江木千之殿

又處務規程其の他の諸規程方法手續等を規定し左の通り訓令せり

訓令甲第一号

第一課
第二課

本市役所處務規程は認可ある迄別冊に因り執行す
右訓令す

明治三十五年十月一日

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原 幹

(規定略)

訓令甲第二号

第一課
第二課

本市役所書類編纂方法及市會及市參事會書類編纂保存方法給仕及使丁服務規程俸給支給方法旅費支給方法諸賄料支給規則別冊の通相定む

右訓令す

明治三十五年十月一日

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原 幹

訓令甲第三号

第一課
第二課

本市收入役選任に至る迄の間同役專掌に係る事務は第二會計係に屬せしむ
右訓令す

明治三十五年十月一日

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原 幹

市の公告式を定め左の告示を發せり

吳市告示第二号

吳市の公告は左記揭示場に揭示するを以て公告式とす

一大字和庄町字堀沖新開

一同 町字 堀橋々畔
譽田新開

一大字莊山田村字末信

一大字二川町字新地

一大字宮原村字神原畝

市長事務取扱者は開廳準備委員の編制したる明治三十五年市歳入出豫算案を査定し明治三十三年内務省令第三号に依り知事に認可申請をなし即日認可を得たるを以て其要領を公示せり其概要左の如し

吳甲第二号

吳市歳入出豫算認可申請

明治三十三年内務省令第三号第三條に據り吳市明治三十五年度歳入出豫算別紙の通り編製候に付認可を請ふ

明治三十五年十月一日

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原 幹

廣島縣知事 江木千之殿

議第二九五八号

明治三十五年十月一日申請吳甲第二号吳市明治三十五年度歳入出豫算認可す

明治三十五年十月一日

廣島縣知事 江木千之

吳市告示第四号

明治三十三年内務省令第三号に依り吳市明治三十五年度歳入出豫算を設け十月一日日本縣知事の認可を得たり其要領左の如し

明治三十五年十月一日

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原 幹

廣島縣吳市明治三十五年度 自明治三十五年十月
至明治三十六年三月 歳入出豫算

歳入

第一項 戶籍及諸証明手数料 三五三、七五〇

第一款使用料及手数料 三五三、七五〇

第二款雜收入 二六三、〇〇〇

第一項 不用品拂代	10,000
第二項 衛生費收入	153,000
第三款 補助費	70,000
第一項 土木費補助	70,000
第四款 寄附金	15,173
第一項 入漁寄附	15,173
第五款 市税	19,333,393
第一項 國稅營業割	2,672,266
第二項 縣稅營業割	3,879,928
第三項 所得稅割	2,755,140
第四項 戶別割	9,822,059
歲入計	19,944,366
歲出	
經常費	7,360,988
第一款 役所費	7,360,988

第一項 給料	5,000,998
第二項 雜給	97,970
第三項 需用費	1,378,500
第四項 修繕費	43,500
第二款 會議費	653,100
第一項 實費辨償額	226,000
第二項 給料	57,600
第三項 需用費	379,500
第三款 土木費	624,250
第一項 道路橋梁費	500,000
第二項 治水堤防費	109,750
第三項 溜池費	4,500
第四項 里道並木手入費	10,000
第四款 教育費	6,407,755
第一項 給料	4,621,000

第二項 雜給

第二項 雜給	494,560
第三項 需用費	1,281,675
第四項 修繕費	69,500
第五款 衛生費	2,445,630
第一項 給料	24,000
第二項 汚物掃除費	868,100
第三項 傳染病豫防費	1,553,530
第六款 救助費	8,150
第一項 棄兒養育費	5,160
第二項 罹災救助費	2,990
第七款 警備費	251,775
第一項 雜給	22,925
第二項 需用費	228,850
第八款 勸業費	50,000
第九款 諸稅及負擔	1,274,980

第一項 諸稅

第一項 諸稅	1,000
第二項 負擔	1,273,980
第十款 公債費	156,100
第一項 公借金利子	156,100
第十一款 雜支出	5,000
第一項 墓地費	5,000
第十二款 豫備費	193,388
經常費計	19,431,026
臨時費	
第一款 役所費	26,000
第一項 營繕費	26,000
第二款 衛生費	487,300
第一項 營繕費	389,800
第二項 傳染病豫防費	97,500
臨時費計	523,300

第五節 市會議員市會

市役所の開廳市吏員以下の任命處務規程其の他必要の規程事務處理の手續の制定の如きは略々其の緒に就きたれば次に完全なる行政並に議政の兩機關を速に整備せんこと最も必要なり殊に議政機關たるべき市會の組織及び選舉は其の最要急務たるを以て茲に市長事務取扱者は市制第十八條に依り議員選舉期日を十二月十八日と豫定し開廳早々當務の吏員に命じて之れか選舉原簿調製の任に當らしめたり然るに縣知事は十月十五日縣告示第三百七十五号を以て吳市に於て始めて市會議員を選舉するか故に市制第二百二十八條に依り其の選舉區及び選舉區に於て選出すべき議員數を左の如く定むる旨告示せり

選舉區	一級	二級	三級
和庄	五人	五人	五人

莊山田	三人	四人	四人
宮原	二人	二人	二人
二川	一人	一人	二人

選舉原簿及び名簿は右選舉區に従ひ十一月二十日までに調製を終りたるを以て市長事務取扱者は市制第十八條第二項に依り十一月二十二日より七日間市役所に於て選舉人名簿を關係者の縦覽に供すべき旨の告示を發して縦覽せしめたりしに有權者にして名簿に脱漏せるあり誤載せるありて之れか修正の訴願を提起したるものありしかは(其人名及び訴願の要旨等詳述は市會史に譲り茲には之れを略す)市長事務取扱者は市制第一百二十八條に依り之れに裁決を與へて名簿を修正すべきものは修正を加へ十二月八日を以て確定名簿と爲したり

市長事務取扱者は選舉人名簿確定したるを以て三十五年十二月十日吳市告示第十二号を以て十二月十八日より全月二十九日に互り議員の選舉を行ふべき旨を告示し(其時日及び場所の詳記は市會史に譲る)市會議員選舉事務取扱順序を定め市吏員をして選舉

事務を準備せしめ且つ各選舉區毎に五名宛の選舉場助手を命し選舉期日の到るを待てり

斯くて選舉の期日は來れり即ち十二月十八日三級選舉を行ひ順次二級一級共豫定の選舉を終りぬ因りて市長事務取扱者は之れを縣知事に報告し當選確定したれば明治三十六年一月五日始めて第一回市會の招集を見るに至りき其の報告は

市會招集報告

左記事件會議の爲め本月八日本市會招集致候此段及報告候也

明治三十六年一月五日

議長缺員

吳市會議員 道佛伊三郎

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原幹殿

一市會議長及代理者互選の件

一市會々議細則決定の件

一市會書記選任の件

此の第一回市會は議題の示すか如く議長及び其の代理者の互選を爲し茲に市會の成立を告げたり

第六節 市長、市參事會員、助役、收入役

次に起る市會の重要問題は市長の推薦なり是れ眞に至重至要の問題なり元來市會議員選舉の競争も實は此の行政の重要機關たる市長及び市參事會員を自派より推さんか爲めに起りしものなれば推薦命令の將に下らんとするを見るや海軍派土着派の兩者は必死となりて互に暗闘飛躍を試みし狀激と謂はんか烈と謂はんか今日尙ほ回想するに餘りあるなり已にして明治三十六年一月十日内務大臣の市會に對する市長候補者推薦命令は下りぬ曰く

庶甲第四六号

廣島縣吳市會

其市々長候補者三名推薦スヘシ

明治三十六年一月十日

内務大臣男爵 内海忠勝

吳市長事務取扱者は左の回付書を以て之れを市會に送れり

吳丙第二六号

本市々長候補者推薦之件別紙命令書到着候に付及御回送候也

明治三十六年一月十三日

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原 幹

吳市會議長 佐々木高榮殿

此の命令を受けたる吳市會は一月十四日之れを招集し同月十七日開會付議するや海軍派側は豫備海軍主計大監佐久間義一郎を推し土着派は市の素封家澤原俊雄を挙げんとし兩々相執りて下らす競争頗る激烈なりしか遂に海軍派の勝利に歸して第一候補者に佐久間義一郎第二候補者に澤原俊雄第三候補者に佐々木高榮を推舉し議長は左の推薦上申書を認め尙ほ之れに副書を附して縣知事に進達せり

市會發第一三号

本市々長候補者推薦之件本月十日庶甲第四六号を以て御命令に依り本日當

市會に於て左の通り推薦致候此段上申候也

明治三十六年一月十七日

吳市會議長 佐々木高榮

内務大臣男爵 内海忠勝殿

一、第一候補者 佐久間義一郎

一、第二候補者 澤原 俊雄

一、第三候補者 佐々木高榮

市會發第一四号

先般本市々長推薦之儀内務大臣より御命令に依り推薦上申書差出候間御進達被成下度此段副申候也

明治三十六年一月十七日

吳市會議長 佐々木高榮

廣島縣知事 江木千之殿

右市長候補者の推薦を了り議長は急施を要する事件と告げ一月十八日引續き市會を開き名譽職市参事會員の選舉を行ひ其結果左の如く市長事務取扱者に

報告せり

市會發第一五号

本日開會したる本市會に於て名譽職市參事會員選舉執行候處左の通常選會議結了即日閉會候に付別紙議事録謄本相添へ市制第四十七條に依り此段及報告候也

明治三十六年一月十八日

吳市會議長 佐々木高榮

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原

幹殿

市參事會員當選者

中 鹽 龍

中島健一郎

太刀掛三左衛門

青盛敬篤

末永末太郎

豊田實穎

(添付議事録謄本略ス)

吳市參事會吳市長事務取扱者代理吳市名譽職參事會員青盛敬篤は一月二十八

日助役選舉收入役選任及び市長助役收入役給料額議定の爲め市會招集を議長に請求し議長は二月一日市會を招集し之れを附議に決し左の報告を致せり
市會發第一九号

左記事件に付本日市會開會議事結了別紙之通決定致候間此段及報告候也

明治三十六年二月一日

吳市會議長 佐々木高榮

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原

幹殿

一、助役選舉の件

一、收入役選任の件

一、市長助役及收入役給料額の件

(別紙)

一、助役選舉の結果有効投票の過半數を得左の通り當選す

天野健太郎

一、收入役選任の件左之通選任す

渡邊逸太郎

右助役の選舉收入役の選任を了へたるにより市長事務取扱者は其の給料額と
共に之れか認可を縣知事に對して申請し知事の認可を得たり即ち左の如し

吳申第一〇八号

助役選舉認可申請

本月一日本市會に於て助役選舉執行候處左記の者有効投票過半數を得當選
候に付市制第五十二條に依り認可を請ふ

明治三十六年二月四日

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原 幹

廣島縣知事 江木千之殿

吳市大字和庄町千二百四十九番邸

平民 天野健太郎

明治八年三月九日生

議第四五五号

明治三十六年二月四日申請吳甲第一〇八号吳市助役選舉の件
右市制第五十二條に依り之を認可す

明治三十六年二月五日

廣島縣知事 江木千之

吳甲第一一二号

收入役選任認可申請

本月一日本市會に於て左記の者本市收入役に選任候に付市制第五十八條に
依り認可を請ふ

明治三十六年二月四日

吳市長事務取扱者

安藝郡長 栗原 幹

廣島縣知事 江木千之殿

吳市大字和庄町二千七百四十二番邸

渡邊逸太郎

明治四年九月十四日生

議第四五六号

明治三十六年二月四日申請吳甲第一一二号吳市收入役選任の件

右市制第五十八條に依り之を認可す

明治三十六年二月五日

廣島縣知事 江 木 千 之

助役收入役は右の如く認可を得て二月五日各々就任せり又市長も第一候補者たる佐久間義一郎に就任の義裁可あり内務大臣より左の達書到着せしを以て市參事會は二月五日市長佐久間義一郎に通知し茲に就任を見るに至れり

秘乙第二一号

從四位勳四等功四級 佐久間義一郎

右廣島縣吳市々長就任の義本日裁可を經たり

明治三十六年二月二日

内務大臣男爵 内 海 忠 勝

是に於て市の議政機關たる市會の組織及び選舉行政機關たる市參事會及び市吏員の組織選任其他市政施行上に必要な施設は悉く完成を告げたり

市長事務取扱者たりし安藝郡長栗原幹は其の任務結了せしを以て既往取扱の事務行程を新參事會に引繼ぎ其の任を退けり市は市會の議決に依り市長事務取扱者たりし安藝郡長栗原幹吳市開始準備委員たりし廣島縣屬石津圭介安藝郡書記村田英司に對し慰勞として左の如く感謝狀に金品を添へて贈呈せりき

栗原郡長へ

時運の隆盛は吳港自治制度の階級を進め明治三十五年十月一日を以て吳市を更施せらる此時に當り閣下は命を奉して市長事務取扱者たるの重職を擔ひ爾來勉焉更施萬般の政務を統理盡瘁し以て其職責を完了せられたり今回顧するに制度更改の期たる年度の中途に在り而も咄嗟の間四ヶの町村を合して一町となし同時に市制の改施ありて未だ曾て其類を見ざるの革新たり故に庶務の施設特殊の新例に出て法令の運用頗る煩を累ねたるもの鮮からず加之新舊事務は混淆錯綜し其整理亦繁劇を極たること擧げて數ふへからず况んや時恰も疫癘慘毒を傳播して猖獗を逞うし衛生上臨急夥多の畫策を要したるに於てをや然りと雖も閣下は斯の時局に處するに秩序嚴正懇到周密施設の敏活を以てし終に市政機關の完成を告げ毫も遺算なからしむ是

偏に閣下の慧眼卓識に依らすんは奚ぞ能く其成功を期すへけんや其勞蹟表彰するに餘ありとす茲に本職は市會の決議を以て金製時計器一個を贈呈し以て感謝の意を表す冀くは閣下之を受納し當年の記念にせられんことを

頓首敬具

明治三十六年四月 日

吳市參事會

吳市長從四位勳四等功四級 佐久間義一郎

安藝郡長勳五等 栗原幹殿

石津縣屬
村田郡書記へ

明治三十五年十月一日を以て市制を施行せらるゝに際し貴下は曾て栗原安藝郡長に僚とし豫算の編製規定の創設等更始各般の準備に鞅掌し以て其完備を致せり抑本市の創始たる新規特例に出たるもの多く其處理の煩累を極めたること一にして足らずと雖も適法を誤らす設備の完きを期し以て市制實施に支吾なからしむ是則主宰の指揮其宜を得たるか爲なりと雖も亦以て貴下の老練卓絶の手腕に依らすんはあらず其勤勞や多大なりと謂ふへし茲

に本職は市會の決議を以て金拾五圓(石津縣屬
村田郡書記)を贈呈し以て感謝の意を表示す冀くは幸に受領せられんことを

明治三十六年四月 日

吳市參事會

吳市長從四位勳四等功四級 佐久間義一郎

廣島縣屬 石津圭介殿

安藝郡書記 村田英司殿

又廣島縣知事江木千之熊本縣へ轉任に際し同氏は本市創立の爲めに盡瘁せしこと少からさりしを以て市會の議決により左の感謝狀を贈呈したり

吳市會議長佐々木高榮謹て熊本縣知事從四位勳三等江木千之閣下の功勞に對し謝意を表せんと欲す伏て惟るに閣下は明治三十二年一月我か廣島縣知事に就任せられ爾來裘葛を換ゆること殆んど五其間閣下の英敏を以て我縣政を統理し治政上万般の企劃經營宜きに適ひ恒に治民を愛撫し上下の疏通を計り靄然として治民其德澤に敬服し以て縣治の美舉らさるものなし其功績の顯著なる枚舉に遑あらず就中閣下の我吳市に於ける元町村時代より以